

---

2016（平成28）年版

# 横浜市男女共同参画年次報告書

～2015（平成27）年度の男女共同参画関連施策の実施状況～

---



横浜市



# 目 次

第1部 第3次横浜市男女共同参画行動計画の概要	
1 基本的な考え方	・・・ 2
2 推進の方針	・・・ 3
3 体系と概念図	・・・ 3
第2部 第3次横浜市男女共同参画行動計画に基づく施策の実施状況	
1 第3次行動計画及びDV基本計画の平成27年度実施状況	・・・ 5
第3部 横浜市の男女共同参画の現状	
1 男女共同参画についての理解に向けた状況	・・・ 24
2 社会の様々な分野への男女の参画状況	・・・ 27
3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた状況	・・・ 37
4 性に関する理解と生涯を通じた健康の実現に向けた状況	・・・ 45
5 多文化共生と外国人女性が安心して暮らせる環境に向けた状況	・・・ 49
6 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた状況	・・・ 53
第4部 参考資料	
ー 横浜市男女共同参画審議会委員名簿	・・・ 61
ー 横浜市男女共同参画推進条例	・・・ 62
ー 横浜市男女共同参画推進条例施行規則	・・・ 64
ー 横浜市男女共同参画センター条例	・・・ 65
ー 横浜市男女共同参画センター条例施行規則	・・・ 67
ー 横浜市附属機関委員への女性の参画推進要綱	・・・ 68
ー 男女共同参画センター概要	・・・ 71
ー 男女共同参画に関する国内外の動き	・・・ 73

# 第1部

## 第3次横浜市男女共同参画行動計画 (平成23～27年度)の概要

- 1 基本的な考え方
- 2 推進の方針
- 3 体系と概念図

# 第1部 第3次横浜市男女共同参画行動計画の概要

## 1 基本的な考え方

### (1) 目的及び基本理念

第3次横浜市男女共同参画行動計画（以下「第3次行動計画」）は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的として、横浜市男女共同参画推進条例（以下「条例」）に規定する男女共同参画の推進に関する7つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定したものです。

#### 基本理念

横浜市男女共同参画推進条例第3条から要約

- 1 男女の人権の尊重
- 2 性別による、固定的な役割分担等が男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないように配慮すること
- 3 政策及び方針決定に共同して参画する機会の確保
- 4 家庭生活における活動とその他の社会生活における活動とが円滑に行えるよう配慮すること
- 5 男女の互いの性の理解と決定の尊重、女性の生涯にわたる健康の維持
- 6 国際的な理解と協力
- 7 夫等からの女性に対する暴力等の根絶

なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」）に基づく横浜市の基本計画である「横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画」（以下「DV基本計画」）は、この第3次行動計画の中に包含し、策定しました。市民に最も身近な行政機関として、条例の理念のもと、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護や自立支援のための施策を総合的に実施していきます。

### (2) 位置付け

条例第8条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画です。また、「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたります。

### (3) 計画期間

平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの5か年です。

## 2 推進の方針

### (1) 達成へ向けた進行管理

成果指標及び活動指標の設定により、計画の達成度や主な事業の進捗状況を把握・評価することで、施策の推進における課題等を明らかにし、その後のより効果的な推進につなげていきます。

また、成果指標の達成状況や事業の進捗状況を横浜市男女共同参画審議会に報告し、その報告に基づく評価を同審議会から受け、その後の取組の方向性に生かしていきます。さらに、これらの内容を「横浜市男女共同参画年次報告書」（本報告書）にまとめ、市民のみなさまに公表します。

### (2) 意識啓発とあわせて実践的な課題解決の取組を強化

これまで、男女共同参画の推進は、講座・講演会の開催やパンフレット等による広報など、意識啓発を中心に行われてきました。しかし、これらの取組には、参加する人の性別や年代が限られている、関心のない人には注目されない、といった課題があります。そして、固定的性別役割分担意識は依然として強く、より効果的な取組の実施が望まれます。

第3次行動計画では、男女共同参画に対する意識啓発と併せて、横浜市と、横浜市内に3館ある男女共同参画推進のための拠点施設「男女共同参画センター」を核として、市民一人ひとり、事業者、教育機関、市民・地域活動団体など多様な主体が連携・協働して取り組み、それぞれが抱える課題に男女共同参画の視点を取り入れて解決を図るといふ、実践的な活動を強化していきます。

## 3 体系と概念図

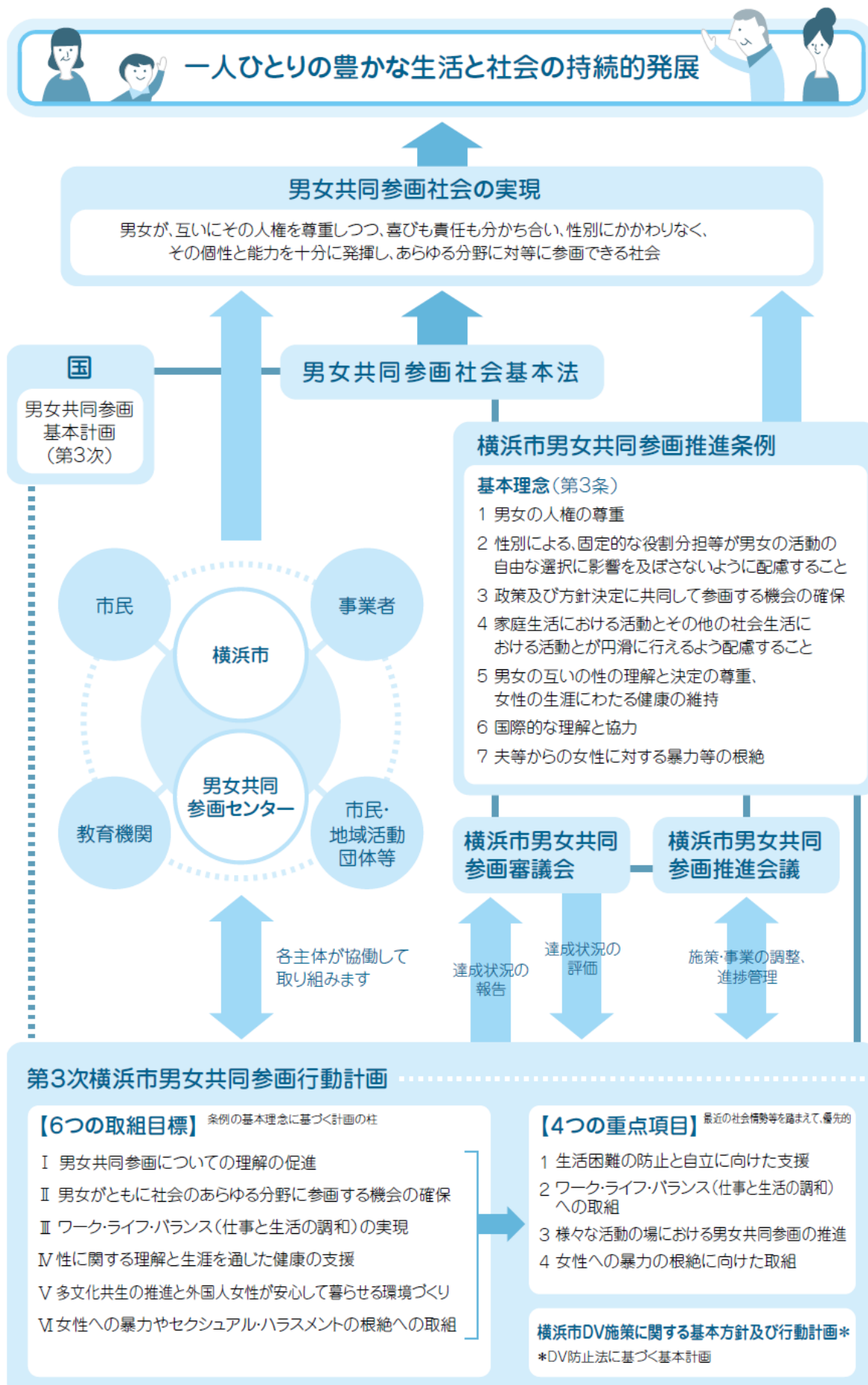
### (1) 体系

条例に基づく6つの取組目標のもと、施策を推進していきます。

また、近年の社会経済情勢や男女共同参画に関連する横浜市の現状、これまでの取組などを踏まえ、6つの取組目標として推進する施策の中で、特に重点的に取り組む4つの項目を定めています。

さらに、DV基本計画を第3次行動計画の中に包含する形で策定し、条例の理念のもと、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護や自立支援のための施策を総合的かつ一体的に推進していきます。

(2) 概念図



# 第2部

## 第3次横浜市男女共同参画行動計画 に基づく施策の実施状況

- 1 第3次行動計画及びDV基本計画の  
平成27年度実施状況



## 第2部 第3次横浜市男女共同参画行動計画に基づく施策の実施状況

### 1 第3次行動計画及びDV基本計画の平成27年度実施状況

第3次行動計画については6つの取組目標ごとに、DV基本計画については6つの基本方針ごとに、平成26年度の実施状況として、主な取組内容、取組状況を踏まえた課題及び今後の方向性並びにこれらに対する横浜市男女共同参画審議会からの評価をまとめました。

#### 表の見方

##### ➤ 第3次行動計画（6つの取組目標）の実施状況について

##### 「目指す姿」／「成果指標」「計画策定時の値」「目標値」

計画策定時に定めた「目指す姿」並びに「成果指標」及びその策定時値・目標値を掲載しています。

目指す姿		
男女共同参画について、より多くの市民に理解されています。		
成果指標	計画策定時の値	目標値
「男女共同参画」という言葉の認知度	69.6% (21年度)	100% (26年度)

#### 27年度の主な事業量 ①

目指す姿及び成果指標の達成に向けた主な取組の、平成27年度の実績を掲載しています。

※計画策定時に「活動指標」と

目指す姿及び成果指標の達成に向けた主な取組	計画策定時の状況 (計画に活動指標を設定している取組のみ記載)	23年度の主な事業量	24年度の主な事業量
		23年度決算額	24年度決算額
区役所・事業所等での男女共同参画に関するパネル展の実施	13回 (21年度)	4回/年	6回/年
市民局		0千円	0千円
男女共同参画に関するテーマでの講演会開催	※	5回/年 延べ参加数852人	5回/年 延べ参加人数1,023人
市民局		(経費は各事業で計上)	(経費は各事業で計上)

して定めていなかった取組については、「策定時の状況」及び「目標値」の欄に斜線を引いています。

#### 27年度の特徴的な取組 ②

平成27年度に実施した特徴的な取組を紹介しています。

24年度の特徴的な取組
23年度に引き続き、講演会等を開催したほか、男女共同参画貢献表彰により、模範となる取組を市民のみなさまに紹介しました。講演会等では、メーリングリスト等を活用した広報も行い、幅広く参加者を募りました。 また新たに、男女共同参画センターにおいて、統計数値から男女格差を読み解くワークショップ等を実施するとともに、女子児童の理系選択支援のための理科実験講座を開催し、市民のみなさまの理解促進や、子どもたちが多様な職業について選択可能となるよう、意識の醸成を図りました。

#### 重点1、2、3、4

重点項目に関連する取組にマークを付けています。

#### 重点1

#### 27年度までの取組状況を踏まえた課題及び今後の方向性 ③

目指す姿及び成果指標の達成に向けて、平成27年度までの取組状況(上記①②)を踏まえた、課題と今後の方向性をまとめています。

24年度までの取組状況を踏まえた課題及び今後の方向性
引き続き、効果的な広報を講じ、より多くの方に男女共同参画について関心を持っていただく必要があります。 また、男女共同参画貢献表彰では、市民のみなさまに身近な実践例を広めていくため、その模範となる取組をより多く表彰し、紹介していく必要があります。このため、庁内関係部署・関係団体へ当該表彰制度についての周知を進め、地域等における模範事例の積極的な掘り起しを図ります。 このほか、女子児童の理系選択支援では、実験講座の内容の充実を図り、より興味を抱くものとするほか、女性講師の起用により、理系の働く女性のロールモデルを提示します。

#### 横浜市男女共同参画審議会からの意見

平成27年度までの取組状況(上記①②)及び横浜市の課題認識・方向性(③)を受けた、横浜市男女共同参画審議会からの評価・今後に向けた意見等を記載しています。

横浜市男女共同参画審議会からの意見
講演会等の開催にあたり、新たな広報手段を講じるなど、男女共同参画に関する啓発を着実に実施しています。 また、男女共同参画センターでは、女子児童の理系選択支援の実験講座等、より幅広い層を対象に取組がなされています。 今後は、男女共同参画貢献表彰の候補となるような模範事例をより多く把握し、取組を広めていくほか、メディア・リテラシーに関するセミナーの検討を進めるなど、より多くの市民が男女共同参画への関心を深め、日々の生活にその視点を持つよう、働きかける必要があります。

表の見方

➤ DV基本計画（6つの基本方針）の実施状況について

施策の方向

計画策定時に定めた、各基本方針における「施策の方向」を掲載しています。

施策の方向Ⅱ-1	相談窓口の周知を図ります。
施策の方向Ⅱ-2	相談体制を充実します。
施策の方向Ⅱ-3	相談窓口の相互連携を強化します。

27年度 主な施策／取組内容・事業量 ①

施策の方向に沿って平成27年度に実施した主な施策の取組内容及び実績等を掲載しています。

24年度	
主な施策	取組内容・事業量
所管	決算額
相談窓口の周知	市ホームページの掲載情報充実させました。 相談窓口周知のためのチラシ、カード、シール及びしおりの配布を引き続き行いました。また、市からのお知らせにチラシを同封し、直接女性の手に届ける広報を行いました。 【配布数／主な配布・掲出場所】チラシ約36,000枚、カード約20,000枚、シール約3,800枚、しおり約27,000枚／市関連施設、市内医療機関、市内大学、市内コンビニエンスストア、市内書店 等 約3,000か所 【市からの送付物への同封による女性市民への直接送付数】約23万人
市民局、こども青少年局	682千円

27年度までの取組状況を踏まえた課題及び今後の方向性 ②

平成26年度までの取組状況（上記①）を踏まえた、課題と今後の方向性をまとめています。

24年度までの取組状況を踏まえた課題及び今後の方向性
より多くの人に情報を届けられるよう、被害者が直接受け取れる方法での周知の拡大、ラジオ等マスメディアの活用について検討します。併せて、協力企業等を開拓し、広報先の拡大を図ります。 外国人女性への支援については、日本語での相談が困難な方への相談体制が十分ではありません。通訳を介した相談フローの確立を進めるとともに、通訳者のDVIに関する啓発研修及び外国語での周知について検討します。また、外国人支援機関職員への相談窓口周知を行い、DVIに関する相談が市DV相談支援センターにつながりやすいようにします。 被害者及び同伴児への対応については、児童相談所との連絡・情報共有するための統一ルールの確立を図ります。このほか、男性への相談窓口の周知を進めるとともに、相談体制について検討します。

横浜市男女共同参画審議会からの意見

平成27年度の実施状況①及び横浜市の課題認識・方向性②を受けた、横浜市男女共同参画審議会からの評価・今後に向けた意見等を記載しています。

横浜市男女共同参画審議会からの意見
窓口の周知方法に工夫を凝らし、効果的な広報がなされています。引き続き、より多くの人に情報提供できるよう、企業等にも協力を働きかけるなど、効果的な手法を検討してください。 また、外国人、男性など、それぞれの特性に応じて、適切かつ丁寧な相談ができるよう、相談体制について検討が必要です。 児童相談所、医療機関、法律相談機関等との連携を深め、DVIに関する相談が様々な窓口からDV相談支援センターにつながるようにするとともに、児童虐待等複合的なケースへの適切な対応を図ることが重要です。

**取組目標Ⅰ 男女共同参画についての理解の促進**

目指す姿				
男女共同参画について、より多くの市民に理解されています。				
成果指標	計画策定時の値	実績	目標値	成果指標の達成度(26年度末)
「男女共同参画」という言葉の認知度	69.6%(21年度末)	75%(26年度末)	100%(26年度末)	△

目指す姿及び成果指標の達成に向けた主な取組 所管	計画策定時の状況 (計画に活動指標を設定している取組のみ記載)	23年度の 主な事業量	24年度の 主な事業量	25年度の 主な事業量	26年度の 主な事業量	27年度の 主な事業量
		23年度決算額	24年度決算額	25年度決算額	26年度決算額	27年度決算額
区役所・事業所等での男女共同参画に関連するパネル展の実施	13回(21年度)	4回/年	6回/年	15回/年	19回/年	18回/年
政策局		0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
男女共同参画に関するテーマでの講演会開催		5回/年 延べ参加数852人 (経費は各事業で計上)	5回/年 延べ参加人数1,023人 (経費は各事業で計上)	5回/年 延べ参加人数1,568人 (経費は各事業で計上)	3回/年 延べ参加人数745人 ※合同開催あり (経費は各事業で計上)	3回/年 延べ参加人数1,700人 ※合同開催あり (経費は各事業で計上)
政策局						
男女共同参画貢献表彰		功労大賞1名、3団体表彰 推進賞2名、1団体表彰	功労大賞1名 推進賞1名、2団体表彰	功労大賞2名 推進賞1名、1団体表彰	功労大賞1名 推進賞2名、1団体表彰	功労大賞2名 推進賞1名
政策局		735千円	894千円	902千円	895千円	446千円
メディア・リテラシーに関するセミナーの開催	—	1回/年	0回/年	関連図書フェア3回/年	関連図書フェア3回/年	関連図書フェア3回/年
男女共同参画センター		0千円	—	—	—	—
男女共同参画センターでの図書貸出	38,879冊/年(21年度)	44,365冊/年	58,899冊/年	68,427冊/年	72,569冊/年	86,223冊/年
男女共同参画センター		3,986千円	4,370千円	3,240千円	3,458千円	3,070千円

**27年度の特徴的な取組**

**【男女共同参画に関する企画公募事業】**  
男女共同参画センターでは、平成27年度より公募事業の枠組みを、講座・ワークショップを実施する<①センター活用型コース>と、センターが指定するテーマの企画を実施する<②重点課題解決型コース>にリニューアルし、センター単独では取り組めないテーマや企画などの多様な事業に協働で取り組みました。

**【男女共同参画に関する事業所調査】**  
市内事業所における男女共同参画の取組の現状を把握し、横浜市男女共同参画行動計画に基づいた重点事業を立案するための基礎資料として活用するため、市内所在の従業員規模30人以上の2,500事業所を対象に、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについての実態等を把握するための「男女共同参画に関する事業所調査」を実施しました。

達成度  
○：目標達成  
△：目標未達でも策定時の数字を超過もしくは同程度  
×：目標未達で策定時より減少

目標値 (計画に活動指標を設定している取組のみ記載)	【参考】 活動指標の達成度 (26年度末)	【参考】 23～27年度累計
18回以上(26年度末)	○	62回
		—
		21回 延べ参加人数5,880人 (経費は各事業で計上)
		3,872千円
3回/年(26年度末)	×	1回 (関連図書フェア9回) 0千円
40,000冊/年(26年度末)	○	330,483冊 18,124千円

**5か年(23年度～27年度)の総括及び今後の方向性**

「男女共同参画」という言葉の認知度は成果目標に届かなかったものの、計画策定時に比べて上がっており、徐々に普及していることがうかがえます。  
一方で、男女の平等感の有無については、平等でないと感じる人が増えていることから、言葉の認知度だけでなく、「男女共同参画」に対する理解を一層促進させる必要があり、今後は、第4次横浜市男女共同参画行動計画に基づき、あらゆる分野における女性の参画を進めるとともに、男性中心の労働慣行の見直しを始めとする企業の働き方改革や男性の家事・育児参画の促進等に取り組んでいきます。

**横浜市男女共同参画審議会からの意見**

男性中心型の労働慣行を見直し、男性やシニアの育児・家事・介護等への参画に向けては、男性自身に対してだけでなく、企業への働きかけを行い、社会全体の機運の醸成を図ることが求められます。  
また、子育てをしながら働きたい女性や起業したい女性など、働きたい・働き続けたい女性への支援として、市内企業での女性雇用促進や環境整備等の企業・地域への働きかけが重要です。  
さらに、困難な立場にある男女に対しても、ひとり親家庭や若年無業女性に対する就業支援や学習機会の提供等の切れ目のない支援を進めていく必要があります。

**取組目標II 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保**

**目指す姿**  
意思決定の場への女性の参画が高まり、その能力が生かされています。

成果指標	計画策定時の値	24年4月1日現状値	25年4月1日現状値	26年4月1日現状値	27年4月1日現状値	28年4月1日現状値
市内事業所 <sup>※</sup> の女性管理職(課長相当クラス)の割合 <small>※市内事業所の企業規模30人以上の民間事業所</small>	7.7%(22年度末)	—	—	12.6%	13.4%	—
横浜市役所女性責任職(課長級以上)の割合 <b>重点3</b>	9.1%(22年4月1日)	11.2%	11.5%	11.6%	13.0%	13.3%
横浜市審議会・行政委員会への女性委員の参画比率 <b>重点3</b>	34.1%(22年4月1日)	35.5%	37.0%	38.5%	40.4%	40.4%

目指す姿及び成果指標の達成に向けた主な取組	計画策定時の状況 (計画に活動指標を設定している取組のみ記載)	23年度の主な事業量	24年度の主な事業量	25年度の主な事業量	26年度の主な事業量	27年度の主な事業量
		23年度決算額	24年度決算額	25年度決算額	26年度決算額	27年度決算額
<b>所管</b>						
女性のしごと相談ステーション相談件数	169件/年(21年度)	333件/年	356件/年	320件/年	344件/年	289件/年
男女共同参画センター		267千円	267千円	267千円	272千円	242千円
男女共同参画トップセミナー(仮称)の開催回数 <b>重点3</b>	—(21年度)	3回/年	17回/年	15回/年	14回/年	15回/年
<b>重点3</b> 政策局		2,971千円	6,890千円	4,828千円	5,913千円	5,065千円
女性の視点を活かした防災に関する地域出前講座開催回数		13回/年	20回/年	22回/年	33回/年	21回/年
<b>重点3</b> 男女共同参画センター		290千円	80千円	424千円	0千円	160千円
委員改選4か月前の審議会等に対する事前協議の予告通知実施件数 <b>重点3</b>	—(21年度)	実施に向け調整	25年度からの実施に向け準備	対象となる全審議会	対象となる全審議会	対象となる全審議会
<b>重点3</b> 政策局		0千円	0千円	0千円	0千円	0千円

**27年度の特徴的な取組**

**【横浜で活躍できる女性の人材育成及び就業支援の取組】**  
平成27年3月に開設した女性の再就職・転職のための総合窓口「女性としごと応援デスク」について、同年10月からハローワークの求人情報のオンライン提供を始め、利用者により具体的な情報提供を行いました。また、それぞれのフィールドでいきいきと働く横浜の女性たちを紹介するサイト「よこはま女シフト」を開設しました。  
さらに、女性のキャリア支援として、男女共同参画センターで女性のためのリーダーシップ開発プログラムを実施したほか、横浜女性ネットワーク会議と横浜ウーマンビジネスフェスタを合同開催し、「組織で働く女性」と「女性起業家」を交えたネットワークづくりの場を提供しました。さらに、イベント前後で、スキルアップやコミュニケーション等の講座を実施することで、女性のキャリア形成を、継続的に支援するとともに、働く女性当事者からの発信の場をつくるなど、会議の充実を図りました。

**【生活困難の防止と自立に向けた支援】**  
男女共同参画センターでは、26年度から2か年の事業である「保育・介護・看護分野での女性の就労促進学び直しプログラム」について、引き続きキャリア支援講座や専門研修等の一連のプログラムを実施しました。  
また、生活困難を抱える女性の中でも、比較的支援策が少ないと思われる非正規シングル女性について実情を把握するために、「非正規職シングル女性の社会的支援に向けたニーズ調査」を実施しました。

**【庁内における女性登用】**  
「第3期女性ポテンシャル発揮プログラム」に基づき、「責任職向けマネジメントセミナー」を実施するとともに、男女がともに自身の人生設計や働き方について考える「ライフタイムキャリア研修」を実施し、責任職及び職員双方への意識づけに取り組みました。  
また、これまでの「女性ポテンシャル発揮プログラム」と「やります!『Do!プラン』を整理・統合し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく本市の特定事業主行動計画として、新たに「横浜市職員の女性ポテンシャル発揮・ワークライフバランス推進プログラム(通称:Wプログラム)」を策定しました。

達成度  
○: 目標達成  
△: 目標未達でも策定時の数字を超過もしくは同程度  
×: 目標未達で策定時より減少

目標値	成果指標の達成度(26年度末)
15%(26年度末)	△
15%(27年4月1日)	△
50%(27年4月1日)	△

※32年度目標値  
20%(32年4月1日)

目標値 (計画に活動指標を設定している取組のみ記載)	【参考】活動指標の達成度(26年度末)	【参考】23~27年度累計
200件/年(26年度末)	○	1,642件 1,315千円
10回以上/年(26年度末)	○	64回 25,667千円
		109回 954千円
対象となる全審議会(26年度末)	○	— —

**5か年(23年度~27年度)の総括及び今後の方向性**

女性の再就職・転職のための総合相談窓口「女性としごと応援デスク」を開設し、ハローワークの求人情報のオンライン提供を始め、相談体制の充実を進めており、相談件数も1年間で700件以上来ていることから、一定程度のニーズがあることが見られるため、今後も相談体制の充実を図っていきます。  
また、横浜女性ネットワーク会議は、国の事業との連携や横浜ウーマンビジネスフェスタとの合同開催など、拡充した内容で実施しており、引き続き働く女性のネットワークづくりと、ロールモデルとの出会いの場として充実させていきます。  
庁内の取組については、新たに策定した「Wプログラム」に基づき、ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍に取り組んでいきます。

**横浜市男女共同参画審議会からの意見**

成果指標の達成に向けた数値が伸びていることだけにとらわれず、具体的な取組の内容を考慮し、評価・検証を行うことが重要です。  
女性の就労支援については、相談窓口をより充実させることで、ニーズに応えていく必要があります。  
また、女性活躍推進法が成立したことを踏まえて、企業でも自主的な取組が進むことが求められますが、市内企業の99%を占める中小企業に対しては、積極的な支援を行い、取組を促進することが重要です。  
そのためにも、市役所が率先して女性責任職の登用促進やワーク・ライフ・バランス推進に取り組むことが求められます。  
そのほか、若年無業者や、就職はしても十分な生活を送ることができない非正規シングル女性等、困難を抱える方に対しては、引き続き、就業支援や学び直しなどによる学習機会の提供など、経済的自立に向けた総合的な支援を進めていくことが必要です。

**取組目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現**

**目指す姿**  
市民が、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現させています。

成果指標	計画策定時の値	実績	目標値	成果指標の達成度(26年度末)
男性の育児休業取得率	1.8% (21年度末)	4.2% (25年度末)	10% (26年度末)	△
ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業 <sup>※</sup> の割合 ※市内の従業員数50～300名の企業、市内特別養護老人ホーム及び	16.2% (21年度末)	28.1% (25年度末)	30% (26年度末)	△

達成度  
○：目標達成  
△：目標未達でも策定時の数字を超過もしくは同程度  
×：目標未達で策定時より減少

目指す姿及び成果指標の達成に向けた主な取組	計画策定時の状況 (計画に活動指標を設定している取組のみ記載)	23年度の 主な事業量	24年度の 主な事業量	25年度の 主な事業量	26年度の 主な事業量	27年度の 主な事業量
		23年度決算額	24年度決算額	25年度決算額	26年度決算額	27年度決算額
「よこはまグッドバランス賞」認定事業所数 <b>重点2</b> 政策局	49事業所(累計) (21年度)	83事業所(累計)	105事業所(累計)	137事業所(累計)	180事業所(累計)	235事業所(累計)
		2,043千円	1,558千円	1,794千円	1,726千円	2,346千円
保育所待機児童数 <b>重点2</b> こども青少年局	1,552人 (22年4月1日)	179人 (24年4月1日)	0人(解消) (25年4月1日)	20人 (26年4月1日)	8人 (27年4月1日)	7人 (28年4月1日)
		(経費は関連各事業で計上)	(経費は関連各事業で計上)	(経費は関連各事業で計上)	(経費は関連各事業で計上)	(経費は関連各事業で計上)

目標値 (計画に活動指標を設定している取組のみ記載)	【参考】 活動指標の達成度 (26年度末)
125事業所(累計) (26年度末) 9,467千円	○
解消 (25年4月1日) (経費は関連各事業で計上)	○

**27年度の特徴的な取組**

【働きやすい職場づくりのための普及・啓発】  
よこはまグッドバランス賞において、既存事業所の紹介や横浜型地域貢献企業の説明会における広報により、認定事業所数が昨年度と比べて増加しました。また、認定事業所の女性活躍及びワーク・ライフ・バランス推進に関する取組について、市内の事業所にワーク・ライフ・バランスガイドを兼ねた事例集を配布し、認定事業所以外の事業所に対しての広報も行いました。  
また、横浜市中小企業支援センターである財団法人横浜企業経営支援財団で、企業の各発展ステージに応じたワンストップ相談窓口や各種専門家の派遣等総合的支援を実施しており、仕事と子育ての両立に関する相談等、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備を促進するための取組についても相談に応じました。

【保育所待機児童解消】  
保育所の増改築や新設のほか、低年齢児の居宅等での預かりや幼稚園での預かり保育等、様々な方法で待機児童解消に取り組み、平成28年4月1日現在の保育所待機児童数を7人とししました。なお、保育所等利用申請者は過去最大の61,873人となり、保育所等の利用児童数は58,756人で、3,764人増加しました。

**5か年(23年度～27年度)の総括及び今後の方向性**

市内中小事業所について、よこはまグッドバランス賞の応募事業所数が年々増加してくる等、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進に関して進んでいる事業所、あるいは進めている事業所が一定程度増加してきていますが、意識はあっても実行に移せないという事業所も未だに多くあります。  
女性活躍推進法の成立を機に、企業に対する計画策定支援を行うことで、取組を後押しするとともに、よこはまグッドバランス賞についても、それに合わせた制度の見直しを検討していきます。  
また、企業に対してセミナーや出前講座を実施することで、働き方の見直しに向けた意識改革を推進します。

**横浜市男女共同参画審議会からの意見**

ワーク・ライフ・バランスに対する理解促進のためには、企業経営者等のトップや人事労務担当者に向けて、考え方や経営上のメリット・必要性、具体的な取組方法等について分かりやすく情報提供していく必要があります。介護との両立が課題となるケースも増加しており、そうした観点も踏まえた啓発が重要となります。また、その際には、女性活躍推進法に関する認識を深めることも必要になってくるため、よこはまグッドバランス賞の見直しには、それを踏まえた検討が必要です。  
さらに、企業へのインセンティブや取り組む企業の「見える化」など、意欲をもって取り組むための仕組みづくりを進めていくことが重要です。  
加えて、待機児童対策については、保育所入所希望者が増加するなか、引き続き解消に向けた努力が必要です。また、小学校入学以降における放課後の居場所づくりに関する需要も非常に高まっており、対応が求められます。



取組目標Ⅳ 性に関する理解と生涯を通じた健康の支援	
目指す姿	
市民が、互いの性を尊重しあうとともに、心身の健康について適切な知識を身につけています。	
目指す姿の達成に向けた 26年度の主な取組	27年度の 主な事業量
所管	27年度決算額
思春期問題啓発事業	地域や学校、青少年育成に携わる市民・団体等が自ら企画・実施する講演会や研修会に無料で講師を派遣する「知っておきたい！子ども・若者どこでも講座」を実施しました。 【「知っておきたい！子ども・若者どこでも講座」の実施】55回 （【参考】26年度 51回）
こども青少年局	2,613千円
性的少数者の人々への理解の促進	「広報よこはま」に性的少数者に関する記事を掲載したり、人権啓発パネル展を区民まつり等で開催（18区及び講演会等4会場で実施）する等、市民への啓発に取り組みました。 また、企業向けセミナー～職場のダイバーシティ～「誰もが能力を発揮できる職場づくり」（9月4日：138人参加）の中で人権啓発講演会「セクシュアルマイノリティの人権課題と支援のあり方」を開催しました。 その他、人権啓発講演会や、LGBT相談を実施しました。 【人権啓発講演会「多様性を認め自分らしく生きられる社会づくり～クラスに1～2人はいるかもしれないLGBT～」 1月16日：150人参加 【性的少数者が気軽に訪れることができる交流スペースを提供】 9回開催 【性的少数者や家族の方、職員の方のためのLGBT相談】 のべ12回
市民局	21,468千円（人権啓発・研修推進費）の一部
子宮頸がん予防ワクチン接種費助成	子宮頸がんの予防接種については、25年4月1日から、予防接種法に基づく定期予防接種となっていました。25年6月14日の厚生労働省の勧告により、接種の積極的な勧奨が差し控えられており、接種者も大幅に減少しています。（122件）
健康福祉局	定期予防接種事業（子宮頸がん等）2,978,550千円の一部
女性特有のがん検診推進事業	特定年齢対象者の方へ無料クーポン券（子宮頸がん検診・乳がん検診（ともに21年度から実施）及び大腸がん検診（23年度から実施））を交付することにより、検診の受診勧奨及び知識等の普及啓発を行いました。 ※大腸がん検診については、男性も対象。 【女性特有のがん（子宮頸がん及び乳がん）検診 無料クーポン交付対象者】約25万人 （【参考】26年度 約78万人）
健康福祉局	3,979,329千円（がん検診事業）の一部

### 5か年(23年度～27年度)の総括及び今後の方向性

思春期の青少年が抱える性の問題や飲酒・喫煙をはじめとした薬物の乱用、不登校、ひきこもり等の課題への理解を深めるため、市民講座やシンポジウム等を開催するなど、啓発に取り組みました。

また、20代から60代の女性に子宮頸がん検診もしくは乳がん検診の無料クーポン券又は個別勧奨通知及び知識等を普及啓発しており、今後も啓発ちらし作成、個別勧奨の実施、民間団体のイベントの講演・共催をすることにより、市民に検診受診を意識の向上を促していきます。

さらに、女性特有の病気を予防したり、つらい症状を緩和したりするワークショップは、女性が健康で自立した暮らしを営むためには必要であり、今後も継続して実施していきます。

### 横浜市男女共同参画審議会からの意見

若年層において、男女の互いの性に関する知識や理解が不足しており、家庭や学校教育の場などで、性に対する正しい知識・認識を得るための教育が行っていくことが重要となります。

男女がその健康状態や性差に応じた的確な医療を受けることができるよう支援が必要です。女性のがん等、女性特有の健康課題についての情報提供や、妊婦健康診査費用の助成・受診勧奨等が求められます。

また、性的少数者の方々への理解促進のための啓発にあわせて、困難な状況に置かれている方々に対し、個別専門相談や交流スペースの提供等の支援が重要です。性的少数者のなかには、女性専用就職支援等、性別限定の支援プログラムなどに参加しづらいという声もあり、公共施設の利用や市の支援プログラム実施においては配慮が必要です。

**取組目標Ⅴ 多文化共生の推進と外国人女性が安心して暮らせる環境づくり**

目指す姿				
多文化共生が進み、外国人女性等が暮らしやすくなっています。 日本語を母語としない子どもたちへの学習支援が進んでいます。				
成果指標	計画策定時の値	26年4月1日現状値	目標値	成果指標の達成度(25年度末)
在住外国人のうち、現在の暮らしに満足している割合	55.4% (21年度末)	63.9% (25年度末)	65% (25年度末)	△

達成度  
○：目標達成  
△：目標未達でも策定時の数字を超過もしくは同程度  
×：目標未達で策定時より減少

目指す姿及び成果指標の達成に向けた主な取組	計画策定時の状況 (計画に活動指標を設定している取組のみ記載)	23年度の主な事業量	24年度の主な事業量	25年度の主な事業量	26年度の主な事業量	27年度の主な事業量
		23年度決算額	24年度決算額	25年度決算額	26年度決算額	27年度決算額
国際交流ラウンジ整備数	8か所(累計) (21年度)	10か所(累計)	11か所(累計)	11か所(累計)	11か所(累計)	11か所(累計)
国際局		38,096千円	39,000千円	38,022千円	0千円	0千円
初期日本語学習支援講座開催か所数	—	4か所(累計)	5か所(累計)	6か所(累計)	7か所(累計)	8か所(累計)
国際局		6,419千円	6,168千円	8,405千円	8,436千円	8,511千円

目標値 (計画に活動指標を設定している取組のみ記載)	【参考】活動指標の達成度(26年度末)	【参考】23～27年度累計
11か所(累計) (26年度末)	○	11か所(累計) 115,118千円
4か所(累計) (26年度末)	○	8か所(累計) 37,939千円

**27年度の特徴的な取組**

【多文化共生の実現】  
日本人と外国人が互いの文化を尊重し、暮らしやすく活動しやすいまちづくりを進める方向性を示した「ヨコハマ国際まちづくり指針」に沿って事業を推進するため、「ヨコハマ国際まちづくり推進委員会」を開催し、事業の方向性について検討したほか、職員を対象とした多文化共生啓発研修を開催しました。

【日本語学習の支援と多言語による生活情報の発信】  
主に国際交流ラウンジ等と連携し、日本語の不自由な外国人のための初期日本語学習支援講座等を実施しました。また、外国人の子どもへの母国語を生かした学習支援の取組を支援しました。さらに、市内在住の外国人が生活していく上で必要な情報を、英語、中国語、バングル、スペイン語、ポルトガル語、やさしい日本語等の6言語でホームページに掲載しました。

**5か年(23年度～27年度)の総括及び今後の方向性**

引き続き、地域の国際交流ラウンジと連携し、日本人と外国人が互いの文化を尊重し、暮らしやすく活動しやすいまちづくりを推進していくほか、就学前の子どもと親の支援に関する取組について、課題を共有し話し合う機会を設けるよう検討します。  
また、利用ニーズの高い言語の通訳人材を市内外で掘り起し、サービスの充実を図っていきます。

**横浜市男女共同参画審議会からの意見**

市内在住外国人が増加傾向にある中、滞在期間の長期化、定住化により在住外国人の抱える問題が複雑化していることから、就労相談、DV相談等も含め、外国人のニーズに応じた取組が必要となるため、在住資格や法律等専門的相談機関との連携が重要です。  
また、外国人が妊娠・出産する場合など、女性の健康に関する情報が日本語しなく、苦勞することもあるため、情報提供や相談窓口を充実させていく必要があります。特に、日本の場合は、産婦人科の出産予約が早い段階から必要となるなど、外国と異なる状況もあるため、システムについての周知が重要となります。  
また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、市を含め国全体で国際基準に対応できる社会づくりが重要であり、国際交流ラウンジ等と連携し、日本人と外国人が互いに暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。



達成度  
 ○：目標達成  
 △：目標未達でも策定時の数字を超過もしくは同程度  
 ×：目標未達で策定時より減少

**取組目標VI 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶への取組**

目指す姿					
配偶者間の暴力や相談機関について市民の認識が高まり、女性に対する暴力が根絶されています。					
成果指標	計画策定時の値	26年4月1日現状値	27年4月1日現状値	目標値	成果指標の達成度(26年度末)
配偶者暴力防止法(DV防止法)の認知度	89.9% (21年度末)		89.4%	100% (26年度末)	×
DV被害者のうち、暴力を受けた後、相談した人の割合	19.9% (21年度末)		20.7%	50% (26年度末)	△
セクシュアル・ハラスメント防止対策に取り組んでいる市内事業所 <sup>※</sup> の割合	58.6% (22年度末)	38.3% (25年度末)		100% (26年度末)	(×)※

※セクシュアルハラスメント防止対策に取り組んでいる事業所割合は減少しているものの、その後の追加調査では、相談窓口等の制度の設置は無いものの個別対応可能な環境にあるとした事業所が半数以上など、一定程度の取組がなされている実態が判明しました。

目指す姿及び成果指標の達成に向けた主な取組	計画策定時の状況 (計画に活動指標を設定している取組のみ記載)	23年度の主な事業量	24年度の主な事業量	25年度の主な事業量	26年度の主な事業量	27年度の主な事業量
		23年度決算額	24年度決算額	25年度決算額	26年度決算額	27年度決算額
DV相談支援窓口の周知及びDVの予防・啓発 <b>重点4</b>	政策局	チラシ等作成・配布 チラシ30,000枚 カード25,000枚 シール1,100枚 しおり45,000枚	チラシ等作成・配布 チラシ約36,000枚 カード約20,000枚 シール約3,800枚 しおり約27,000枚 チラシ直接送付 約23万人	チラシ等作成・配布 チラシ約42,000枚 カード約24,000枚 シール約3,400枚 しおり約9,500枚 チラシ直接送付 約22万人	チラシ等作成・配布 チラシ約54,000枚 カード約44,000枚 シール約320枚 しおり約7,300枚 チラシ直接送付 約89万人	チラシ等作成・配布 チラシ約30,000枚 カード約30,000枚 シール約700枚 しおり約20,000枚
		1,187千円	682千円	858千円	1,795千円	614千円
暴力防止キャンペーンの実施 <b>重点4</b>	政策局、男女共同参画センター	区役所での啓発キャンペーン実施 2区 商店街キャンペーン 1か所	区役所での啓発キャンペーン実施 5区 商店街キャンペーン 1か所	区役所での啓発キャンペーン実施 13区 商店街キャンペーン 1か所 ライトアップ 2施設	区役所での啓発キャンペーン実施 17区 商店街キャンペーン 1か所 ライトアップ 3施設	区役所での啓発キャンペーン実施 18区 商店街キャンペーン 5か所 ライトアップ 7施設
		268千円	264千円	750千円	304千円	368千円
若者向けデートDV防止の研修教材作成 <b>重点4</b>	政策局	作成に向け検討中	作成	全市立中高等特別支援学校に配布	全市立中高等特別支援学校に活用依頼	全市立中高等特別支援学校に活用依頼
		0千円	50千円	105千円	0千円	0千円

目標値 (計画に活動指標を設定している取組のみ記載)	【参考】 活動指標の達成度 (26年度末)	【参考】 23～27年度累計
		チラシ等作成・配布 チラシ約192,000枚 カード約143,000枚 シール約9,320枚 しおり約108,800枚 チラシ直接送付 約134万人
		5,136千円
		区役所での啓発キャンペーン実施 54区 商店街キャンペーン 5か所 ライトアップ 7施設
		1,954千円
市内高等学校に配布 (26年度末)	○	— 155千円

**27年度の特徴的な取組**

【DV基本計画に基づく被害者支援と広報・啓発】  
 (詳しくは、DV基本計画の27年度実施状況参照)

引き続き、「なくそう！DVキャンペーン」として、区や商店街との連携のもと、啓発グッズの配布やライトアップを行いました。

若者へのデートDV防止啓発のため、市内学校に対してワークショップや教材活用の周知を行ったほか、「STOP！デートDV写真展」のパネル展示を区役所等で行いました。

さらに、成人式での配布冊子の中で、デートDV防止啓発に関する記事の掲載や、大型モニターでの動画放映を行いました。

【セクシュアル・ハラスメント防止】  
 教育機関等にセクシュアル・ハラスメントを含むハラスメント全般に関する対策について通知しました。

**5か年(23年度～27年度)の総括及び今後の方向性**

DV防止啓発として、チラシ等の啓発物品の配布やパネル展示等、関係機関と連携してDV及びデートDVに対する理解の促進と相談窓口の周知を行ってきました。

また、将来のDVを未然に防止するため、若年層に対しても啓発を実施しています。

精神的な支援や、就業等の自立支援など、DV相談が複雑化・多様化してきているなかで、被害者に対して必要な情報が適切に届くように、関連機関と連携して切れ目のない支援を行っていくことが重要です。

さらに、セクシュアル・ハラスメント等についても、企業や学校等に向けた啓発や、相談に対する総合的な支援を行っていきます。

**横浜市民男女共同参画審議会からの意見**

DV被害者が安心して生活するためには、DVは犯罪であるという認識のもと、司法に繋げる支援が不可欠です。そのほか、心理的な支援や金銭的な支援、就業等の自立に向けた支援などの総合的な支援を行うとともに、DV加害者の更生に向けたプログラムなど、加害者への対策も必要となります。

また、DVがある家庭の中で育った子どもは、直接的な暴力や心理的外傷等の間接的な暴力を受けていることも多く、その影響から情緒面及び行動面で問題を抱えていることもあり、こうした負の連鎖を止めることも重要です。

セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントについては、発生した際の対応だけではなく、未然防止に力を入れる必要があります。関連機関と連携した対策が求められます。職場の同僚間でハラスメントが生じるケースもあるため、そうした同僚間の事例も伝えていくとともに、非正規雇用者が増加している労働環境も踏まえた啓発も必要となります。

**基本方針Ⅰ 配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター)としての機能を持つことによりDV被害者支援体制を強化します**

**施策の方向Ⅰ-1** DV相談支援センターとしての機能を持ち、その役割を果たします。

**23年度の主な取組**

こども青少年局を統括・調整部門として、これと既存の区福祉保健センター及び男女共同参画センターの三者を「横浜市DV相談支援センター」と位置づけ、平成23年9月から業務を開始しました。  
統括・調整部門では、区福祉保健センターや男女共同参画センターに対して、スーパーバイズや研修を実施しました。

**24年度の主な取組**

横浜市DV相談支援センターにおいて、相談等、被害者支援を行いました。  
外部講師による、DV被害者支援の在り方や児童虐待を伴う場合のサポートをテーマとした研修を行ったほか、戸籍や住民票などDV被害者支援に関連する業務の担当部署との共同研修により、支援体制の強化を図りました。

**25年度の主な取組**

横浜市DV相談支援センターにおいて、相談等の被害者支援を行うとともに、関係機関との連絡会議及び広報媒体にて情報提供を行いました。  
相談スキルアップを目的に、外部講師による講義のほか、相談員同士の交流を通じた実務理解研修の実施や、県主催の研修参加による最新知識の習得に努めました。

**26年度の主な取組**

経験の浅い相談員への指導や複雑な事例の増加にともない、統括・調整部門であるこども青少年局からDV相談支援センター相談員へのスーパーバイズを積極的に実施しました。  
また、各相談員の対応の均質化を図るため、相談員の相互研修を行いました。

**27年度**

主な施策	取組内容・事業量	決算額
<b>既存の組織を最大限活用したDV相談支援センター</b> <small>こども青少年局、各区、男女共同参画センター</small>	こども青少年局、区福祉保健センター及び男女共同参画センターの三者で「横浜市DV相談支援センター」としての機能を持ち、相談業務を実施しました。 【電話相談等による相談件数】1,936件(対前年度比103%)、5.3件/日 (参考)26年度相談件数:1,878件、5.2件/日	女性福祉相談事業費105,540千円等の一部
<b>統括・調整部門による全体調整及び相談・支援スキルのレベルアップ</b> <small>こども青少年局、男女共同参画センター</small>	統括・調整部門であるこども青少年局により、相談員に対して、スーパーバイズを実施しました。(674件、前年度526件) また、相談員の相互研修を通じて、各相談員の対応の均質化を図りました。	女性福祉相談事業費105,540千円等の一部
<b>関係機関及び職員への研修の実施</b> <small>こども青少年局、男女共同参画センター</small>	DV被害者支援に関連する業務を行う部署や機関(警察・弁護士会・シェルター)と協働で女性福祉相談員向け内部研修を実施したほか、テーマ別(生活保護・精神障害等)研修も行いました。 また、男女共同参画センター3館の職員や窓口スタッフ、警備員等にも相談者への対応及び加害者来館の際の対応について研修を行いました。	女性福祉相談事業費105,540千円等の一部

**5か年(23年度～27年度)の総括及び今後の方向性**

平成23年9月に「横浜市DV相談支援センター」を設置して以降、横浜市におけるDV相談件数は年間約4,500件で推移していますが、経済的な問題や児童虐待、外国人の相談等、相談内容が複雑化しているなかで、関係機関と連携して研修や情報共有を行い、相談スキルの向上を図ってきました。  
今後も、関係機関とより一層連携し、被害者の立場に立ち、自立に向けた切れ目のない支援を行います。

**横浜市男女共同参画審議会からの意見**

DV被害者が安心して生活するためには、精神的・心理的支援、生活費等の金銭的な支援、就業の支援、司法につながる支援、住居の確保など、様々な支援が必要なため、相談員のスキルアップだけでなく、関係機関と連携し総合的な支援を行っていくことが重要です。  
また、近年、個人情報の漏えいが社会問題になっている中で、関係機関と連携し、個人情報管理の徹底を図る必要があります。

## 基本方針Ⅱ 相談機能を強化します

施策の方向Ⅱ-1 相談窓口の周知を図ります。

施策の方向Ⅱ-2 相談体制を充実します。

施策の方向Ⅱ-3 相談窓口の相互連携を強化します。

### 23年度の主な取組

相談窓口を案内するチラシ、カード、シール及びしおりを作成し、市関連施設、市内医療機関、市内法律相談機関、市内コンビニエンスストア等で周知しました。  
また、夜間及び土・日・祝日も電話相談に対応できる体制を整備しました。

### 24年度の主な取組

直接女性の手にチラシを送付するなど、相談窓口の広報手段を拡大しました。また、市WEBページの掲載情報を充実させました。  
児童相談所との連携を強化し、児童虐待との複合ケースへの対応の充実を図りました。また、多言語相談を実施している民間団体との協働により、外国人女性への相談支援を実施しました。

### 25年度の主な取組

幼稚園・保育所を通じたチラシ配布等、直接女性の手に届ける広報を重点的に行いました。  
男性相談については、広報チラシを改訂し、性別を問わず受付をしていることを明示することで、男性も相談しやすい広報としました。  
戸籍等のDV被害者支援に関する業務の部署との共同研修や、生活保護担当との連携に関する研修を行い、相互の連携を強化しました。

### 26年度の主な取組

戸籍や障害支援等のDV被害者支援に関する業務の担当部署と共同研修を行ったほか、生活保護担当職員に対して、女性福祉相談員の業務内容を把握してもらう為の研修を実施しました。  
また、幼稚園・保育所を通じたチラシ配布やがん検診無料クーポンへのチラシ同封により、27年度21歳以上の女性に対しては、ほぼ全て送付することができました。

### 27年度

主な施策	取組内容・事業量	決算額
所管		
相談窓口の周知	街頭キャンペーンや区役所・市関連施設等でチラシやカード等の配布を行いました。 また、成人式でのデートDV防止啓発等により、若年層に対しても相談窓口の周知を実施しました。 【配布物／主な配布・掲出場所】 啓発物品：チラシ、カード、しおり、シール、ボールペン 場所：市関連施設、市内医療機関、市内交通機関、街頭キャンペーン（伊勢佐木商店街）	
政策局、こども青少年局		614千円ほか女性福祉相談事業費105,540千円等の一部
男性被害者からの相談対応	神奈川県と連携するとともに、横浜市DV相談支援センターにおいて、男性被害者からの相談についても受け付けました。 【男性の法対象DV被害者本人からの相談】63件（男女合計1,222件） （参考）26年度件数：50件（男女合計1,247件）	
こども青少年局、男女共同参画センター		女性福祉相談事業費105,540千円等の一部
窓口相互の連携強化	戸籍や障害支援など、DV被害者支援に関する業務の担当部署等との共同での研修（4回）や、テーマ別（学校の転校手続き・保護命令）の研修（3回）を行いました。 また、生活保護担当職員向けに、女性福祉相談員の業務内容を把握する為の研修を行いました。	
こども青少年局、男女共同参画センター		女性福祉相談事業費105,540千円等の一部

### 5か年（23年度～27年度）の総括及び今後の方向性

横浜市DV相談支援センターの設置以降、DV防止啓発物品の女性に対する直接送付や各機関での配布のほか、成人式での啓発等、様々な層への相談窓口の周知を実施してきました。  
今後も、DV被害者が適切に相談窓口へ相談できるように広報・啓発を進めていくことが必要です。  
また、男性相談が増加していることを考慮し、神奈川県が設置する男性のための相談窓口と連携し、対応してきます。

### 横浜市男女共同参画審議会からの意見

若年層や外国人等の様々な層に対して、適切に相談窓口や支援の情報が届くように、紙媒体やWebサイト等を十分に活用して広報を行っていく必要があります。  
また、支援内容が複雑化しているため、関連する業務の担当部署等と連携し、研修や情報共有を実施することで、きめ細かな支援を進めていくことが重要です。

### 基本方針Ⅲ DV被害者の安全確保と一時保護支援を充実します

施策の方向Ⅲ-1	一時保護支援の体制を充実し、DV被害者の安全を確保するとともに、被害者と同伴する子どもへの支援を強化します。
施策の方向Ⅲ-2	一時保護施設等への支援を行います。

**23年度の主な取組**

神奈川県及び警察と連携して、DV被害者の安全確保を実施しました。また、こども青少年局、区福祉保健センター及び男女共同参画センターの三者で切れ目のない支援を行うため、共通の連絡票を作成し、情報共有を開始しました。さらに、同伴児の学習支援のため、パソコンを利用した学習ドリルを一時保護施設等に提供しました。このほか、市内民間シェルターに対し、補助を実施しました。

**24年度の主な取組**

神奈川県及び警察と連携して、DV被害者の安全確保を実施しました。また、一時保護入所中の被害者の心理的ケアを行ったほか、同伴児童が学習支援を受けた場合に出席扱いとなるよう、市教育委員会事務局・校長会に働きかけました。引き続き、市内民間シェルターに対し、補助を実施しました。

**25年度の主な取組**

神奈川県及び警察と連携して、DV被害者の安全確保を実施しました。神奈川県女性相談所に配置されている心理判定員等の心理職と連携して、一時保護入所中の心理的ケアを行ったほか、同伴児童の学習支援について学籍の認定が図られるよう働きかけました。引き続き、市内民間シェルターに対し、補助を実施しました。

**26年度の主な取組**

神奈川県及び警察等と連携して、DV被害者の安全確保を実施しました。また、引き続き神奈川県立女性相談所等と連携して、一時保護入所中の心理的ケアや、同伴児童への学習支援を行いました。そのほか、市内民間シェルターに対し、補助を実施しました。

**27年度**

主な施策	取組内容・事業量	決算額
一時保護支援の実施	DV被害者の一時保護対応も含めた相談対応を実施しました。 【一時保護件数】225件（うち、DV法委託による一時保護86件）	
各区		女性福祉相談事業費105,540千円等の一部
一時保護入所中の心理的ケアの実施	県立女性相談所に配置されている心理判定員等の心理職と連携し、一時保護入所中の心理的ケアを実施しました。	
こども青少年局		女性福祉相談事業費105,540千円等の一部
同伴する子どもへの学習支援の検討	一時保護等の長期化により、同伴児が学校へ通う機会が損なわれないよう、神奈川県女性相談所や民間団体、児童相談所等と連携して、対応しました。	
こども青少年局		女性福祉相談事業費105,540千円等の一部
民間シェルターへの支援	市内民間シェルターに対し、運営費や支援職員人件費等の補助を行い、民間シェルターへの支援を行いました。 【補助団体数】4団体	
こども青少年局		28,924千円

**5か年(23年度～27年度)の総括及び今後の方向性**

DV被害者の一時保護等の安全確保については、神奈川県や警察等と連携し対応してきました。また、区の戸籍課や障害支援課等のDV被害者支援に関連する業務を行う部署に対して、DV支援に対する理解を深めるために内部研修を行っています。今後も、個人情報の取り扱いを含め、関連機関と連携し、DV被害者の安全確保を図っていきます。

**横浜市男女共同参画審議会からの意見**

DV被害者の安全を確保するために、神奈川県や警察、弁護士（又は弁護士会）等と連携するとともに、DV被害者支援に関連する業務を行う部署との連携が重要です。また、コンプライアンス関連部署や個人情報保護関連部署と連携し、全庁的にDV被害者の安全確保と個人情報保護の取組を進めていく必要があります。



**基本方針Ⅳ DV被害者の地域での安心・安定した生活及び自立に向けた支援をします**

施策の方向Ⅳ-1	自立支援体制を確立します。
施策の方向Ⅳ-2	生活基盤の確立と心身回復のための自立支援策を強化します。
施策の方向Ⅳ-3	関連制度の活用に必要な支援を行います。

**23年度の主な取組**  
 自助グループ活動支援、自己信頼回復講座等の実施により、被害者の身体的・心理的ケアを支援しました。また、男女共同参画センター等で実施している女性向け、母子家庭向けの就労支援事業を紹介し、生活基盤の確立を支援しました。

**24年度の主な取組**  
 生活保護を受給している被害者への就労支援や、子どもの養育に困難を抱える被害者家庭への支援を、関係機関と連携して行いました。  
 引き続き、男女共同参画センターで実施している自助グループ活動や就労支援事業を紹介し、心身の回復や生活基盤の確立を支援しました。さらに、DVを体験した母子のための講座を開始し、母子双方の心の回復を支援しました。

**25年度の主な取組**  
 男女共同参画センターで行っている各種就労支援のほか、母子家庭就業・自立支援センターの紹介や生活保護受給者への就労支援専門員と連携した支援などを実施しました。  
 DV被害者関連の自助グループ活動支援やグループ相談会等を実施するとともに、DVを体験した母子向けプログラムを実施し、心身の回復支援を行いました。

**26年度の主な取組**  
 就労支援として、若年無業女性のための就労支援講座、シングルマザーのための就労相談や、キャリアコンサルタントによる女性のための就職・転職相談、女性のための求人情報サイトの運営やシングルマザーと企業をつなぐ就職イベント、女性のためのPC講座等の3館事業を紹介したほか、情報ライブラリでは女性のしごと情報コーナーを設置し、通年の情報提供を行いました。

27年度		
主な施策	取組内容・事業量	
所管		決算額
身体的・心理的ケア	各区における精神保健相談等により、被害者の心理的ケアを行いました。 また、心身の回復支援として、男女共同参画センターにおいて、DV被害者関連の自助グループ活動支援、グループ相談会(サポートグループ)等を実施しました。 【自助グループ支援】2団体、計18回、延べ50人参加 【サポートグループ実施】3コース、延べ27人参加 【NPOとの共催講座・サポートグループ】各12回、計366人参加 【ヨガ教室】138人	
各区、男女共同参画センター		70千円ほか女性福祉相談事業費105,540千円等の一部
就労支援	DV被害者に対し、男女共同参画センターで実施する各種就労支援(女性のためのPC講座、シングルマザーの就労相談や就職イベント、若年無業女性のための就労支援講座、キャリアコンサルタントによる就職・転職相談、女性のための求人情報サイト等)を案内したほか、生活保護受給者への就労支援専門員と連携した支援等を実施しました。	
こども青少年局、各区、男女共同参画センター		8,694千円ほか女性福祉相談事業費105,540千円等の一部
保護命令制度の情報提供と申立支援	必要に応じて、保護命令に関する情報提供及び申し立てに関する支援を実施しました。 また、横浜地方裁判所と協働して、区の支援職員向けに保護命令に関する研修を行いました。	
こども青少年局、男女共同参画センター		女性福祉相談事業費105,540千円等の一部

**5か年(23年度～27年度)の総括及び今後の方向性**  
 DV被害による精神的・身体的な被害の連鎖を防ぐために、DV被害者やその子どもに対して、心身の回復のための支援を行ってきました。  
 また、関係機関と連携し、DV被害者が抱える精神的、経済的問題等の様々な課題を解決するために、各種就労支援講座の案内や相談等を実施しました。

**横浜市男女共同参画審議会からの意見**  
 DVがある家族の中で育った子どもは、家庭内の混乱に巻き込まれており、その影響から、情緒や行動の面で問題を抱えていることも多く、個別かつ専門的な支援が必要です。  
 また、DV被害者の自立への支援にあたっては、経済的な問題や子どもへの支援等、様々な問題を解決する必要があるため、関係機関と連携し継続的な支援を行う必要があります。

**基本方針V 暴力根絶に向けた啓発と、正しい理解の普及を進めます**

施策の方向V-1	DVの正しい理解や支援に関する情報提供等を行います。
施策の方向V-2	暴力の根絶についての啓発を推進します。

**23年度の主な取組**

DVの正しい理解促進のため、講演会や街頭キャンペーンを実施しました。  
また、一部の市内学校でデートDV防止講座を実施し、若い世代からのDVの根絶を図りました。

**24年度の主な取組**

街頭キャンペーンや区役所でのパネル展示等を実施しました。  
また、一部の市内学校でデートDV防止講座を実施したほか、教職員が講座を自主実施できるよう、研修資料を作成しました。さらに、若者が参加するワークショップ等を実施し、デートDVを自分たちの問題として考え、なくしていくためのメッセージを発信する機会としました。

**25年度の主な取組**

街頭キャンペーンや区役所でのパネル展示のほか、パープルライトアップやデートDVに関する写真展を実施し、啓発活動を拡大しました。  
一部の市内学校でデートDV防止講座を実施したほか、各学校の教職員が生徒向けの講座を自主実施できるように研修資料を配付し、活用できるようにしました。  
また、市内大学との共催で、デートDVについて若者が話し合う公開講座も実施しました。

**26年度の主な取組**

市内の中高大学を対象にNPOとの協働によるデートDV防止講座を実施したほか、国際ソロプチミスト横浜と連携してデートDV啓発イベントを実施しました。  
また、引き続き区役所でのパネル展示や商店街での啓発物の配布、パープルライトアップ等を実施し、DV及びデートDV防止に向けた啓発を実施しました。

**27年度**

主な施策	取組内容・事業量	決算額
所管		
DVに対する正しい理解の普及の充実	児童虐待防止の取組と連携し、区役所や街頭で「なくそう！DVキャンペーン」を実施し、啓発パネル展示、啓発グッズ配布等を行ったほか、DVをはじめとする女性に対する暴力をなくす運動の周知のため、観光施設のライトアップなどを実施しました。 【なくそう！DVキャンペーン】18区、1商店街 【パープルライトアップ】横浜市開港記念会館、象の鼻パーク	368千円
若者に向けた啓発の実施	一部の市内中学校及び高等学校を対象に、デートDV防止講座を実施しました。 【実施校数】25校(全4,117名) また、成人式で配布する冊子へのデートDV防止に関する記事の掲載や、会場モニターにおける動画(スライドショー)の放映を実施しました。 写真展「Stop！デートDV 写真展photo by 小野啓」で作成したパネルを活用して、男女共同参画センター横浜以外にも、区役所や市外の男女共同参画センター等に貸し出し、広く市民にPRしました。	1,320千円
政策局		
加害者対応の研究	加害者更生プログラムを実施している民間団体への補助金交付や、民間団体主催のセミナーに参加して、加害者対応に関する情報収集を行いました。	0千円
子ども青少年局、男女共同参画センター		

**5か年(23年度～27年度)の総括及び今後の方向性**

DV防止啓発として、チラシ等の啓発物品の配布やパネル展示等、関係機関と連携してDV及びデートDVに対する理解の促進と相談窓口の周知を行ってきました。  
また、将来のDVを未然に防止するため、市内の中高大学生に対するデートDV防止講座や成人式での啓発を行い、若年層に対しても啓発を実施しています。  
今後も、引き続き関係機関と連携して啓発を行っていくとともに、DVの未然防止のために、若年層により効果的な周知・啓発が行えるよう取り組んでいきます。

**横浜市男女共同参画審議会からの意見**

未だに、DVに対する正しい理解が進んでいない状況の中で、若年層や外国人等の様々な層に対して、適切に情報が届くようにするために、紙媒体やWebサイト等を十分に活用し、相談窓口の周知や理解の促進を進めていく必要があります。  
特に、将来のDV防止のために、若年層に対する広報・啓発については、ICTを活用するなど、各年代に合わせた広報・啓発に取り組んでいくことが重要です。

**基本方針VI 関係機関との連携強化とネットワークづくりを行います**

施策の方向VI-1	関係機関との連携を強化します。
施策の方向VI-2	職務関係者等への研修を充実します。

**23年度の主な取組**  
 警察、児童相談所、弁護士、医療機関及び民間支援団体など、DVに関わる機関との連携強化を図るため、会議を開催し、相互連携及び効果的な啓発・広報のあり方等について議論しました。  
 教育関係者を対象に、横浜市DV相談支援センターの周知を行ったほか、児童虐待に関する研修を実施しました。

**24年度の主な取組**  
 警察、児童相談所、弁護士、医療機関及び民間支援団体など、DVに関わる機関との連携強化を図るため、会議を開催し、相互連携及び効果的な啓発・広報のあり方等について議論しました。  
 教職員がデートDVに関する理解を深め、生徒への防止講座実施や相談窓口紹介の助けとなるよう、教職員向け研修資料を作成しました。

**25年度の主な取組**  
 警察、児童相談所、弁護士、医療機関及び民間支援団体など、DVに関わる機関との連携強化を図るため、会議を開催し、相互連携及び効果的な啓発・広報のあり方等について議論しました。  
 教職員が生徒に向けてデートDV防止講座を自主実施できるように、教職員向け研修資料を配付し、活用による講座実施と意識啓発を図りました。

**26年度の主な取組**  
 警察、児童相談所、弁護士、医療機関及び民間支援団体など、DVに関わる機関との連携強化を図るため、会議を開催し、相互連携及び効果的な啓発・広報のあり方等について議論しました。  
 また、関係職員に対する研修の実施や、教育関係者等に対するデートDV防止に関する研修会等の周知を行いました。

27年度	
主な施策	取組内容・事業量
所管	決算額
全市的な関係機関との連携強化のための会議の設置	警察、児童相談所、弁護士、医療機関及び民間支援団体など、DVに関わる機関をメンバーとする「横浜市DV施策推進連絡会」を開催し、関係機関の相互連携、効果的な啓発・広報のあり方、今後のDV施策の方向性等について、意見をいただきました。 また、マイナンバー制度の開始など、新たな制度導入にあたって各区分窓口でのDV支援が切れ目なく行えるよう、市民局窓口サービス課長をメンバーに加えることとしました。(H27.3 要綱改正)
政策局、子ども青少年局	162千円
関係職員に対する研修の実施	多職種が参加する実務担当者研修を実施(2回)しました。 また、子ども青少年局の新人新任向け研修でDVに関する説明(2回)を行いました。
子ども青少年局	女性福祉相談事業費105,540千円等の一部
教育関係者等への啓発の実施	各学校(中・高)の教職員が生徒向けにデートDV防止講座を自主実施できるよう、Y.Y Net(教職員向けイントラネット)に掲載し、活用による講座実施と教職員の意識啓発を図りました。
政策局、子ども青少年局	女性福祉相談事業費105,540千円等の一部

**5か年(23年度～27年度)の総括及び今後の方向性**  
 警察、児童相談所、弁護士、医療機関及び民間支援団体など、DVに関わる機関と連携を図るために、「横浜市DV施策推進連絡会」を開催し、DV被害者への支援について共有をしてきました。  
 DV被害者の課題が複雑化・多様化していることを踏まえ、関係機関と情報共有し、切れ目のない支援を実施していきます。  
 また、マイナンバー制度の導入なども考慮し、引き続きマイナンバー関連部署との連携も図っていきます。

**横浜市男女共同参画審議会からの意見**  
 引き続き、DV被害者支援の関係機関と連携し、情報共有を進めていくとともに、関係部署が一体となって支援できるよう、相互研修や情報共有を行っていく必要があります。  
 また、マイナンバー制度の導入など、個人情報の取り扱いが変わっていく中で、被害者の安全を脅かすことが無いように、関連部署との連携を綿密にとり、個人情報管理の徹底を図ることが重要です。

# 第3部

## 横浜市の男女共同参画の現状

- 1 男女共同参画についての理解に向けた状況
- 2 社会の様々な分野への男女の参画状況
- 3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた状況
- 4 性に関する理解と生涯を通じた健康の実現に向けた状況
- 5 多文化共生と外国人女性が安心して暮らせる環境に向けた状況
- 6 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた状況



## 第3部 横浜市の男女共同参画の現状

### 1 男女共同参画についての理解に向けた状況

- 【図1-1】「男女共同参画社会」という言葉の認知度（横浜市）
- 【図1-2-1】性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭を中心にする方がよい」という考え方について（性・年代別）（横浜市）
- 【図1-2-2】性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭を中心にする方がよい」という考え方について（経年）（横浜市）

### 2 社会の様々な分野への男女の参画状況

- 【図2-1】女性の労働力率の推移  
（年齢（5歳階級）別）（横浜市、全国女性及び横浜市男性との比較）
- 【図2-2-1】15歳以上雇用者（役員を除く）数の割合（従業上の地位、男女別）（横浜市）
- 【図2-2-2】15歳以上の就業者の割合（従業上の地位、年齢（5歳階級）、男女別）（横浜市）
- 【図2-2-3】正規・非正規雇用者数と割合の推移（男女別）（横浜市）
- 【図2-3】事業所管理職の女性割合の推移（横浜市）
- 【図2-4】男女間所定内給与格差の推移（全国）
- 【図2-5-1】最終卒業学校の種類別15歳以上人口の割合（横浜市、全国）
- 【図2-5-2】高等教育修了者の内訳（男女別）（横浜市）
- 【図2-6-1】ひとり親世帯数の推移（横浜市）
- 【図2-6-2】児童のいる世帯と母子世帯及び父子世帯の年収の比較  
（全国、平成22年）
- 【図2-7】地域活動における男女比率（横浜市）
- 【図2-8】市役所における女性責任職の割合（横浜市）
- 【図2-9】附属機関への女性の参画状況（横浜市、国）

### 3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた状況

- 【図3-1】「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度（横浜市）
- 【図3-2】有配偶者のうち、共働きしている人の割合（横浜市）  
（参考）共働き等世帯数の推移（全国）
- 【図3-3】仕事、家庭生活等の優先度の理想と現実（男女別）（横浜市）
- 【図3-4】共働き世帯における家事等の役割分担の実態（男女別）（横浜市）
- 【図3-5】男女の育児・介護休業取得率の比較（横浜市）
- 【図3-6】男性が女性とともに家事等に積極的に参加するために必要なこと（横浜市）
- 【図3-7-1】男女別自殺者数及び自殺者に占める男性の割合の推移（横浜市）
- 【図3-7-2】自殺者数の推移（年齢（10歳階級）、男女別）（横浜市）
- 【図3-8】保育所の整備状況と待機児童数の推移（横浜市）

#### 4 性に関する理解と生涯を通じた健康の実現に向けた状況

- 【図4-1】女性の性が商品として扱われ、女性の人権が侵害されていると思うこと（横浜市）
- 【図4-2】人口妊娠中絶件数の割合（年代別）（横浜市）
- 【図4-3】部位別悪性新生物死亡数（男女別）（横浜市）
- 【図4-4】女性の生涯にわたる健康づくりのために必要だと思う支援策（横浜市）

#### 5 多文化共生と外国人女性が安心して暮らせる環境に向けた状況

- 【図5-1-1】国籍別登録人口の推移（横浜市）
- 【図5-1-2】国籍・男女別外国人数（横浜市）
- 【図5-2】外国人の労働力状態（男女別）（横浜市）
- 【図5-3】外国人が日本での生活で困っていることや心配なこと（男女別）（横浜市）
- 【図5-4】子育てや教育に関する支援についての外国人市民の希望（横浜市）

#### 6 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた状況

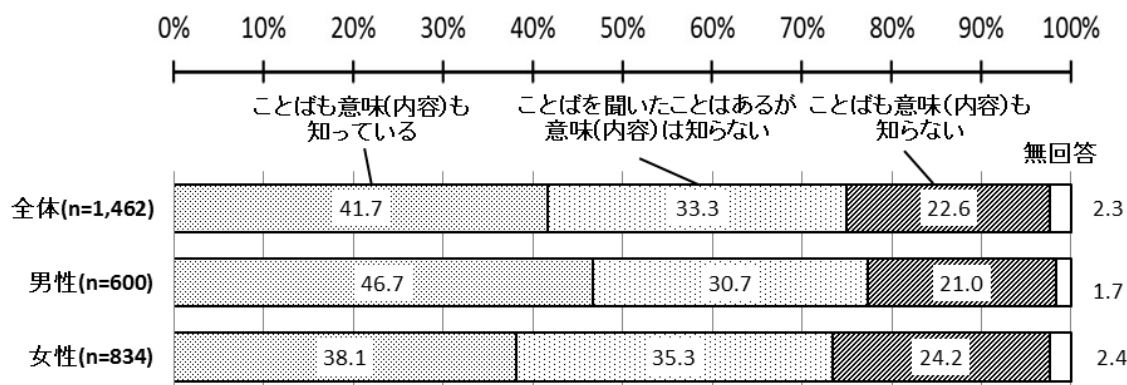
- 【図6-1】「配偶者暴力防止法（DV防止法）」の認知度（横浜市）
- 【図6-2】配偶者等からの被害経験（男女別）（横浜市）  
（参考）配偶者からの被害経験（全国）
- 【図6-3】交際相手からの暴力（デートDV）の被害経験（男女別）（横浜市）
- 【図6-4】配偶者やパートナーからの暴力についての相談窓口の認知度（横浜市）
- 【図6-5】暴力にあたる行為を受けた後の相談の有無（横浜市）
- 【図6-6-1】異性から無理やりに性交された経験（女性のみ）（全国）
- 【図6-6-2】加害者との面識の有無（女性のみ）（全国）
- 【図6-7】女性に対する暴力防止の取組として必要だと思うこと（横浜市）
- 【図6-8】セクシュアル・ハラスメントと思う行為を受けた経験（横浜市）
- 【図6-9】事業所のセクシュアル・ハラスメントに関する取組状況（横浜市）

## 1 男女共同参画についての理解に向けた状況

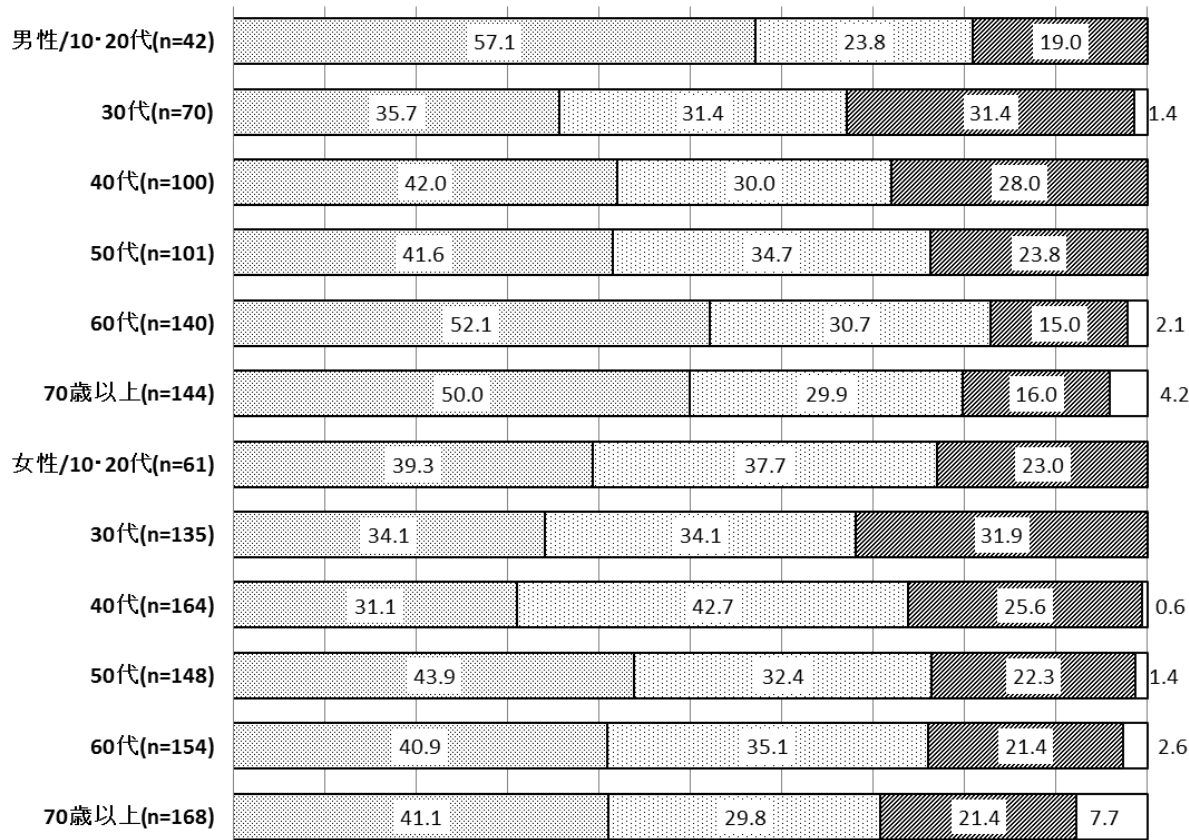
【図 1-1】「男女共同参画社会」という言葉の認知度（横浜市）

「男女共同参画社会」という言葉の認知度をみると、「ことばも意味（内容）も知っている」割合は、全体で4割程度にとどまっています。また、女性は、男性よりもその割合が低く、4割に届いていません。

男性では30代で、女性では30代及び40代で「ことばも意味（内容）も知っている」割合が低くなっており、特に女性の40代での認知度が低水準です。



【性・年代別】



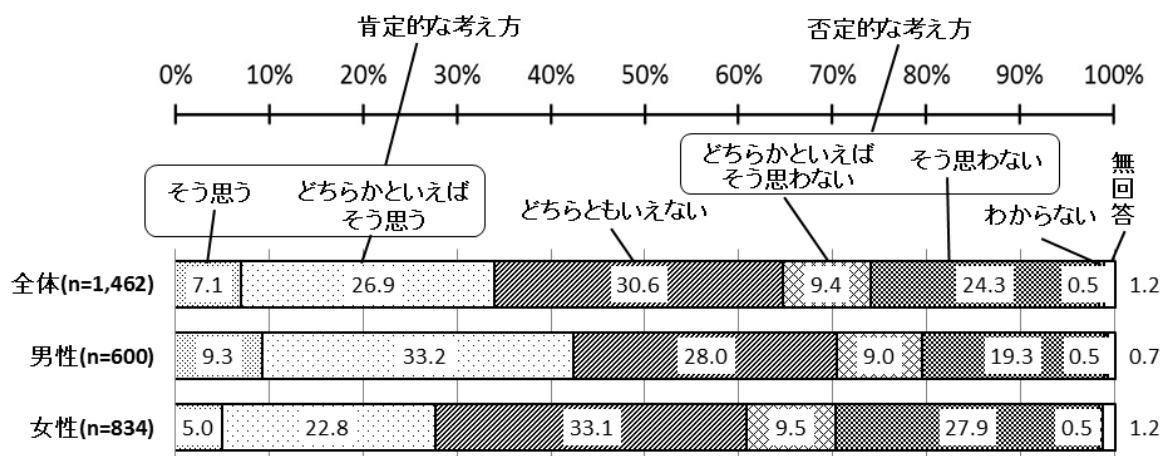
資料／横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成 26 年度

1 男女共同参画についての理解に向けた状況

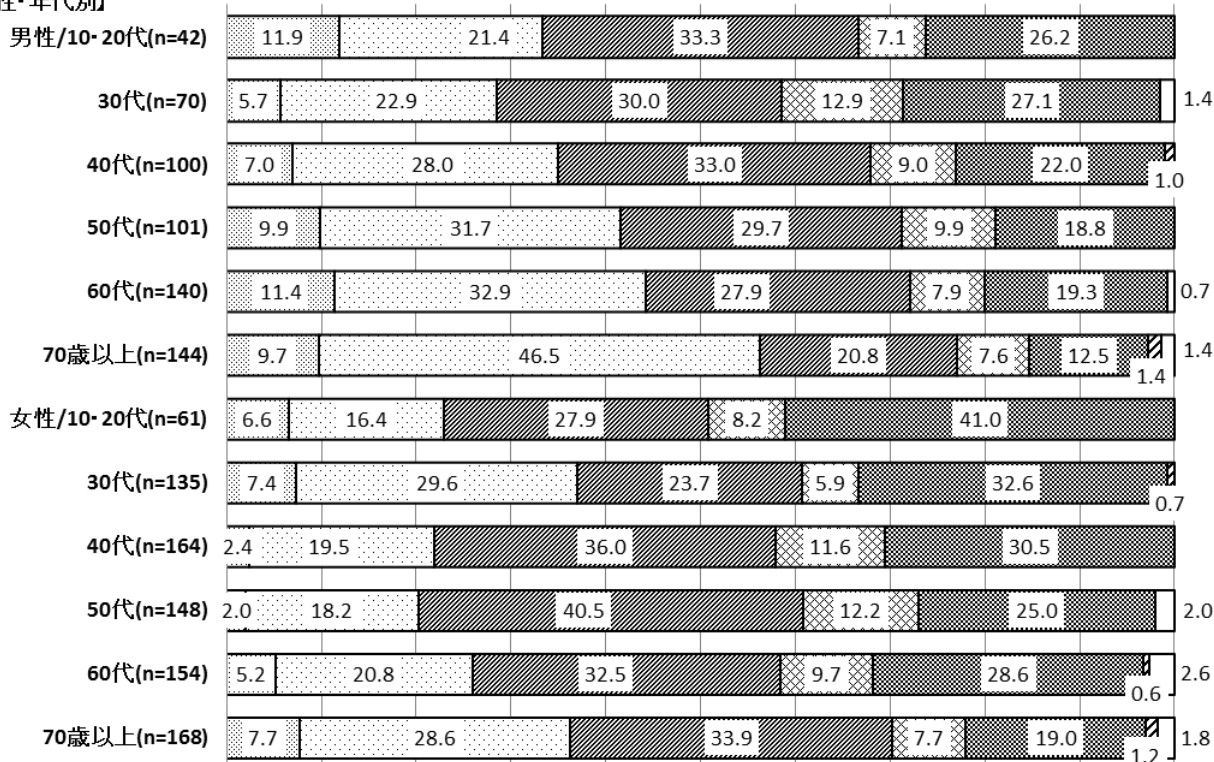
【図 1-2-1】性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭を中心にする方がよい」という考え方について（性・年代別）（横浜市）

「男は仕事、女は家庭を中心にする方がよい」という考えについての意識を性別にみると、女性は肯定的な考え方よりも否定的な考え方の方が上回っていますが、男性は肯定的な考え方が否定的な考え方を大きく上回っており、男女間で意識の差がみられます。

また、性・年代別にみると、30代以外では、肯定的な考え方は、男性が女性よりも高い割合となっています。女性では、30代に次いで70歳以上で肯定的な考え方が高くなっています。否定的な考え方は、男性は30代が最も多く、女性は10-20代が最も多い結果となっています。



【性・年代別】

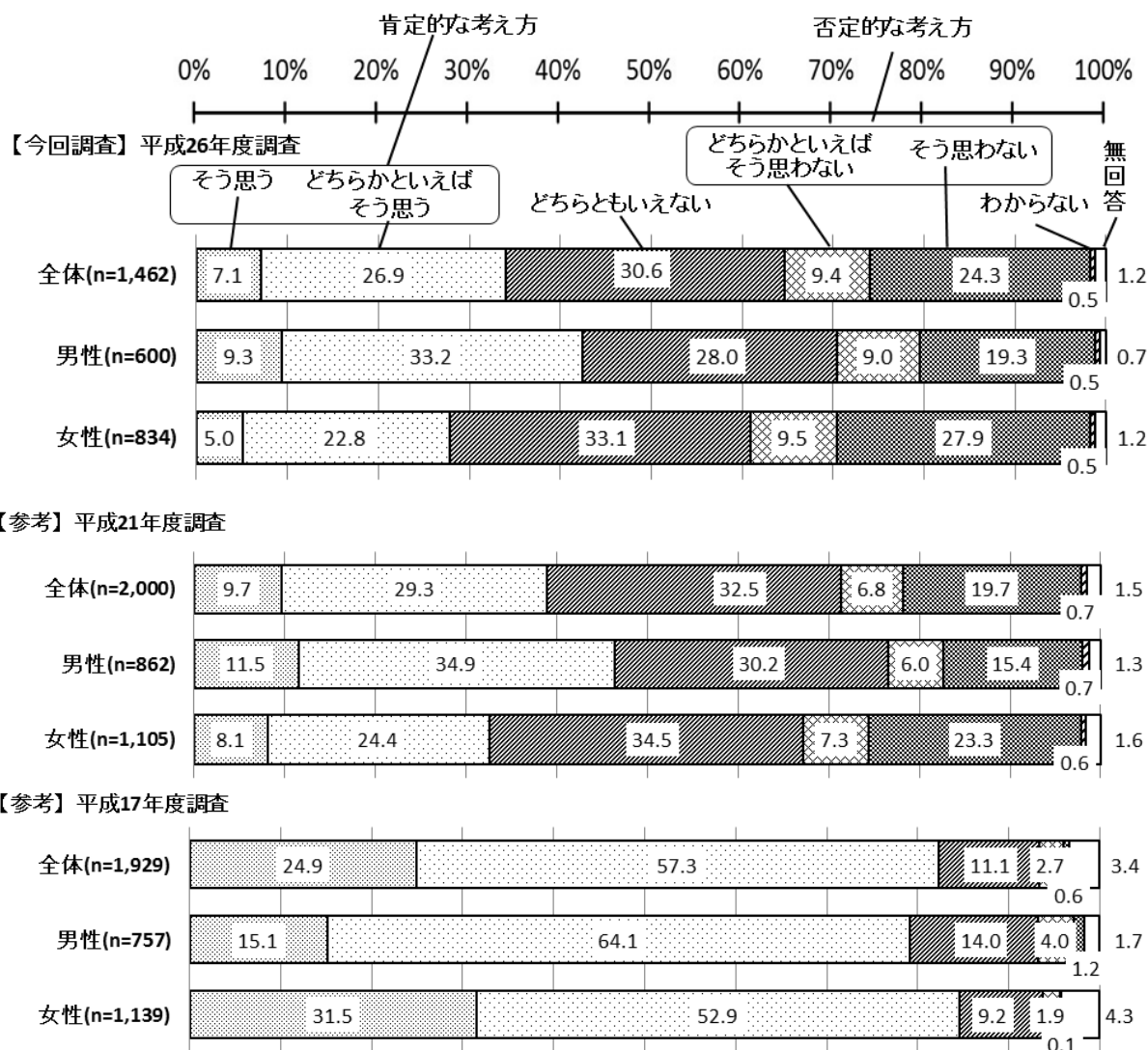


資料／横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成 26 年度

1 男女共同参画についての理解に向けた状況

【図1-2-2】性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭を中心にする方がよい」という考え方について（経年）（横浜市）

選択肢が異なるため単純な比較はできないものの、過去の調査と比較すると、平成26年度（2014年度）調査では、否定的な考え方が肯定的な考え方と同程度となっています。



※ 平成21年度（2009年度）調査では、選択肢に「どちらかといえばそう思う」及び「どちらかといえばそう思わない」を追加しているため、単純な比較はできません。

資料／横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成26年度

## 2 社会の様々な分野への男女の参画状況

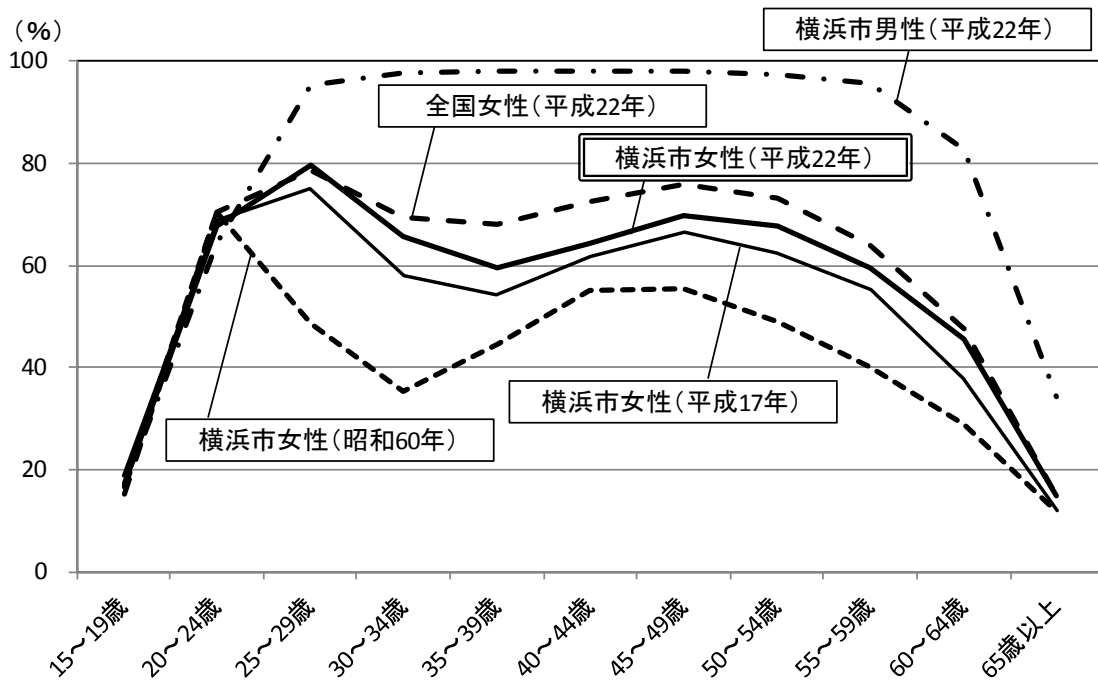
【図2-1】女性の労働力率の推移（年齢（5歳階級）別）

（横浜市、全国女性及び横浜市男性との比較）

年代別に女性の労働力率をみると、男性は台形型を描くのに対して、女性は結婚・出産・子育て期に当たる時期に低下し、子育てが一段落したところで再就職するという就業パターンを示す、M字カーブを描いています。くぼみが深いほど、結婚、出産、育児を機に仕事を辞める女性が多いと言えます。

横浜市の女性の労働力率は年々高まってはいますが、全国と比較すると、M字カーブの底は深く、右側の山も低いことから、再就職率も低いことがわかります。

また、図2-2-2と合わせてみると、女性の再就職先は、多くが正規雇用ではなく、非正規雇用であることがわかります。



※1 労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者の計）の割合をいいます。

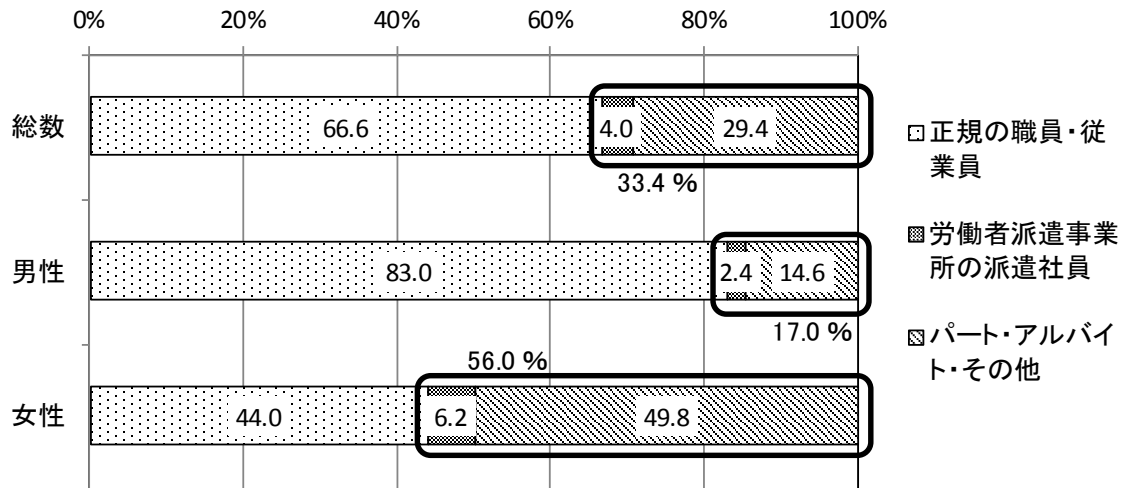
※2 分母の15歳以上人口から労働力状態「不詳」を除いて算出しています。

資料／総務省「国勢調査」

【図2-2-1】15歳以上雇用者（役員を除く）数の割合（従業上の地位、男女別）（横浜市）

従業上の地位（「正規の職員・従業員」「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」の3区分）ごとに、雇用者（15歳以上、役員を除く）の割合を男女別にみると、男性は「正規の職員・従業員」（83.0%）の割合が最も高いのに対し、女性は「パート・アルバイト・その他」（49.8%）が最も高くなっています。

非正規雇用者（「労働者派遣事業所の派遣社員」と「パート・アルバイト・その他」の計）は、男性が17.0%であるのに対し、女性は56.0%となっています。



- ※1 「労働者派遣事業所の派遣社員」は、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
- ※2 「パート・アルバイト・その他」は、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

資料／総務省「国勢調査」平成22年

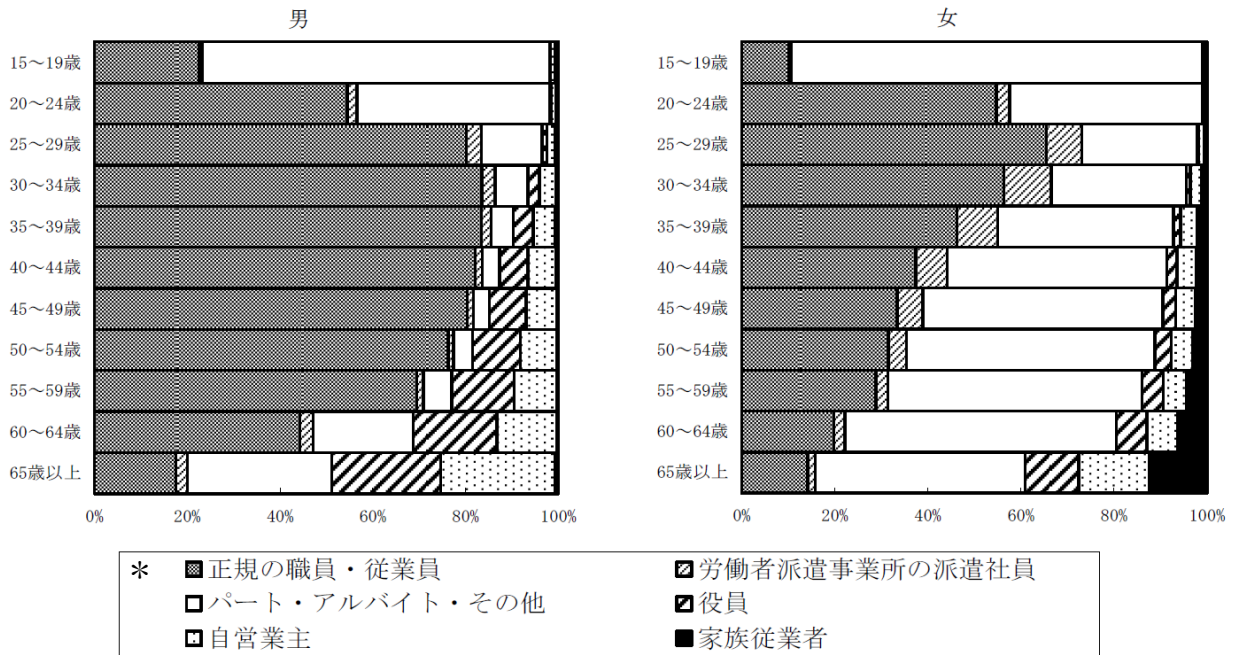


2 社会の様々な分野への男女の参画状況

【図2-2-2】15歳以上の就業者の割合（従業上の地位、年齢（5歳階級）、男女別）（横浜市）

従業上の地位\*別に就業者の割合を年齢5歳階級、男女別にみると、「正規の職員・従業員」は、男性の20歳から59歳までの各年齢階級で50%を超えています。一方、女性は20歳から34歳までの年齢階級で50%を超えています。35歳以上の各年齢階級では50%を下回っています。

「パート・アルバイト・その他」は、女性ではすべての年齢階級で20%を超えており、15歳～19歳及び40歳以上の各年齢階級で「正規の職員・従業員」を上回り、最も高くなっています。



- ※1 「労働者派遣事業所の派遣社員」は、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
- ※2 「パート・アルバイト・その他」は、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

資料／総務省「国勢調査」平成22年

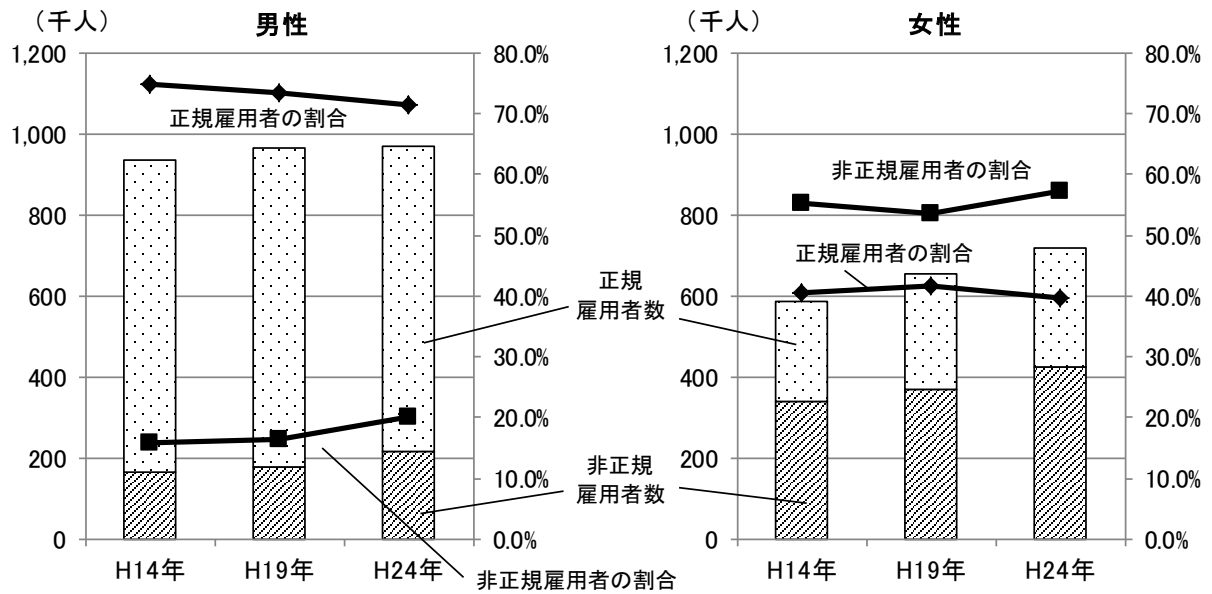


【図2-2-3】正規・非正規雇用者数と割合の推移（男女別）（横浜市）

市内事業所の非正規雇用者は男女ともに増え続けています。

男性の非正規雇用者の割合は平成24年には2割を超える一方、正規雇用者の割合は減少を続けています。

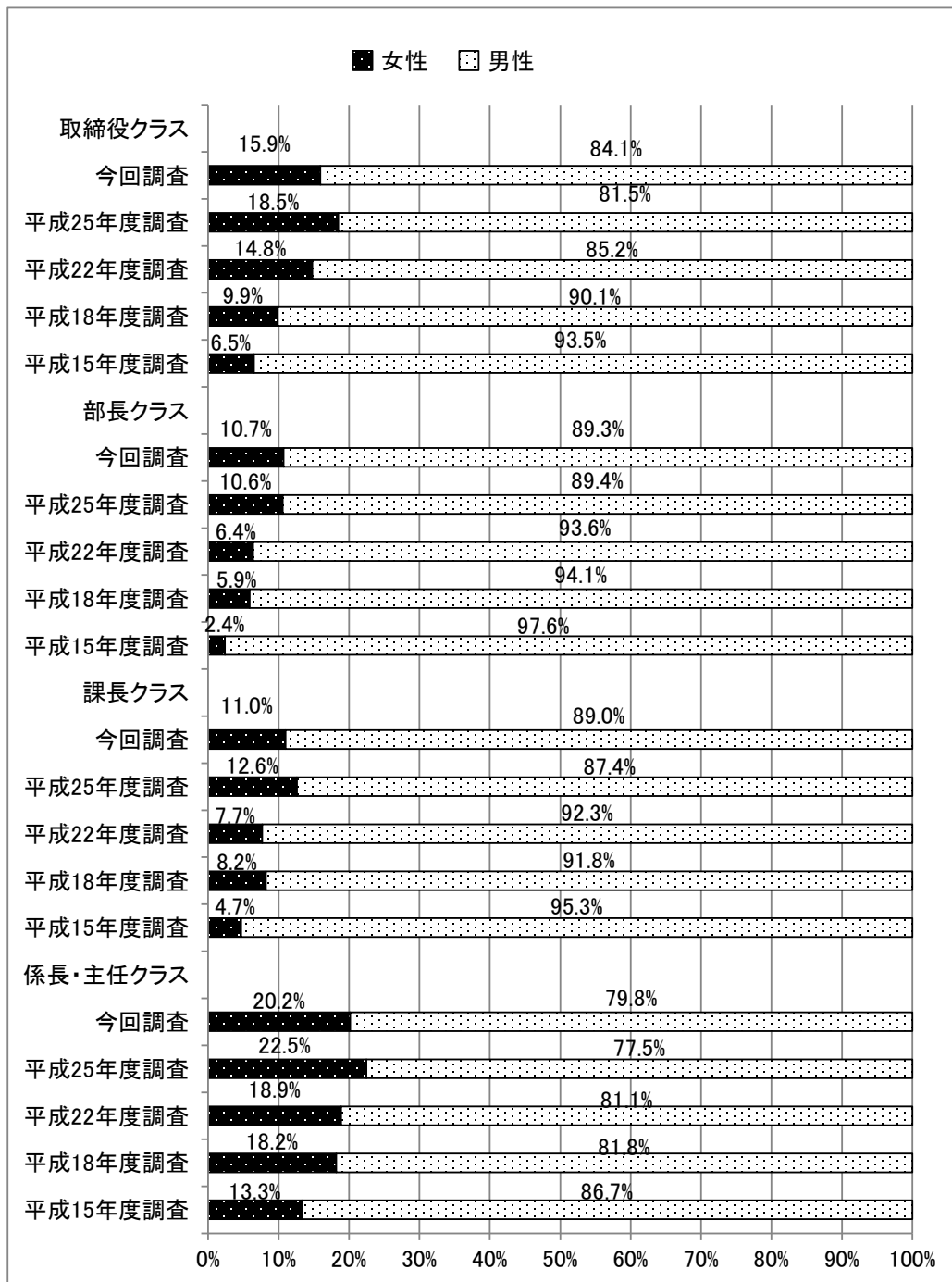
女性の非正規雇用者の割合は、若干の増減はありますが、5割を超える高い水準で推移しています。



※ 非正規雇用者：パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託、その他雇用者の合計  
資料／総務省「就業構造基本調査」

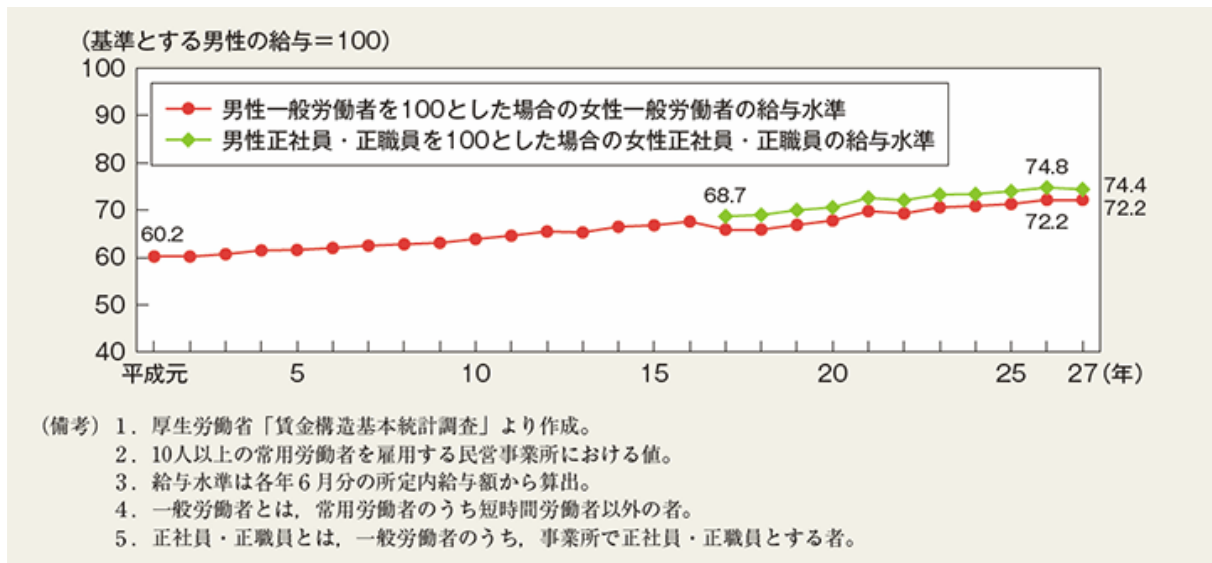
【図2-3】事業所管理職の女性割合の推移（横浜市）

市内事業所の管理職に占める女性の割合を職位別にみると、平成22年度から平成25年度にかけて、すべての職位で増加していますが、平成27年度に微減しています。



資料／横浜市「男女共同参画に関する事業所調査」平成27年度

【図 2-4】男女間所定内給与格差の推移（全国）

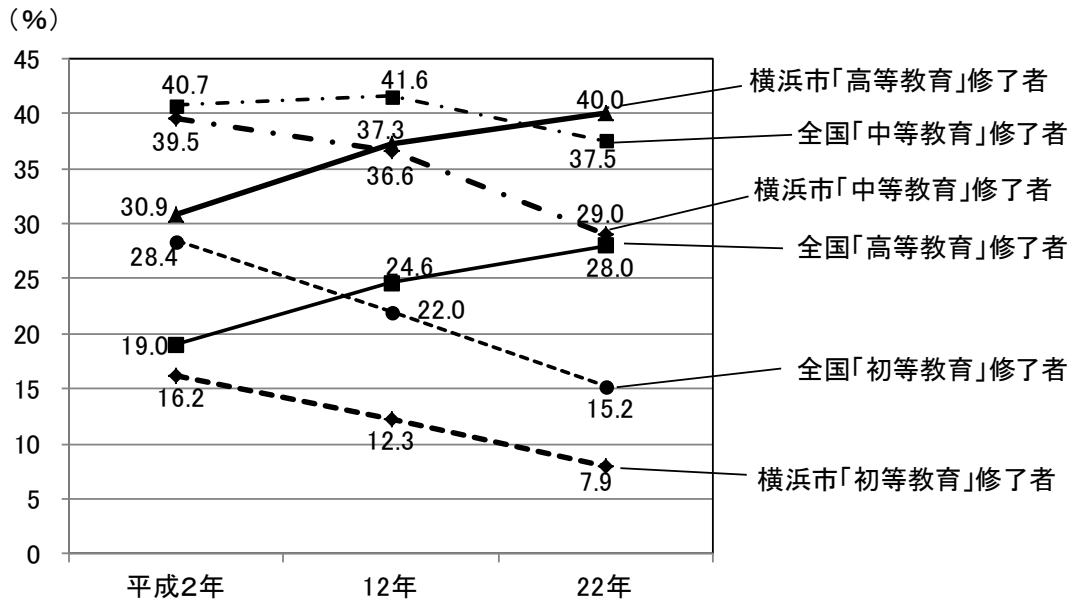


- ※1 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
- ※2 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における値。
- ※3 給与水準は各年6月分の所定内給与額から算出。
- ※4 一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者。
- ※5 正社員・正職員とは、一般労働者のうち、事業所で正社員・正職員とする者。

資料／内閣府「平成28年版男女共同参画白書」

【図2-5-1】最終卒業学校の種類別15歳以上人口の割合（横浜市、全国）

最終卒業学校の種類別に修了者の割合をみると、横浜市の「高等教育」修了者の割合は、平成12年（37.3%）から平成22年（40.0%）にかけて2.7ポイント上昇しています。また、平成22年で、全国（28.0%）より12.0ポイント高くなっています。

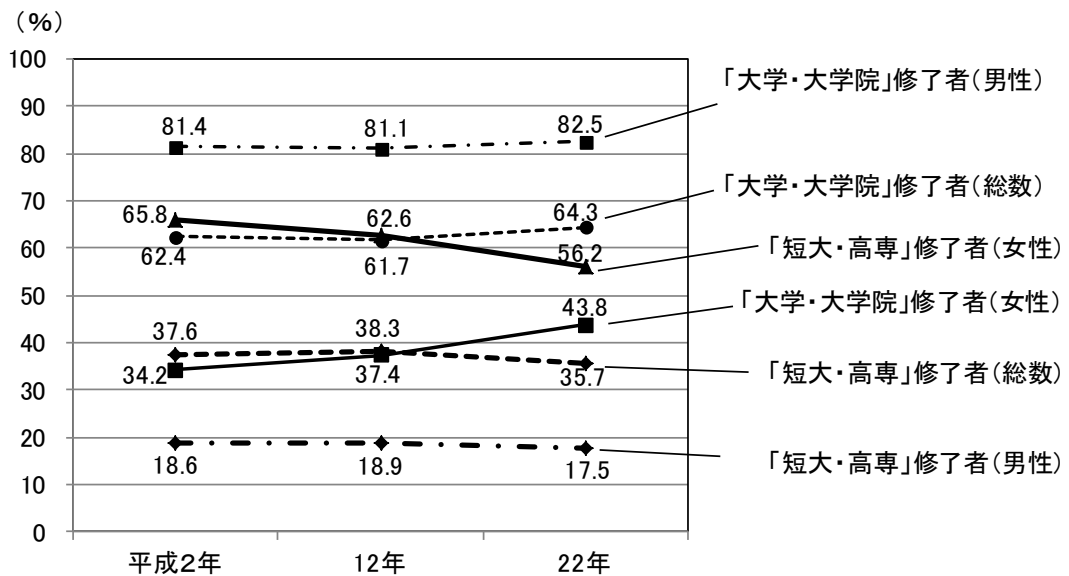


※ 「小学校・中学校」卒業者を「初等教育」修了者、「高校・旧中」卒業者を「中等教育」修了者、「短大・高専、大学・大学院」卒業者を「高等教育」修了者としている。

資料／総務省「国勢調査」

【図2-5-2】高等教育修了者の内訳（男女別）（横浜市）

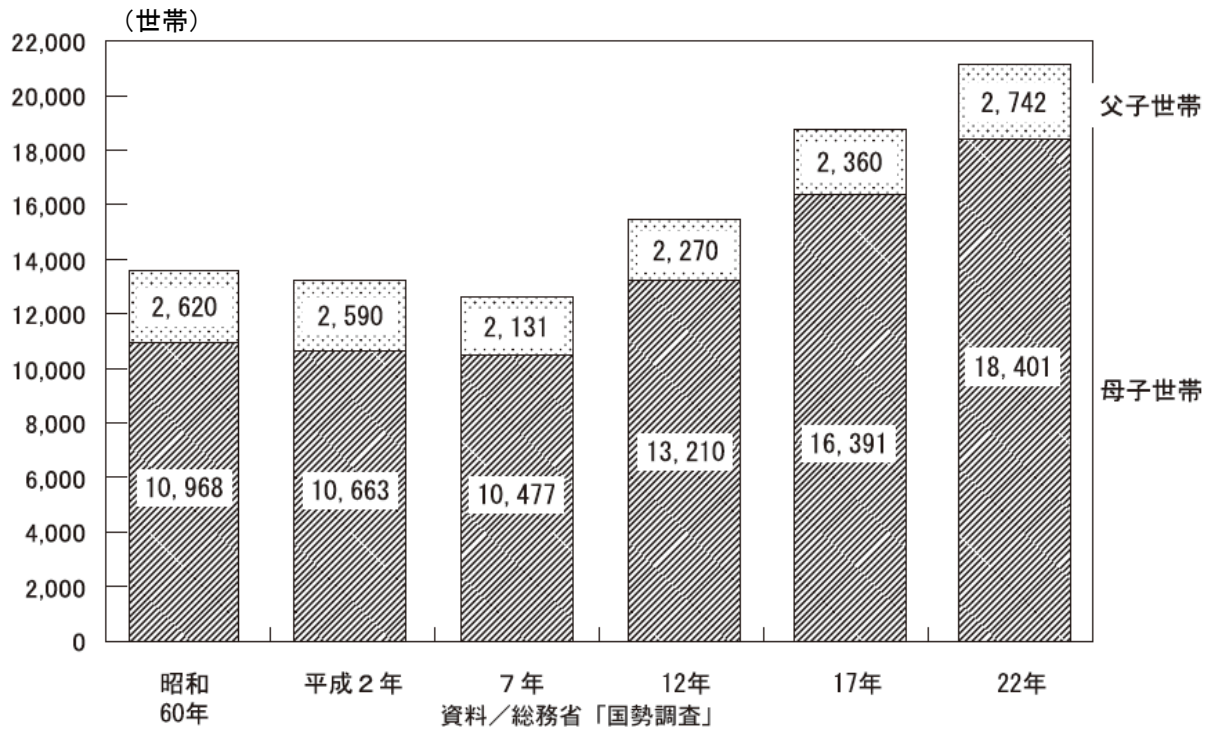
「高等教育」修了者の内訳を男女別にみると、女性の「大学・大学院」修了者の割合が、平成12年（37.4%）から平成22年（43.8%）にかけて6.4ポイント上昇しており、男性の「大学・大学院」修了者の割合が大きく変化していないのと対照的です。



資料／総務省「国勢調査」

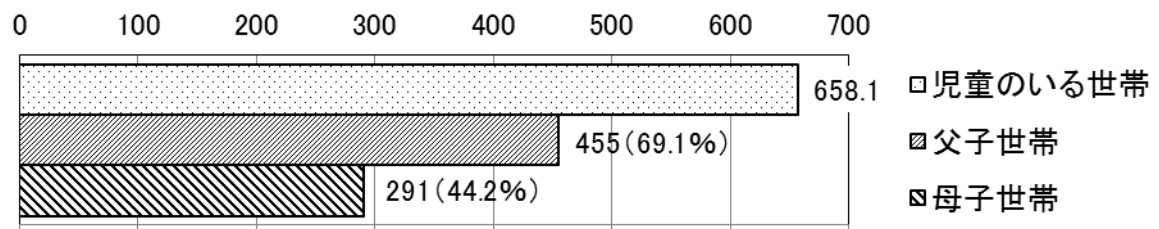
【図 2-6-1】ひとり親世帯数の推移（横浜市）

横浜市内の母子世帯・父子世帯数は、平成 7 年（1995 年）以降、増加を続けており、特に、母子世帯の増加が大きくなっています。



【図 2-6-2】児童のいる世帯と母子世帯及び父子世帯の年収の比較（全国、平成 22 年）

児童のいる世帯全体と母子世帯、父子世帯の年間収入を比較すると、母子世帯は児童のいる世帯の 44.2%、父子世帯でも 69.1%にとどまります。

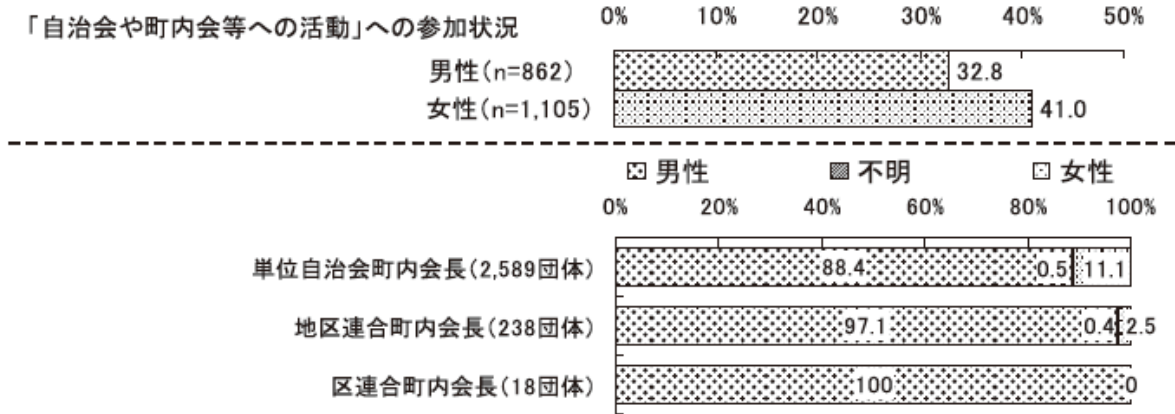


※（ ）内は児童のいる世帯を 100 とした場合の平均収入

資料／厚生労働省「全国母子世帯等調査結果報告」平成 23 年度

【図2-7】地域活動における男女比率（横浜市）

自治会・町内会活動などの地域活動では、実際に活動している女性の数に比べ、会長等の役職に就いている女性が少ないといった状況にあります。

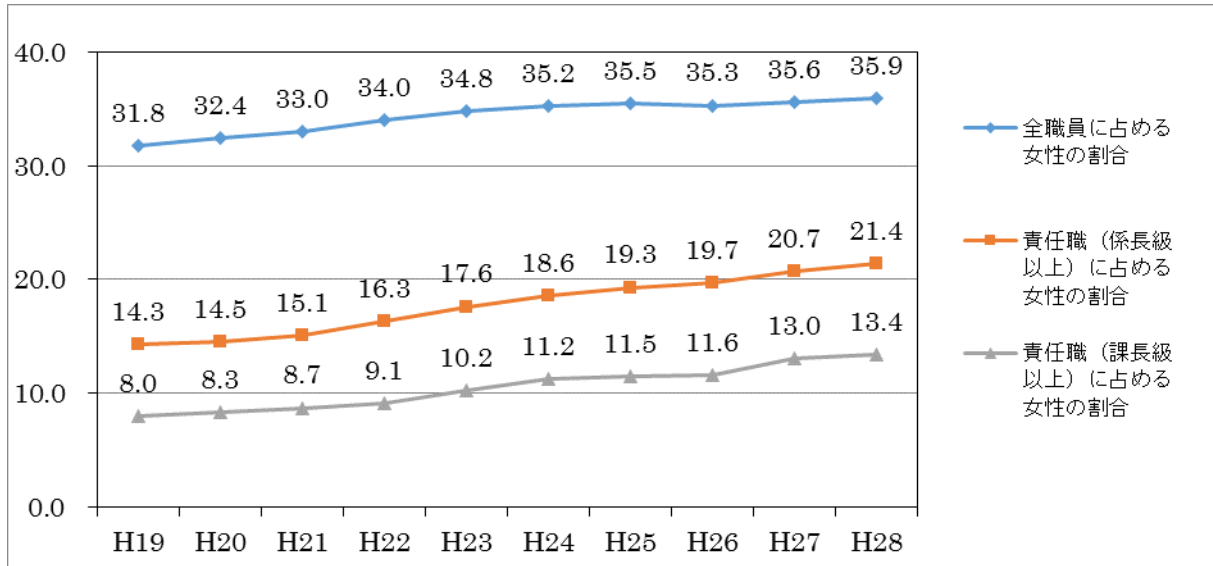


資料／「自治会や町内会等への活動への参加状況」…横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成21年度)  
 自治会町内会長…「横浜市自治会町内会・地区連合町内会 アンケート調査」(平成20年度)  
 及び横浜市市民局調べ(区連合町内会長、平成24年6月)

2 社会の様々な分野への男女の参画状況

【図2-8】市役所における女性責任職の割合（横浜市）

横浜市役所における女性責任職の割合は、徐々に増加しており、平成28年度（2016年度）、全職員に占める女性の割合が35.9%であるのに対し、係長級以上では21.4%、課長級以上では13.4%となっています。



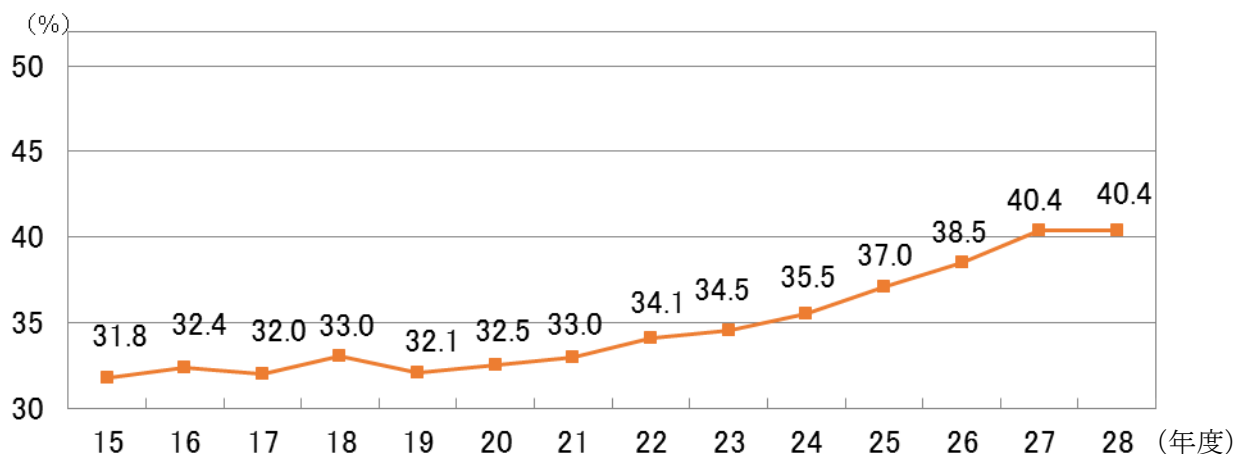
※1 各年4月1日現在の値。ただし、平成23年度のみ、5月1日現在の値。

※2 企業管理者を含み、教育長及び教員を除く。

資料／横浜市総務局調べ

【図2-9】附属機関への女性の参画状況（横浜市、国）

本市附属機関への女性参画比率は、平成14年度（2002年度）に30%を超え、平成28年度（2016年度）は40.4%となっています。

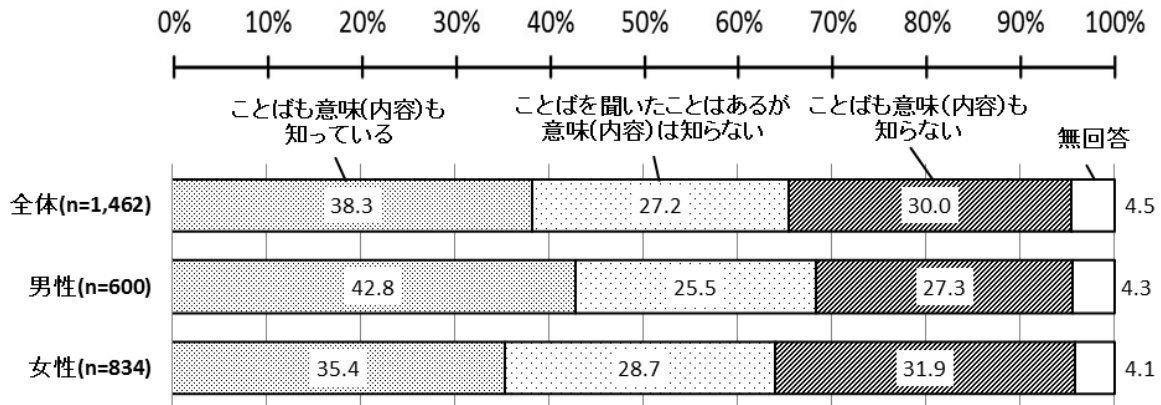


資料／横浜市総務局調べ

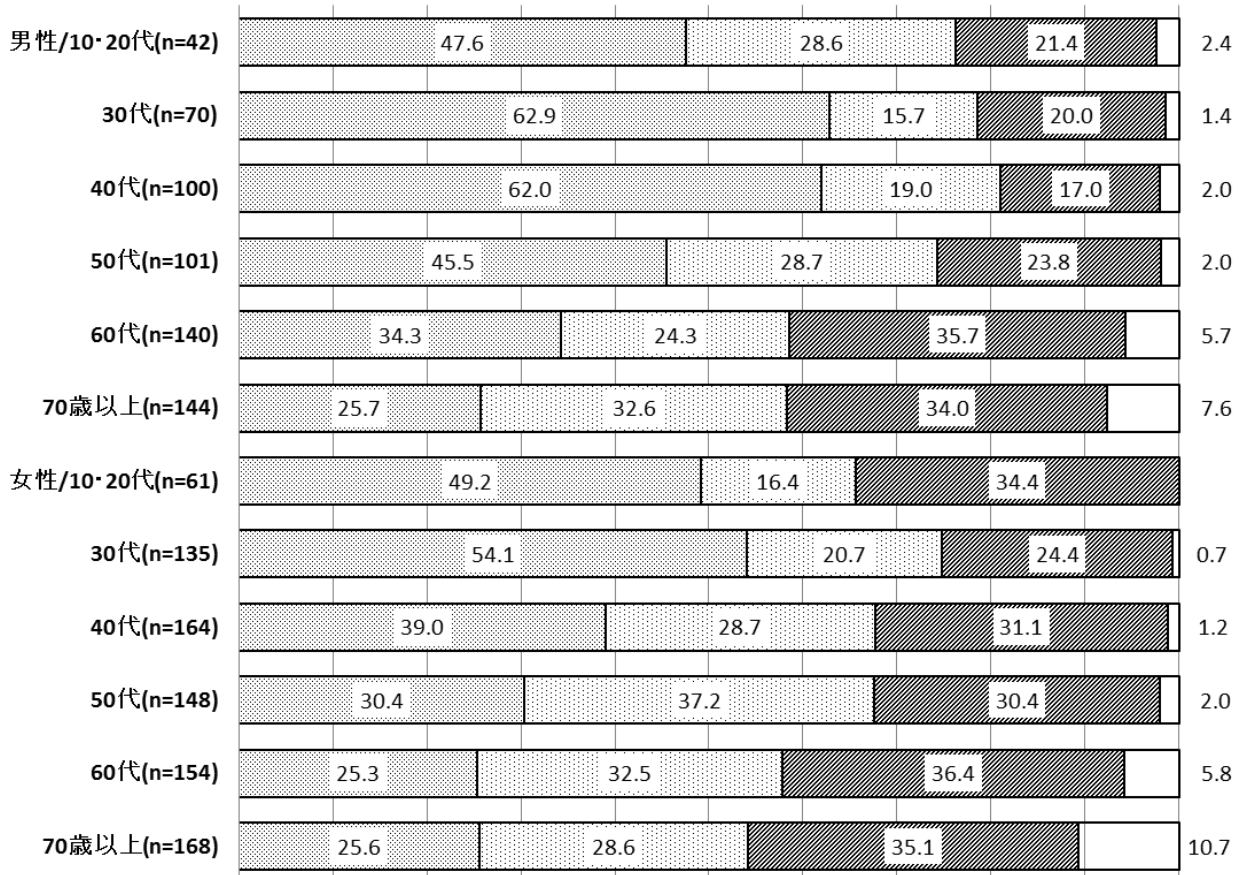
### 3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた状況

【図3-1】「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度（横浜市）

「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度をみると、10代・20代のみ、「ことばも意味（内容）も知っている」割合が、男性は女性よりも低くなっています。



【性・年代別】



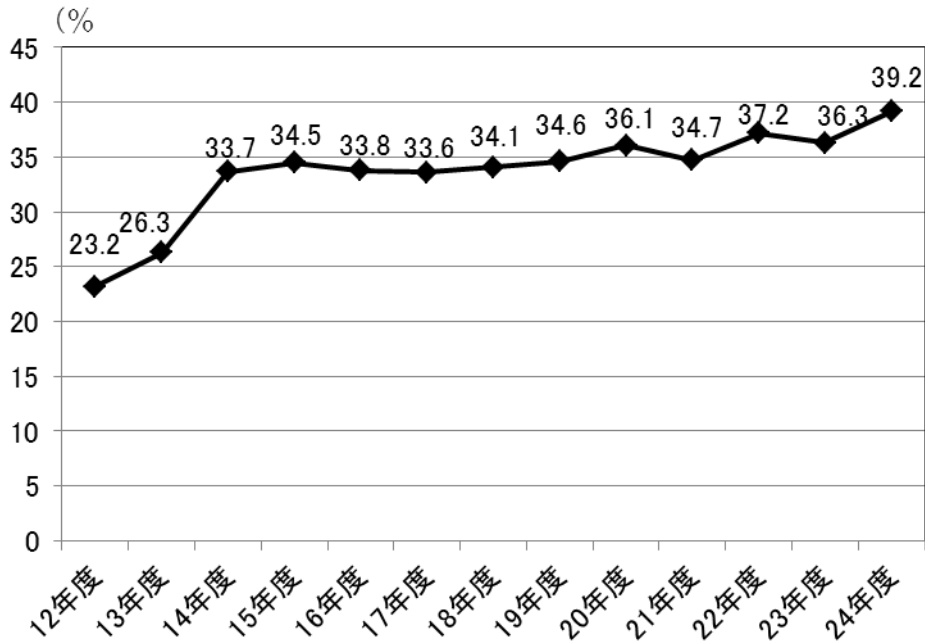
資料／横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成26年度



3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた状況

【図3-2】有配偶者のうち、共働きしている人の割合（横浜市）

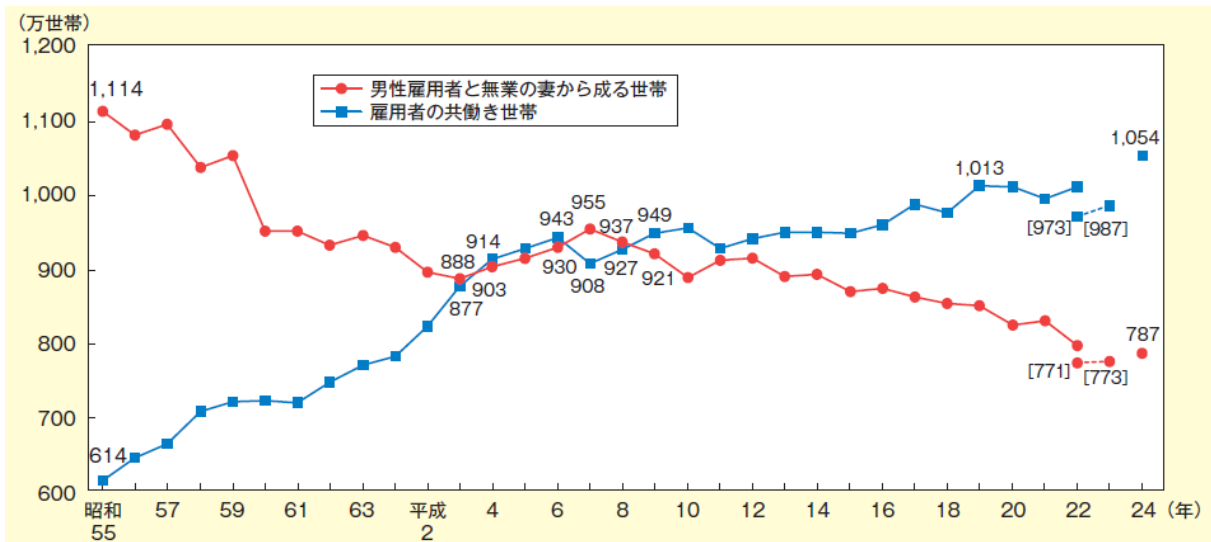
有配偶者のうち、共働きしている人は、増加傾向にあります。



資料／横浜市「市民意識調査」

(参考) 共働き等世帯数の推移（全国）

全国的にみても、共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は、男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯数を上回っています。



※1 昭和55年から平成13年は総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）、14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。

※2 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。

※3 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

※4 平成22年及び23年の〔 〕内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

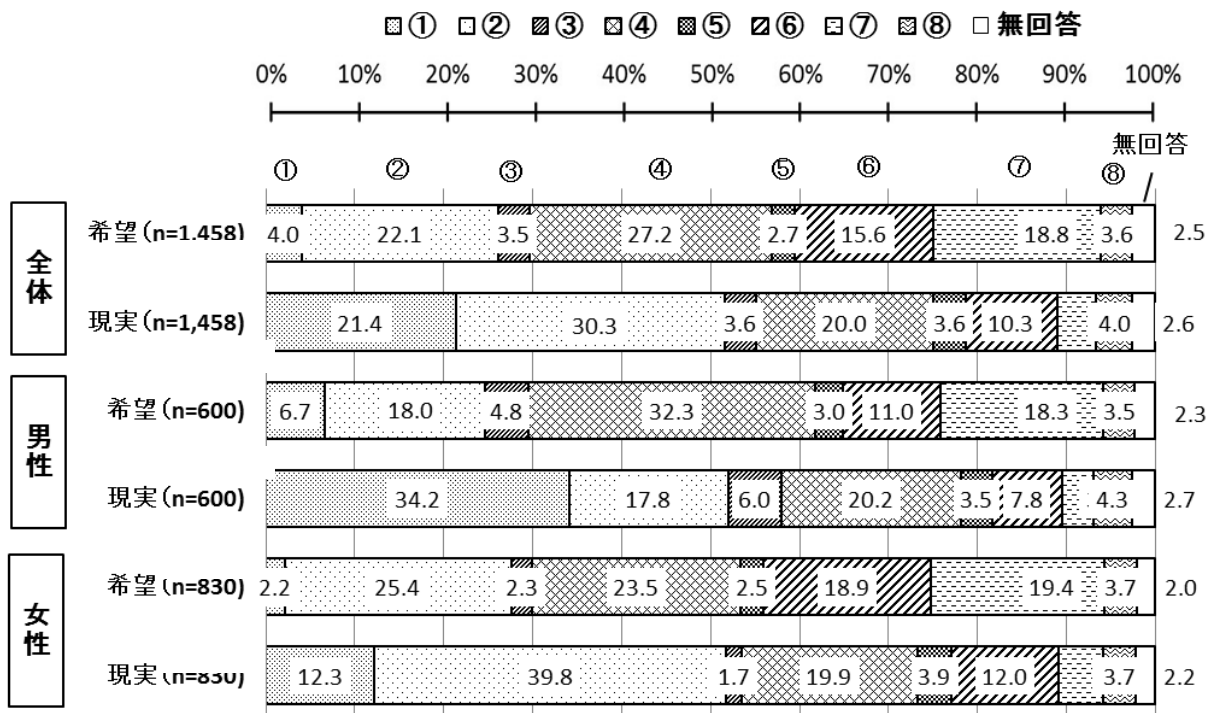
資料／内閣府「平成24年版男女共同参画白書」

3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた状況

【図3-3】仕事、家庭生活等の優先度の理想と現実（男女別）（横浜市）

生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合い等）」の優先度の希望と現実をみると、男性、女性ともに、複数の活動を優先したいとの希望が高くなっていますが、現実には、男性では仕事、女性では家庭生活を中心に、単一の活動のみを優先している割合が高くなっています。

- ① 「仕事」を優先したい／している
- ② 「家庭生活」を優先したい／している
- ③ 「地域・個人の生活」を優先したい／している
- ④ 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい／している
- ⑤ 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい／している
- ⑥ 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい／している
- ⑦ 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい／している
- ⑧ わからない

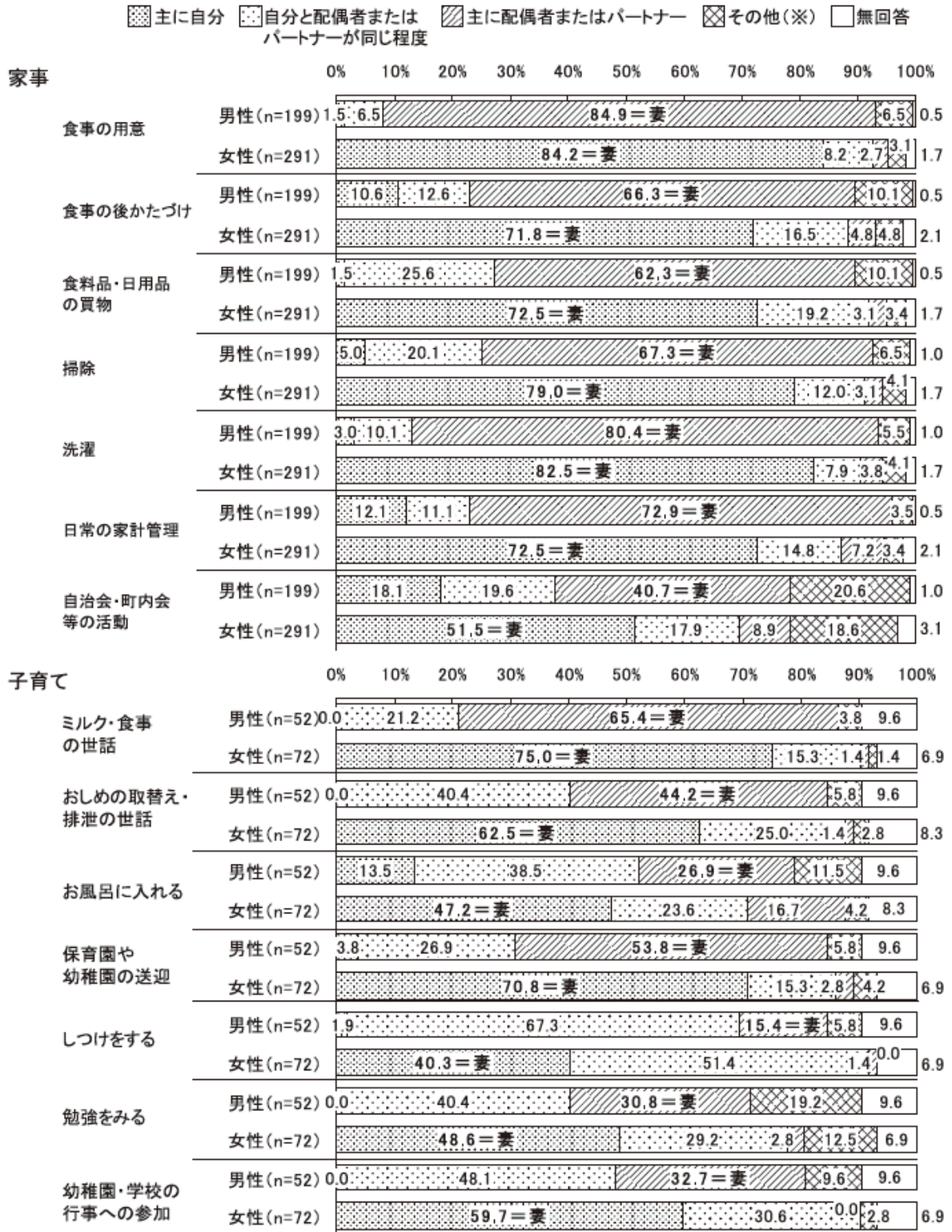


資料／横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成26年度

3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた状況

【図3-4】共働き世帯における家事等の役割分担の実態（男女別）（横浜市）

共働き世帯における家事等の役割分担の実態をみると、家事を中心に多くの項目で、男性では「主に配偶者またはパートナー」、女性では「主に自分」との回答が高く、共働きであっても、家事や子育てに関わる多くの役割を妻である女性が担っていることがうかがえます。

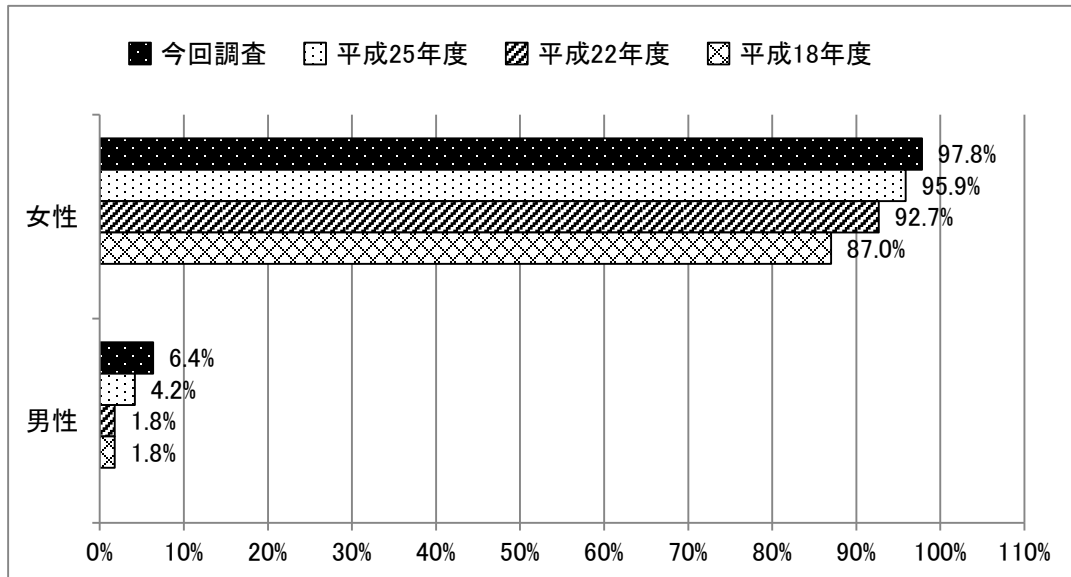


資料／横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成21年度

【図3-5】男女の育児休業取得率の比較（横浜市）

市内の事業所における育児休業取得率は、女性 97.8%に対し男性は 6.4%と、性別によって大きな差があります。

平成 22 年度から 25 年度にかけての変化をみると、男女ともに上昇しており、特に、男性の取得率は 2 倍以上となりました。



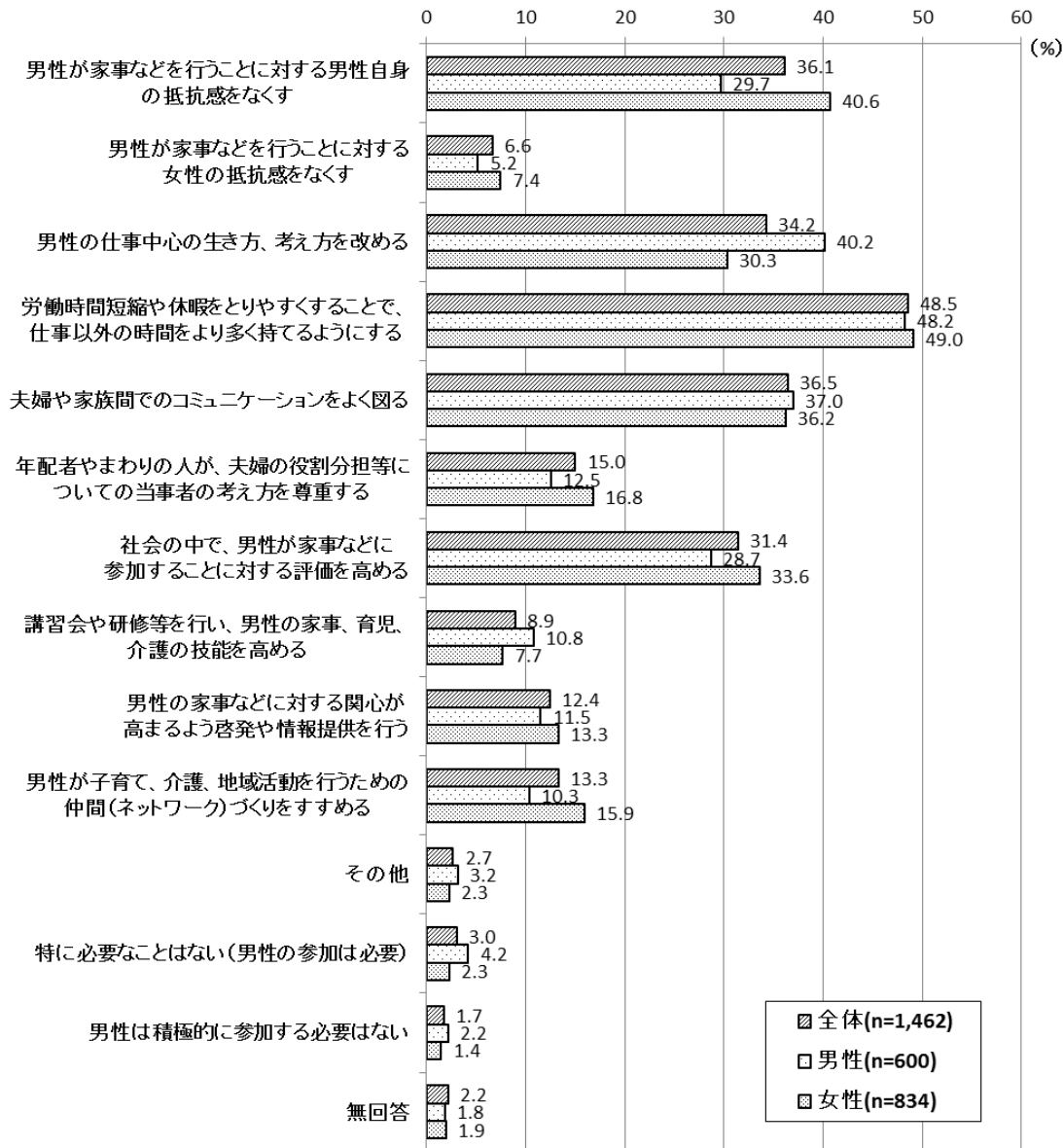
資料／横浜市「男女共同参画に関する事業所調査」平成 27 年度

3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた状況

【図3-6】男性が女性とともに家事等に積極的に参加するために必要なこと（横浜市）

今後、男性が女性とともに家事等に積極的に参加するために必要だと思うことは、「労働時間短縮や休暇をとりやすくすることで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」ことが最も多くなっています。また、男性では次いで「男性の仕事中心の生き方、考え方を改める」が多く、仕事に対する関わり方や考え方を変える必要があるとの認識が高いことが分かります。

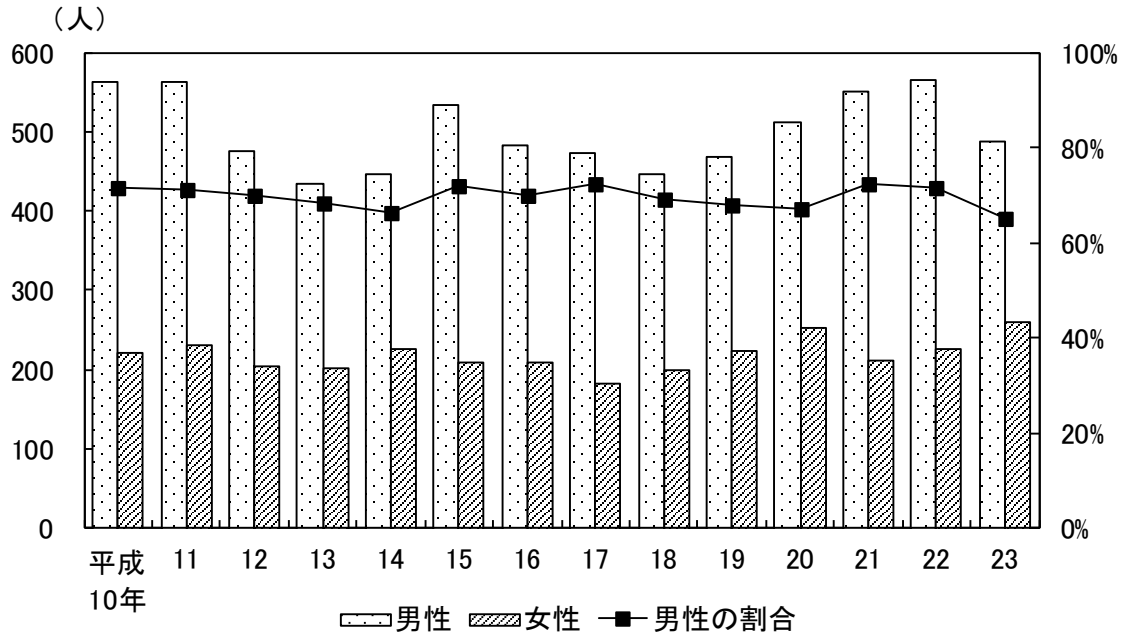
(複数回答)



資料／横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成26年度

【図3-7-1】男女別自殺者数及び自殺者に占める男性の割合の推移（横浜市）

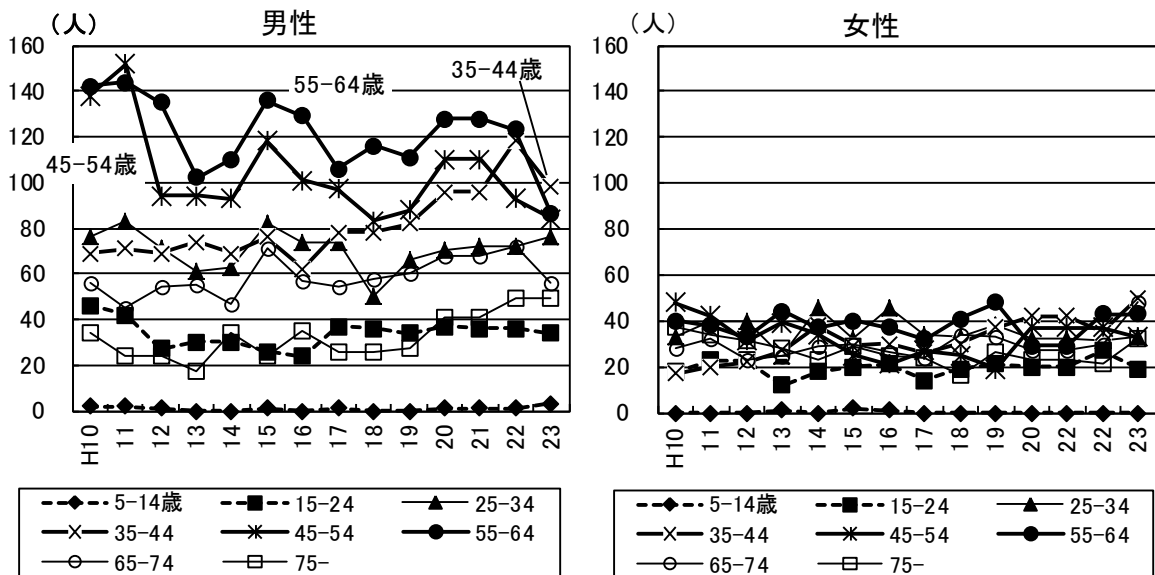
横浜市の自殺者数を性別にみると、男性は女性に比べて多く、全体の7割近い値で推移しています。



資料／横浜市人口動態統計資料

【図3-7-2】自殺者数の推移（年齢（10歳階級）、男女別）（横浜市）

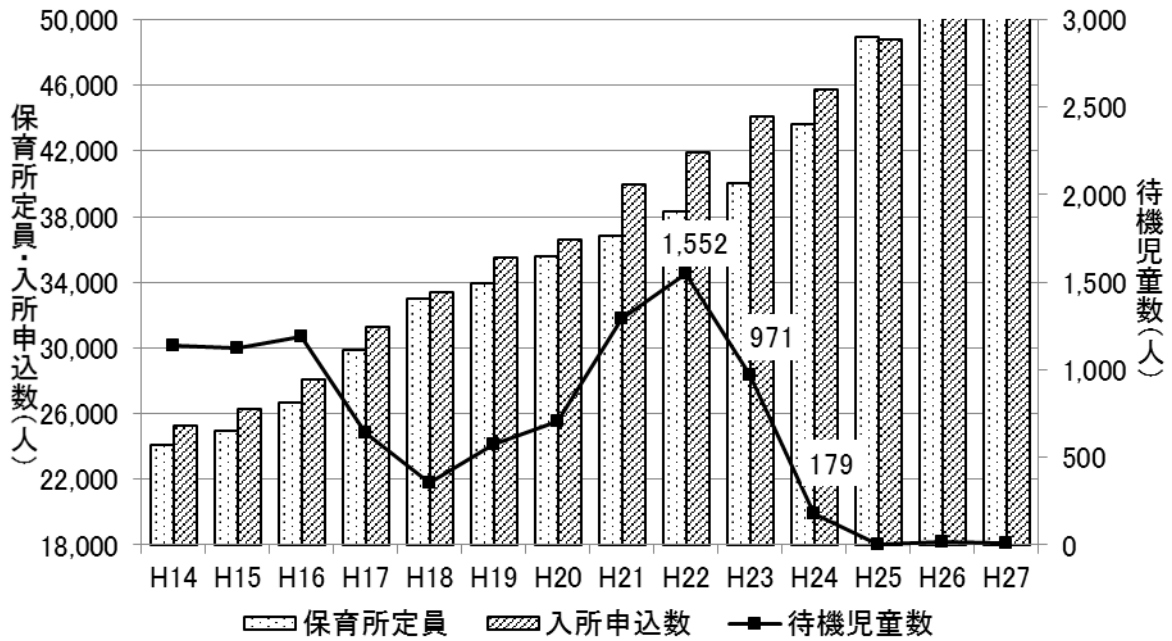
横浜市の自殺者数を性・年齢階級別にみると、平成22年までは、男性の55～64歳の自殺者数が他の年齢階級に比べ、高い値で推移してきました。しかし、近年、男性の35～44歳の自殺者数が増加傾向にあり、平成23年には22年より減少したものの、55～64歳と逆転し、年齢階級別にみた場合、最多となりました。



資料／横浜市人口動態統計資料

【図3-8】保育所の整備状況と待機児童数の推移（横浜市）

平成27年4月1日現在の保育所待機児童数は、対前年比で12人減少し、8人となりました。



※ 各年4月1日現在の値

資料／横浜市子ども青少年局

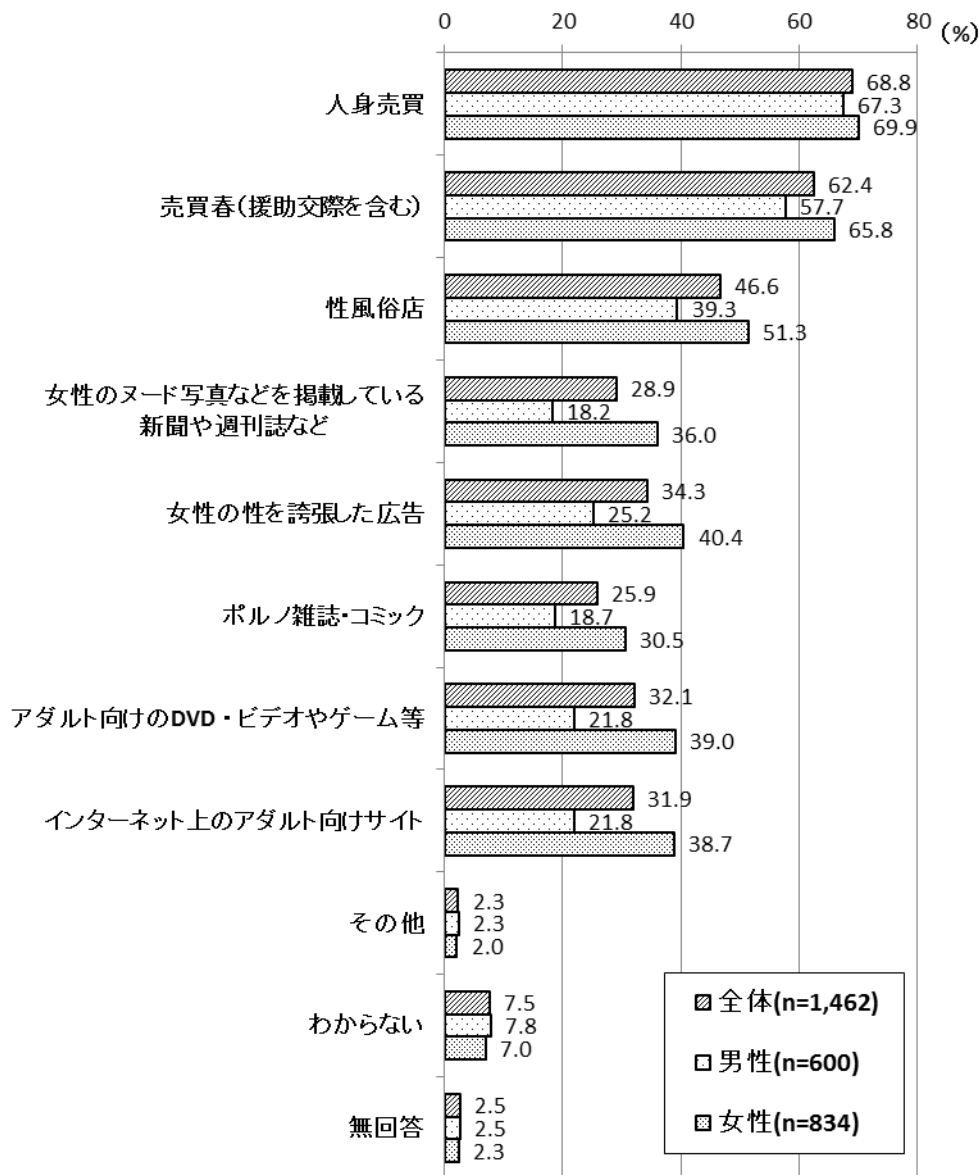


## 4 性に関する理解と生涯を通じた健康の実現に向けた状況

【図 4-1】女性の性が商品として扱われ、女性の人権が侵害されていると思うこと（横浜市）

女性の性が商品として扱われ、女性の人権が侵害されていると思うことは、総じて、女性よりも男性の方が認識が低く、特に「インターネットのアダルト向けサイト」や「アダルト向けのDVD・ビデオやゲーム等」、「女性のヌード写真を掲載している新聞や週刊誌など」で女性と男性の差が大きくなっています。

(複数回答)

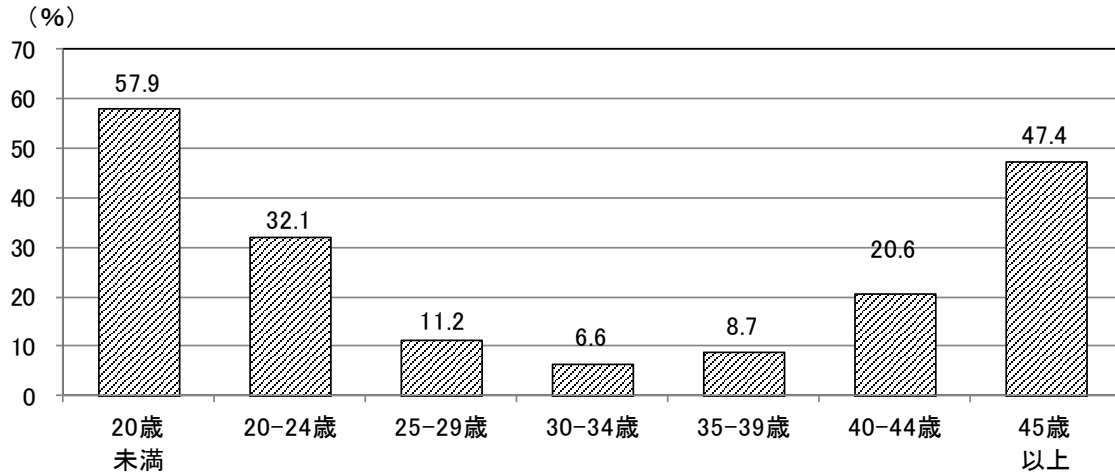


資料／横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成 26 年度

4 性に関する理解と生涯を通じた健康の実現に向けた状況

【図4-2】人口妊娠中絶件数の割合（年代別）（横浜市）

妊娠数（出生数＋人工妊娠中絶件数）に占める人工妊娠中絶件数をみると、20歳未満では57.9%と、妊娠した人のうち6割近くは人工妊娠中絶を選択していることとなります。望まない妊娠の割合が20歳未満では特に高いことがうかがえます。



※1 平成23年版横浜市保健統計年報から作成

※2 「人工妊娠中絶件数 / (出生数 + 人工妊娠中絶件数)」により算出

※3 人工妊娠中絶件数、出生数ともに、平成23年の値

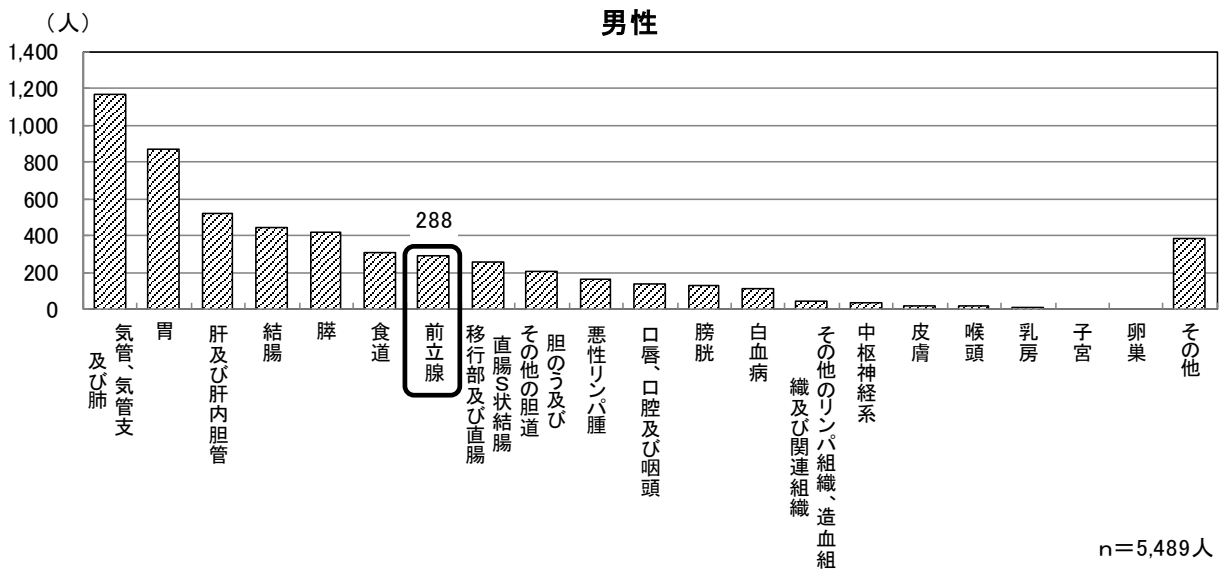
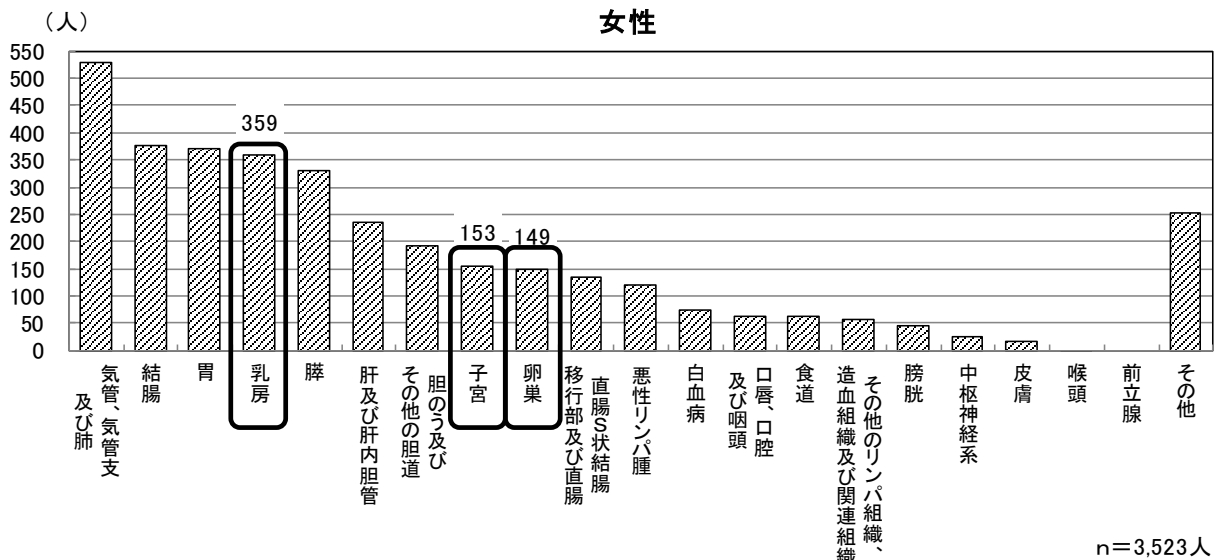
資料／横浜市市民局作成

4 性に関する理解と生涯を通じた健康の実現に向けた状況

【図4-3】部位別悪性新生物死亡数（男女別）（横浜市）

悪性新生物による部位別の死亡数をみると、女性では、女性特有のがんである「乳房」が4番目に多く、「子宮」（8番）及び「卵巣」（9番）と合わせて全体の2割近くを占めます。

一方、男性では、男性特有のがんである「前立腺」が7番目に多く、全体の約5%を占めます。

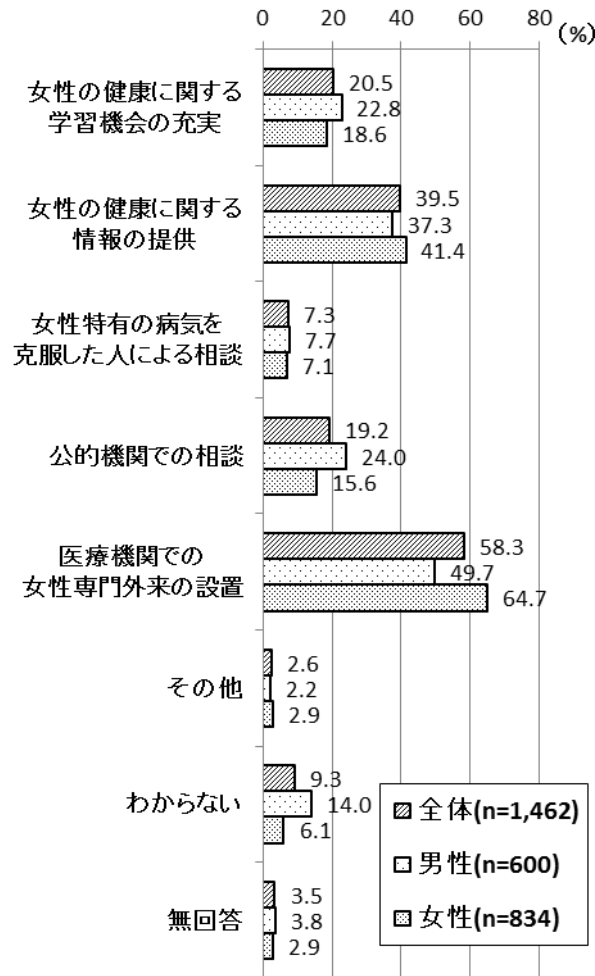


資料／横浜市人口動態統計資料 平成23年

4 性に関する理解と生涯を通じた健康の実現に向けた状況

【図4-4】女性の生涯にわたる健康づくりのために必要だと思う支援策（横浜市）

女性の生涯にわたる健康づくりのために必要だと思う支援策についてたずねたところ、全体、男性、女性いずれも、「医療機関での女性専門外来の設置」の割合が最も高く、女性では7割弱に達し、男性でも5割にのぼっています。次いで、「女性の健康に関する情報の提供」、「女性の健康に関する学習機会の充実」、「公的機関での相談」となっています。

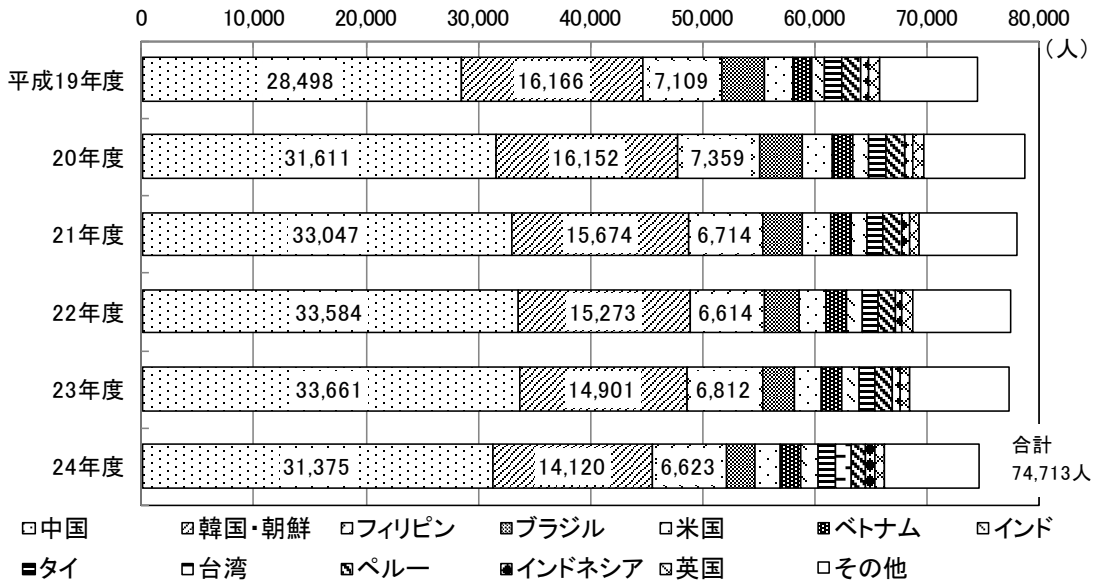


資料／横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成26年度

## 5 多文化共生と外国人女性が安心して暮らせる環境に向けた状況

【図5-1-1】国籍別登録人口の推移（横浜市）

横浜市内の外国人登録者数は、2013年（平成25年）3月末現在、74,713人で、国籍別にみると、中国が最も多く、次いで韓国・朝鮮、フィリピンとなっており、これらを合わせると全体の7割近くを占めます。

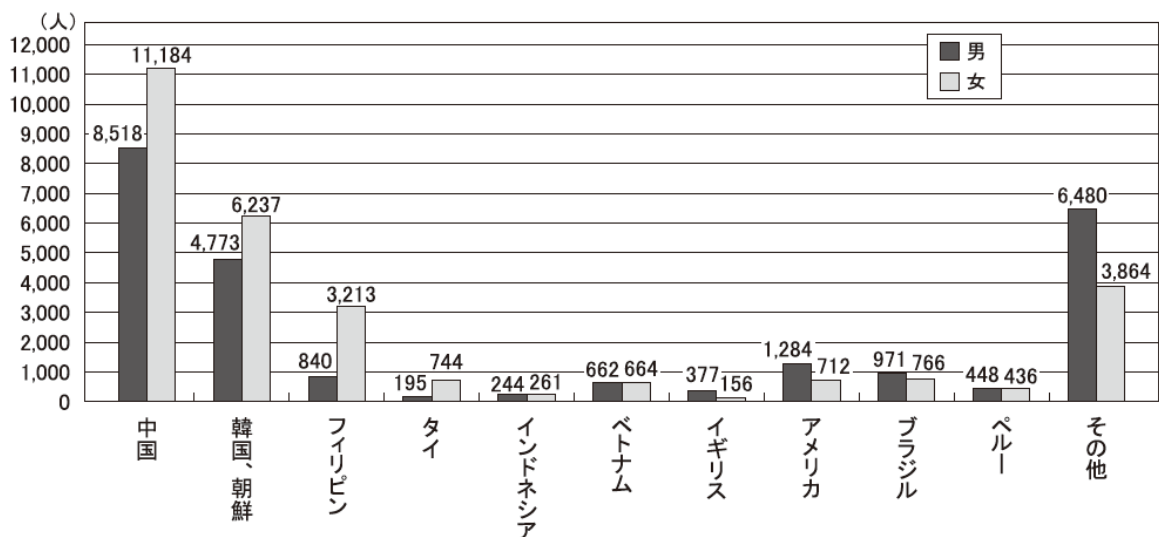


- ※1 横浜市統計書「地域、国籍別外国人登録人口」から作成
- ※2 各年度末現在の値
- ※3 平成24年7月9日に「外国人登録法」は廃止になりました。

資料／横浜市市民局作成

【図5-1-2】国籍・男女別外国人数（横浜市）

横浜市内の外国人在住者を国籍・性別にみると、中国、韓国及び朝鮮、フィリピン、タイについては、女性の在住者が男性に比べて多くなっています。



資料／総務省「国勢調査」平成22年

5 多文化共生と外国人女性が安心して暮らせる環境に向けた状況

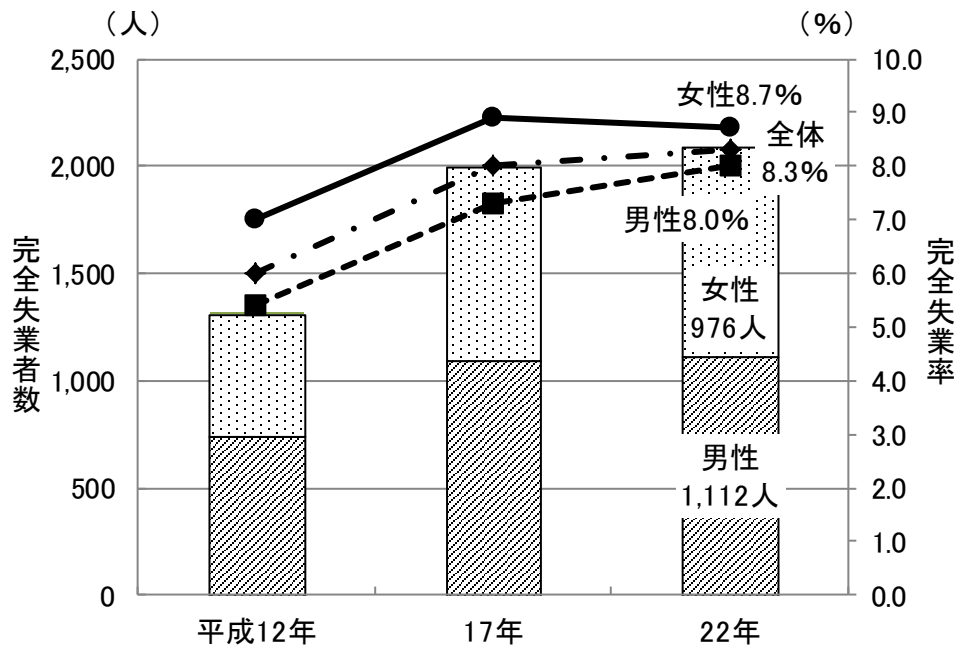
【図5-2】外国人の労働力状態（男女別）（横浜市）

平成22年の横浜市に在住する15歳以上の外国人の労働力状態をみると、完全失業率は全体で8.3%、性別でみると男性8.0%に対し女性8.7%と、女性の失業率が高くなっています。

男女の完全失業率を経年でみると、依然、女性が男性よりも高水準で推移していますが、男性の上昇が大きく、その差は縮小しています。

	15歳以上 外国人数	労働力人口			労働力率	完全失業率	非労働力 人口	労働力状態 不詳
		総数	就業者数	完全失業者				
男性	19,732	13,955	12,843	1,112	70.7%	8.0%	3,353	2,424
女性	24,590	11,234	10,258	976	45.7%	8.7%	10,754	2,602
合計	44,322	25,189	23,101	2,088	56.8%	8.3%	14,107	5,026

資料／総務省「国勢調査」平成22年

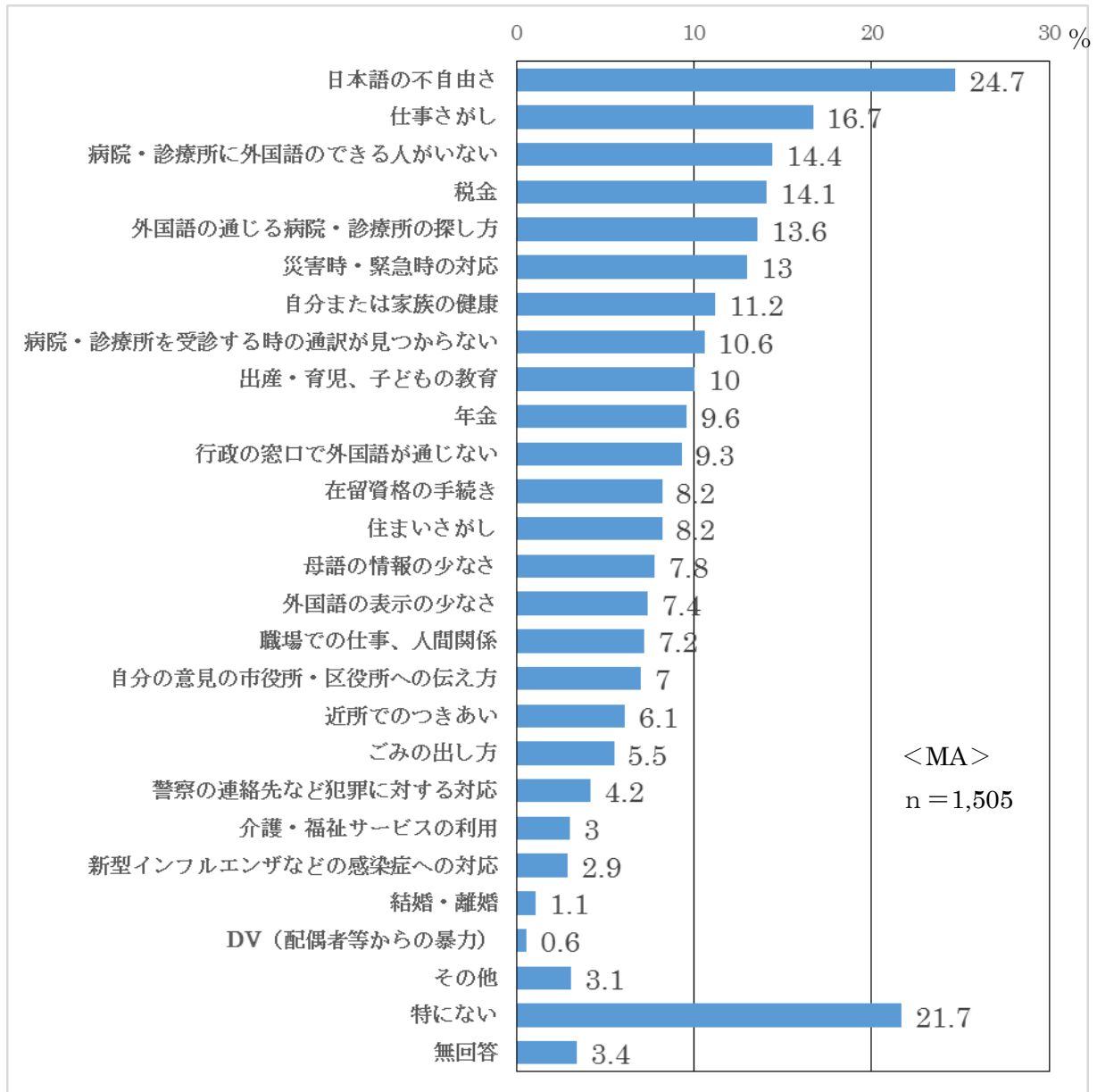


資料／総務省「国勢調査」

5 多文化共生と外国人女性が安心して暮らせる環境に向けた状況

【図5-3】外国人が日本ででの生活で困っていることや心配なこと（男女別）（横浜市）

横浜市に住む外国人市民が、日本ででの生活で困っていることや心配なこととして、「日本語の不自由さ」や「仕事さがし」が多くなっています。



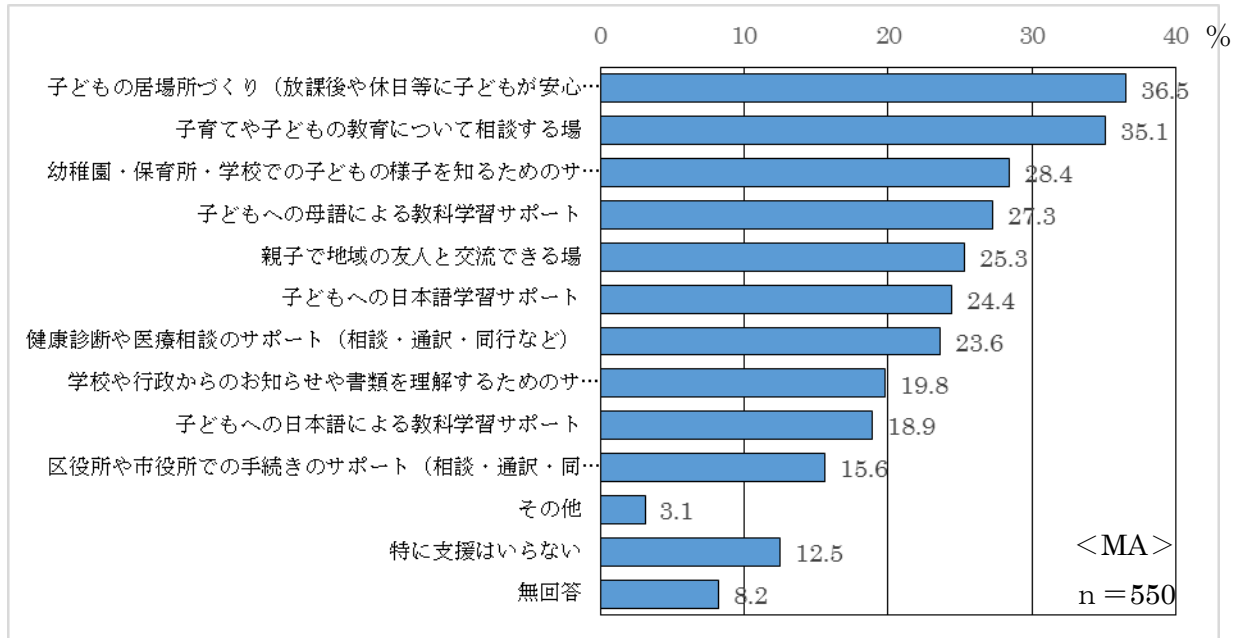
資料／横浜市「外国人市民意識調査」平成 26 年度



5 多文化共生と外国人女性が安心して暮らせる環境に向けた状況

【図5-4】子育てや教育に関する支援についての外国人市民の希望（横浜市）

横浜市に住む外国人市民が、子育てや子どもの教育に関してあったらよいと思う支援は、「子どもの居場所づくり」が最も多くなっています。

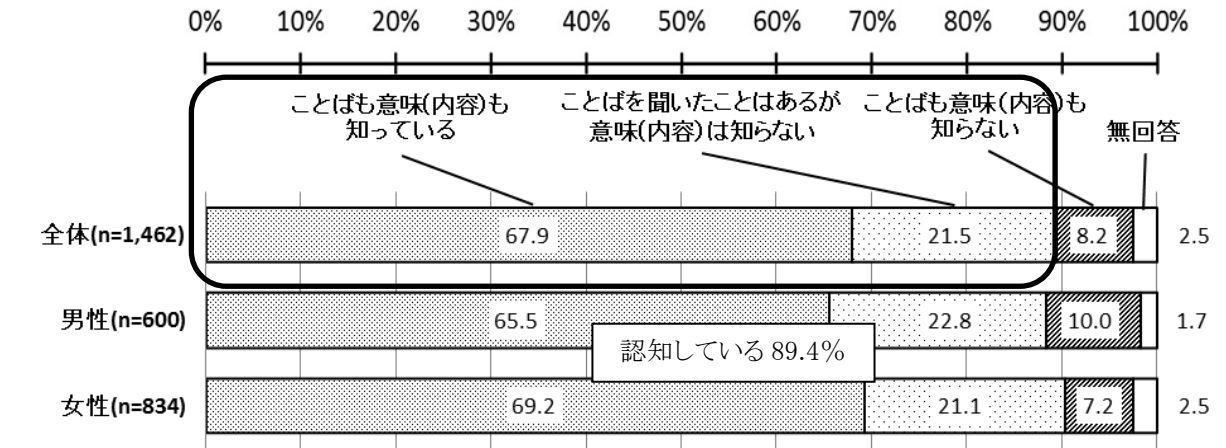


資料／横浜市「外国人市民意識調査」平成26年度

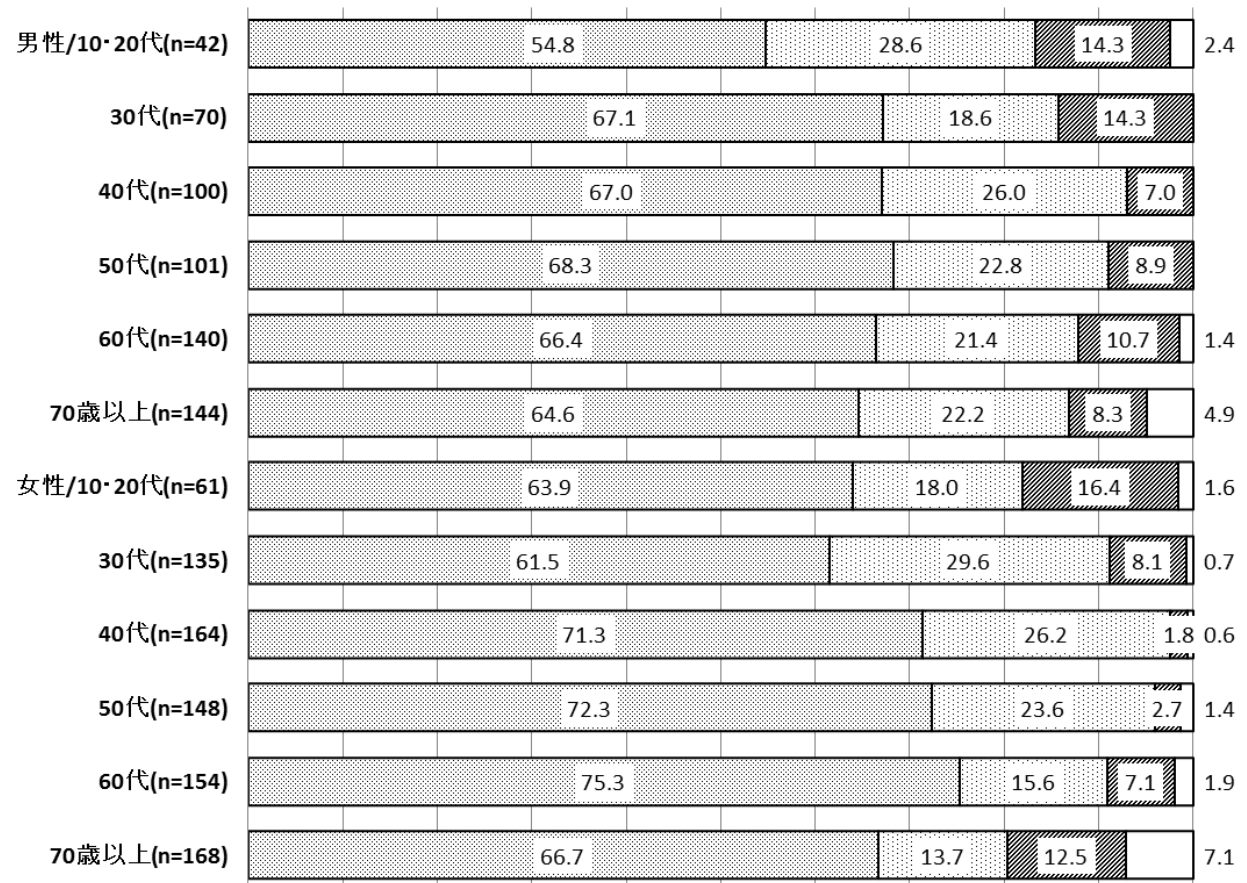
## 6 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた状況

【図6-1】「配偶者暴力防止法（DV防止法）」の認知度（横浜市）

DV防止法について、「ことばも意味（内容）も知っている」と答えた人は67.9%、「ことばを聞いたことはあるが意味（内容）は知らない」人は21.5%で、両者を合わせ、認知している人の割合は約9割（89.4%）となっています。



【性・年代別】

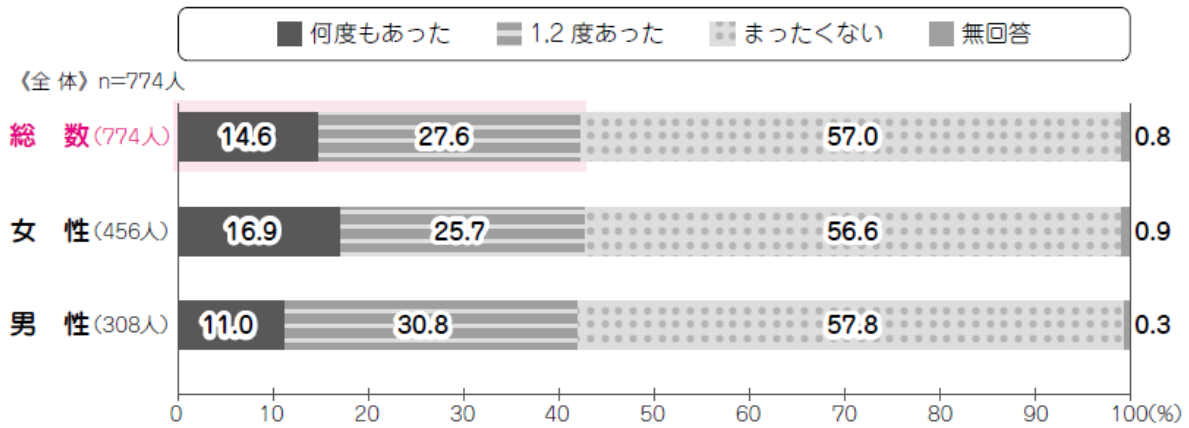


資料／横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成26年度

6 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた状況

【図6-2】配偶者等からの被害経験（男女別）（横浜市）

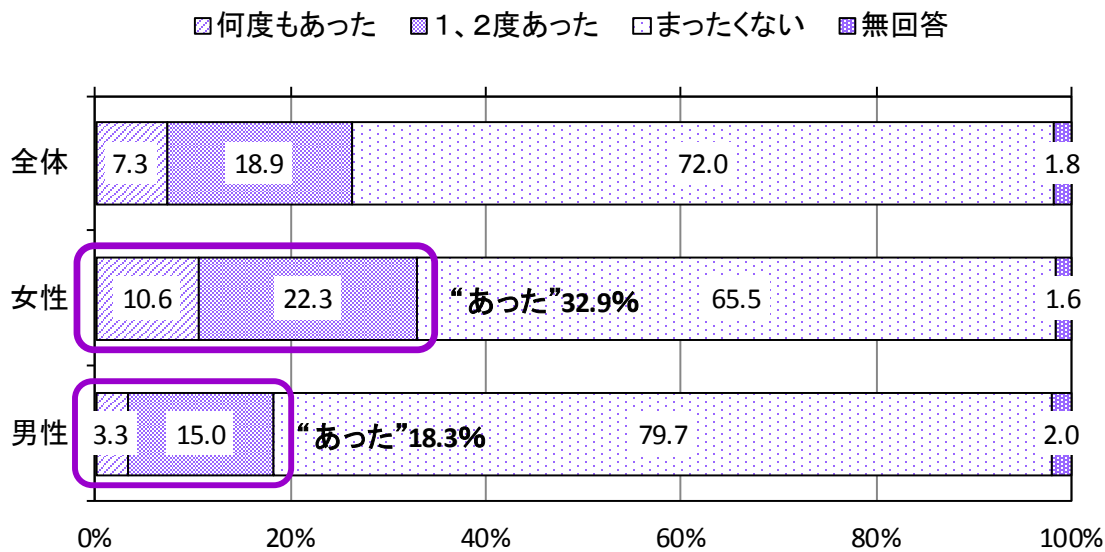
配偶者やパートナーから暴力にあたる行為を受けたことがあったと答えた人（「何度もあった」と「1、2度あった」の合計）は、男女とも約4割となっています。「何度もあった」と答えた人は、女性16.9%、男性11.0%となっており、女性のほうが5.9ポイント高くなっています。



資料／横浜市「配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査」平成20年度

(参考) 配偶者からの被害経験（全国）

配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴行（身体に対する暴行を受けた）」、「心理的攻撃（精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた）」、「性的強要（性的な行為を強要された）」のいずれかの行為を1つでも受けたことが“あった”（「何度もあった」と「1、2度あった」の計）女性は32.9%、男性は18.3%となっています。女性の約3人に1人は被害を受けたことがあり、約10人に1人は何度も受けています。



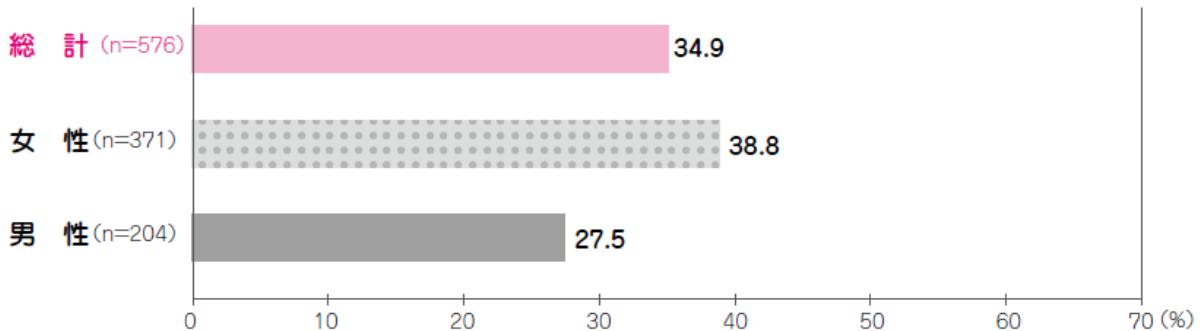
n=これまでに結婚したことのある人2,598人

資料／内閣府「男女間における暴力に関する調査」平成24年4月

6 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた状況

【図6-3】交際相手からの暴力（デートDV）の被害経験（男女別）（横浜市）

交際経験のある人のうち、デートDVのいずれかの行為※を1つでも「された」又は「されたかもしれない」と答えた人は、女性38.8%、男性27.5%となっています

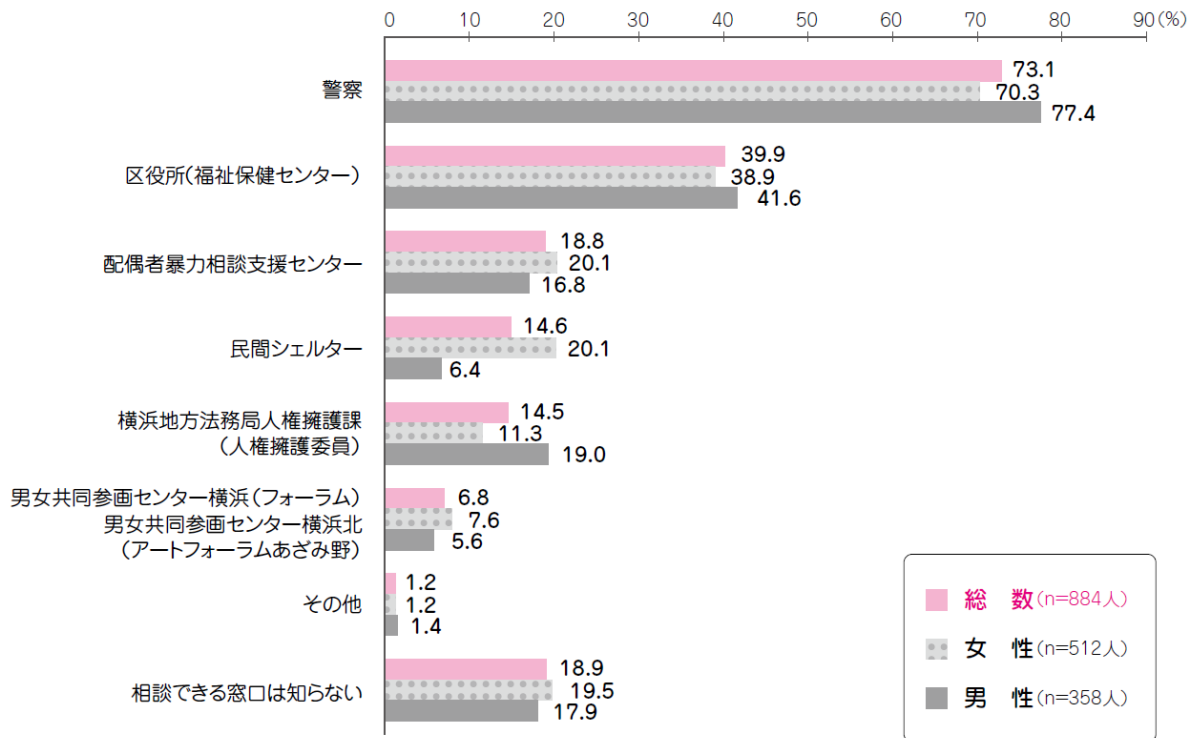


※ 「デートDVのいずれかの行為」:「たたく、ける、物を投げつける」、「バカにしたり、傷つく言葉を使う、大声でどなる」、「メールのチェックや友達づきあいを制限する」、「性的な行為を無理やりする」、「デートの費用やお金を無理やり出させる」及び「その他」(具体的に記入してもらう)の6項目

資料/横浜市「デートDVについての意識・実態調査」平成19年度

【図6-4】配偶者やパートナーからの暴力についての相談窓口の認知度（横浜市）

配偶者やパートナーからの暴力について相談できる窓口として「知っている」と答えた人が最も多いのは「警察」で、次いで「区役所(福祉保健センター)」となっています。一方、「相談できる窓口を知らない」と答えた人が2割弱います。

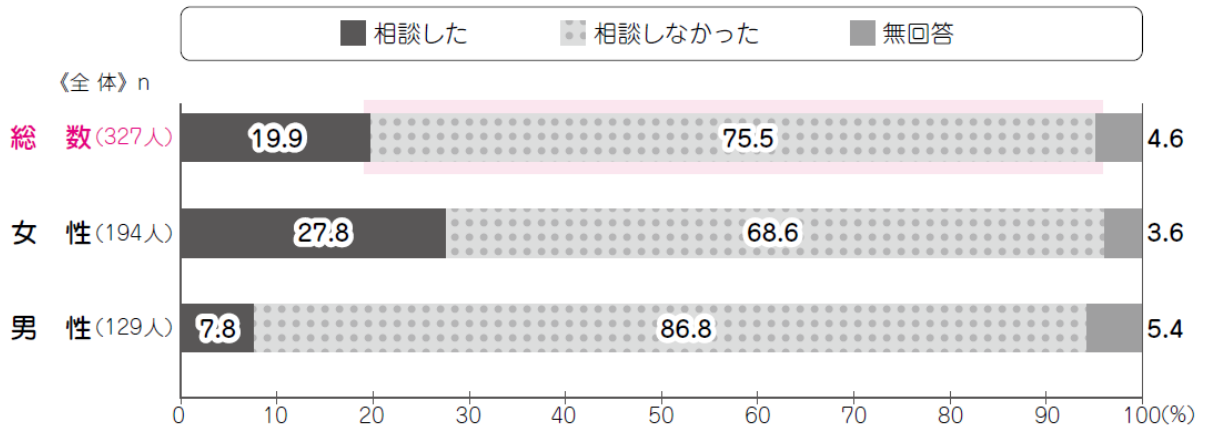


資料/横浜市「配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査」平成20年度

6 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた状況

【図6-5】暴力にあたる行為を受けた後の相談の有無（横浜市）

配偶者やパートナーから暴力にあたる行為を受けたことがある人のうち、75.5%の人がそのことについて「相談しなかった」と答えています。

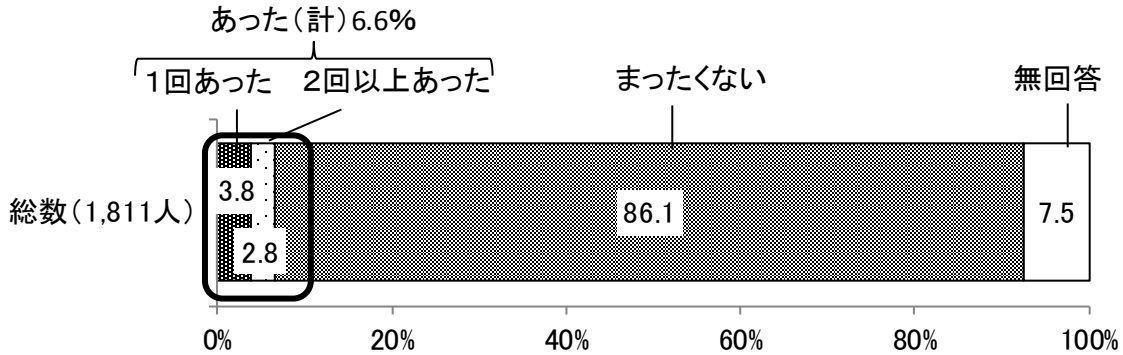


資料／横浜市「配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査」平成20年度

6 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた状況

【図6-6-1】異性から無理やりに性交された経験（女性のみ）（全国）

子どもの頃も含め、これまでに異性から無理やりに性交された経験について、「1回あった」女性は3.8%、「2回以上あった」女性が2.8%で、女性の7.7%に被害経験があります。

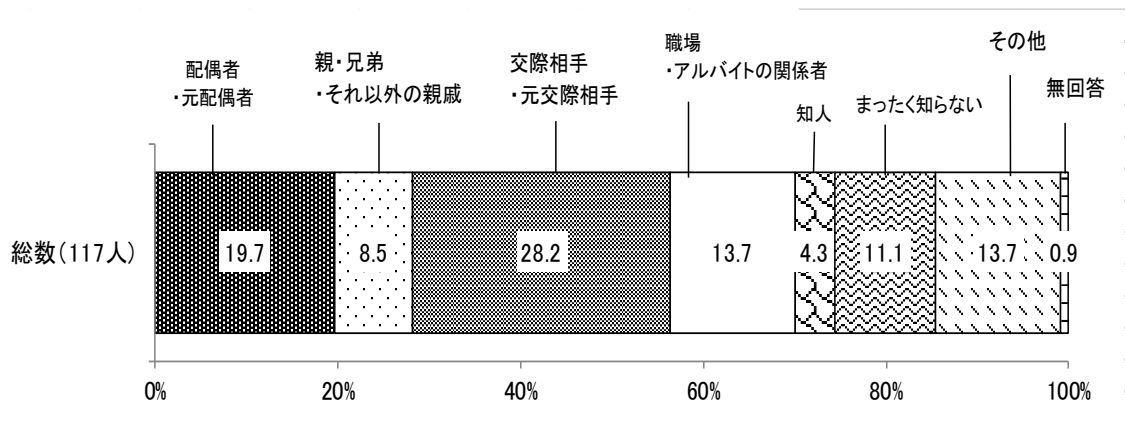


※ 数値 (%) は、小数第2位を四捨五入したものを表示しているため、各項目の値の合計値と「計」として表示する値が一致しない場合があります。

資料／内閣府「男女間における暴力に関する調査」平成27年3月

【図6-6-2】加害者との面識の有無（女性のみ）（全国）

異性から無理やりに性交されたことがあった人のうち、加害者が「配偶者・元配偶者」だった人が19.7%、「交際相手・元交際相手」だった人が28.2%にのびります。



※ 数値 (%) は、小数第2位を四捨五入したものを表示しているため、各項目の値の合計値と「計」として表示する値が一致しない場合があります。

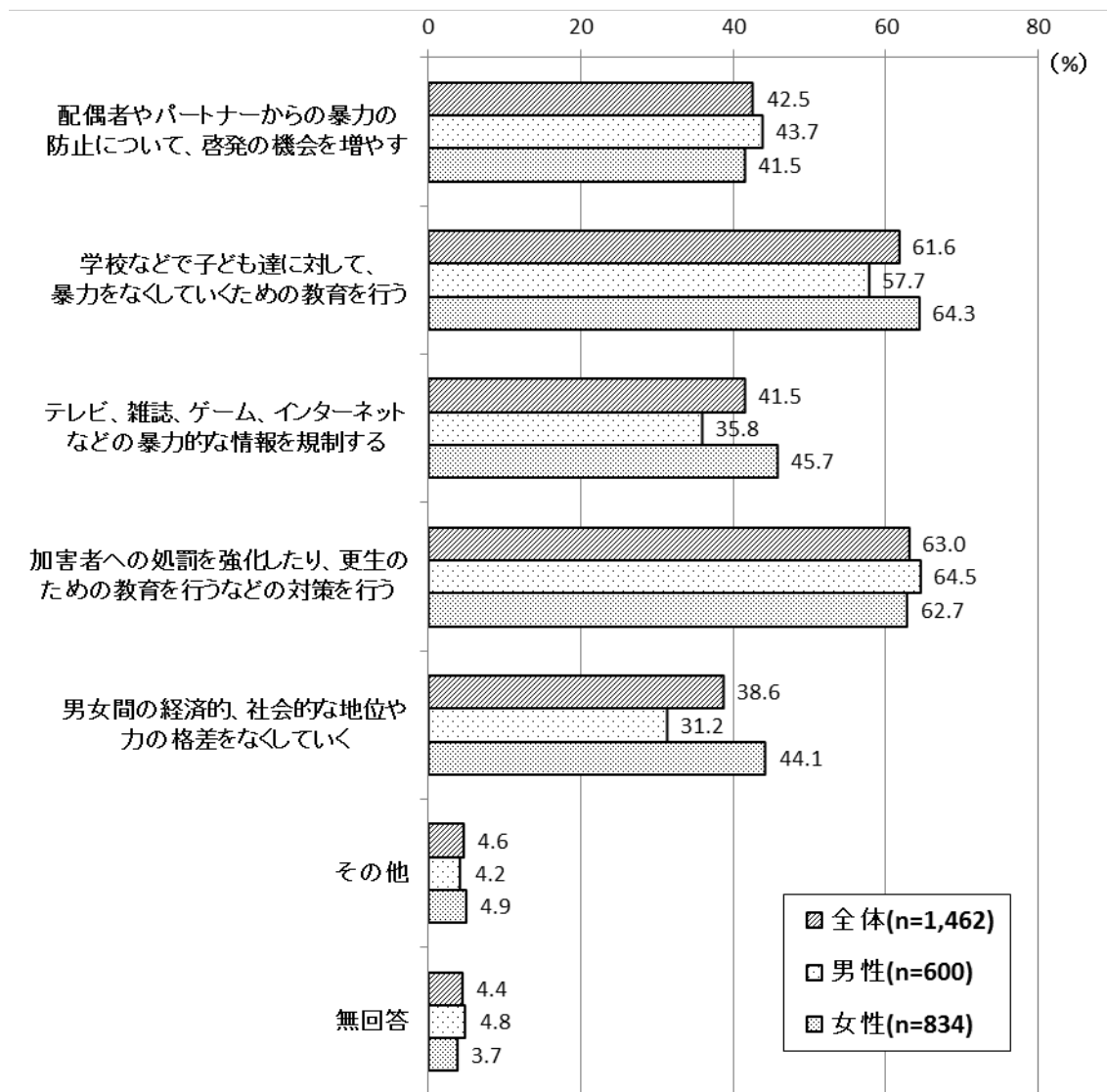
資料／内閣府「男女間における暴力に関する調査」平成27年3月

6 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた状況

【図6-7】配偶者やパートナーからの暴力をなくすために必要なこと（横浜市）

配偶者やパートナーからの暴力をなくすために必要だと思うことは、「加害者への処罰を強化したり、更生のための教育を行うなどの対策を行う」ことが最も多く、次いで、「学校などで子ども達に対して、暴力をなくしていくための教育を行う」、「配偶者やパートナーからの暴力の防止について、啓発の機会を増やす」などの割合が高くなっています。

（複数回答可）



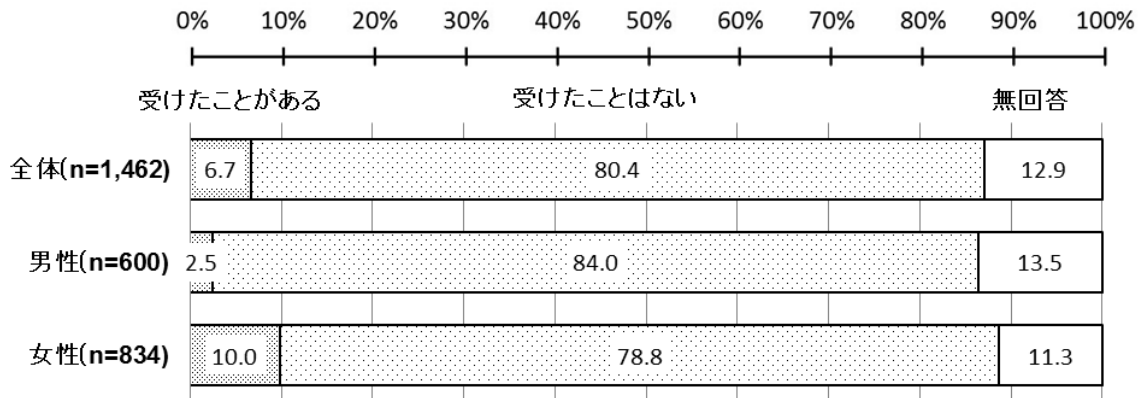
資料／横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成26年度



6 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた状況

【図6-8】セクシュアル・ハラスメントと思う行為を受けた経験（横浜市）

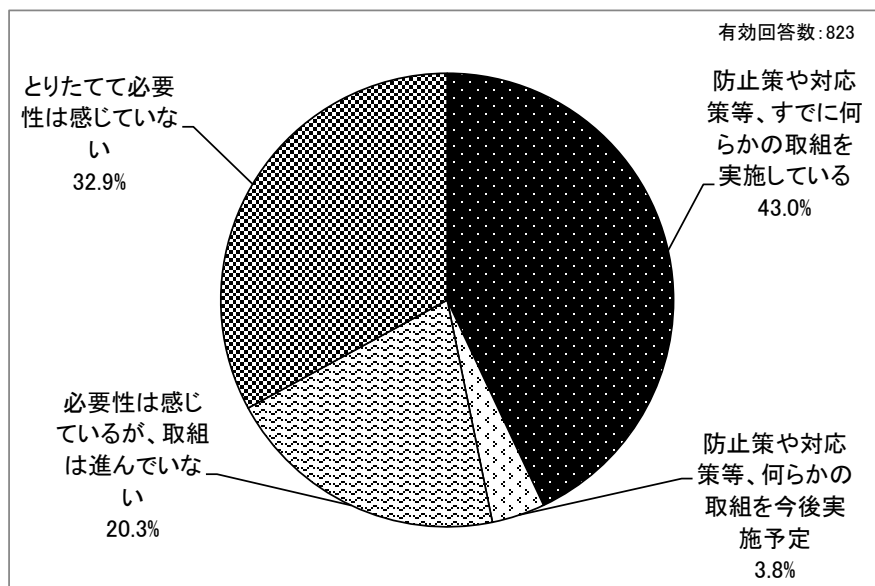
この3年間に、職場や学校、地域活動の場のいずれかの場所で、セクシュアル・ハラスメントと思う行為を受けた経験があるかをたずねたところ、「受けたことがある」割合は、全体で6.7%、性別にみると、女性では10.0%で、男性（2.5%）よりも高くなっている。



資料／横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成26年度

【図6-9】事業所のセクシュアル・ハラスメントに関する取組状況（横浜市）

4割強の事業所は既に何らかの取組を実施していますが、男女雇用機会均等法により取組が義務付けられているにもかかわらず、「必要性は感じているが、取組は進んでいない」事業所や「とりたてて必要性は感じていない」事業所が約5割にもものぼります。



資料／横浜市「男女共同参画に関する事業所調査」平成27年度

# 第4部

## 参考資料

- 横浜市男女共同参画審議会委員名簿
- 横浜市男女共同参画推進条例
- 横浜市男女共同参画推進条例施行規則
- 横浜市男女共同参画センター条例
- 横浜市男女共同参画センター条例施行規則
- 横浜市附属機関委員への女性の参画推進要綱
- 男女共同参画に関する国内外の動き
- 男女共同参画センター施設概要

## 横浜市男女共同参画審議会委員名簿

任期：平成27年6月1日～平成29年5月31日

五十音順

1	いわた えつこ 岩田 悦子	株式会社テレビ神奈川 取締役 報道・コンテンツ報道局長
2	うすき ひろみ 臼杵 ひろみ	株式会社ファンケル CSR推進事務局 事務局長
3	えはら ゆみこ 江原 由美子	公立大学法人首都大学東京 人文科学研究科 教授
4	おおさわ まさとし 大澤 正俊	公立大学法人横浜市立大学 国際総合科学部 教授
5	おおさわ まちこ 大沢 真知子	日本女子大学 人間社会学部 教授 現代女性キャリア研究所所長
6	おおすが けいこ 大須賀 啓子	特定非営利活動法人かながわ・女のスペース“みずら” 理事
7	おおすみ ひとし 大隅 均	横浜商工会議所 理事・事務局長
8	かわな かおる 川名 薫	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 理事長
9	さいとう たもつ 齋藤 保	認定特定非営利活動法人市民セクターよこはま 理事
10	すずき たつや 鈴木 達也	株式会社神奈川新聞社 編集局報道部長
11	たかはし ひろし 高橋 拓志	横浜弁護士会 人権擁護委員会部会員
12	まつまえ なつおり 松前 夏織	日本労働組合総連合会 神奈川連合会 女性委員会 幹事
13	わかばやし かずお 若林 一夫	公益財団法人横浜市国際交流協会 常務理事・事務局長
15	綿引 幸代	特定非営利活動法人 ユースポート横濱 理事長

# 横浜市男女共同参画推進条例

制 定 平成 13 年 3 月横浜市条例第 18 号

最近改正 平成 23 年 12 月横浜市条例第 50 号

横浜市は、女性問題の解決と女性の地位向上等に対する施策を積極的に展開し、男女平等に向けた取組を進めてきた。しかし、性別による役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、男女平等の達成にはなお一層の努力が求められている。

また、少子高齢化や家族、地域社会の変化、情報技術等の急速な進展などの社会経済状況の急激な変化への対応も求められている。

国においては、男女共同参画社会基本法が制定され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の形成が 21 世紀の最重要課題と位置付けられている。

横浜市においても、社会経済状況の急激な変化の中で、市民のだれもが安全で安心して生き生きと豊かに暮らしていくためには、横浜の地域特性を生かした男女共同参画社会の形成を最重要課題と位置付け、これまでの取組を踏まえつつ、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進について、横浜市、市民及び事業者が協力、連携して取り組むことが必要である。

ここに横浜市の男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに横浜市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現し、もって活力ある福祉社会横浜の実現に寄与するため、この条例を制定する。

## (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに横浜市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、も

って男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。

(2) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。

## (基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、性別により差別を受けることがないこと、男女ともに個性が尊重され、能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家庭生活における家庭の構成員の協力並びに地域及び社会の支援の下に、子の養育、介護その他の家庭生活における活動と就業、就学その他の社会生活における活動とが円滑に行われるよう配慮されることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解及び決定が尊重されるとともに、産む性としての女性の生涯にわたる健康の維持が図られることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協力の下に、行われなければならない。

7 男女共同参画の推進は、夫等からの女性に対する暴力等が根絶されることを旨として、行われな

ければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を施策の主要な方針として位置付け、前条に掲げる基本理念の通り、横浜市における男女共同参画を推進する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本的施策)

第7条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する広報活動等を充実し、市民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進するための措置を講ずるよう努めること。
- (2) あらゆる分野における活動の意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生じないように、市民及び事業者と協力し、啓発等に努めること。
- (3) 附属機関における委員を委嘱し、又は任命する場合にあつては、積極的に男女の均衡を図るよう努めること。
- (4) 家庭責任を持つ男女がともに家庭生活及び家庭生活以外の活動を両立することができるように、必要な支援を行うよう努めること。
- (5) 男女が互いの性を理解し、尊重するとともに、対等な関係の下で、妊娠及び出産について決定することができるように、教育及び啓発に努めること。
- (6) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する国際理解及び国際協力に係る活動に対し、必要な支援を行うよう努めること。

(7) 夫等からの女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントを防止し、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うとともに、暴力による被害を受けた者を一時的に保護する施設に対する支援等に努めること。

(8) 男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、男女共同参画に関する調査研究並びに情報の収集及び分析並びに市民及び事業者に対する情報の提供を行うこと。

(行動計画)

第8条 市長は、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、第12条第1項に規定する横浜市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

2 事業者は、前項の規定による報告書の作成に当たり市長が行う調査に対して協力するものとする。

(相談の申出)

第10条 性別による差別等男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害されたと認める市民(この項において、事業者の市内に存する事務所又は事業所の構成員を含み、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)は、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、これに適切かつ迅速に対応するものとする。

3 市長は、前項の規定により申出に対応する場合において、必要があると認めるときは、調査を行うことができる。この場合において、関係者は、当該調査に協力するよう努めなければならない。

4 市長は、前項の規定による調査により、必要があると認めるときは、関係者に対し要請又は指導を行うことができるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、申出に関する手続等必要な事項は、規則で定める。

(男女共同参画推進拠点施設)

第 11 条 市は、横浜市男女共同参画センター(横浜市男女共同参画センター条例(昭和 63 年 3 月横浜市条例第 10 号)に基づき設置された施設をいう。)を、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設とするものとする。

(男女共同参画審議会)

第 12 条 市長の諮問に応じ、行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長が任命する委員 20 人以内をもって組織する。
- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数

の 4 割未満であってはならない。

- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(附則 略)

## 横浜市男女共同参画推進条例施行規則

制 定 平成 13 年 6 月 29 日規則第 74 号

最近改正 平成 22 年 3 月 31 日規則第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市男女共同参画推進条例(平成 13 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(相談の申出)

第 2 条 条例第 10 条第 1 項の規定による申出をしようとする者は、相談申出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(調査の通知)

第 3 条 市長は、条例第 10 条第 3 項の規定による調査を行おうとする場合は、当該調査に係る関係者に対し、その旨を書面により通知するものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(委員)

第 4 条 条例第 12 条第 1 項の横浜市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者

- (2) 市民

- (3) 条例第 2 条第 3 号に規定する事業者
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民局において処理する。

(審議会の運営)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

(附則 略)

## 横浜市男女共同参画センター条例

制 定 昭和63年 3月31日 (条例第10号)

最近改正 平成23年12月22日 (条例第48号)

(設置)

第1条 男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、横浜市に男女共同参画センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第1条の2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
男女共同参画センター横浜	横浜市戸塚区
男女共同参画センター横浜南	横浜市南区
男女共同参画センター横浜北	横浜市青葉区

(事業)

第2条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 男女共同参画の推進についての資料及び情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 市民の文化的及び健康的な日常生活の確立並びに女性の自己開発のための講習会等の開催に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する相談に関すること。
- (4) 男女共同参画に関する調査研究及び広報に関

すること。

- (5) 前各号の事業のための施設及び設備の提供に関すること。
- (6) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第3条 前条に掲げる事業を行うため、センターに次の施設を置く。

(1) 男女共同参画センター横浜

ア 情報ライブラリ、相談室、子どもの部屋、交流ラウンジ及び健康サロン

イ ホール、セミナールーム、会議室、和室、音楽室、多目的スタジオ、生活工房及びフィットネスルーム

(2) 男女共同参画センター横浜南

ア 相談室、子どもの部屋及び交流ラウンジ

イ 研修室、会議室、和室、音楽室、生活工房及びトレーニング室

(3) 男女共同参画センター横浜北

ア 相談室、子どもの部屋及び交流ラウンジ

イ レクチャールーム、セミナールーム、会議室、音楽室、生活工房及び健康スタジオ

ウ 駐車場



(開館時間等)

第4条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第5条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) センターの施設及び附帯設備の利用の許可等に関すること。
- (2) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定める業務

- 2 指定管理者は、横浜市の男女共同参画に関する施策の方針を理解し、男女共同参画を推進するための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組に対する支援を行うものでなければならない。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると思えたものを指定管理者として指定する。
- 5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第14条第1項に規定する横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会(以下「選定評価委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

(指定管理者の指定等の公告)

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(管理の業務の評価)

第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、第5条第1項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用の許可)

第8条 第3条第1号イ、第2号イ及び第3号イに

掲げる施設及び附帯設備を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付けることができる。
- 3 指定管理者は、センターの施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。
  - (1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
  - (2) センターの設置の目的に反するとき。
  - (3) センターの管理上支障があるとき。
  - (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。
- 4 第1項の許可の手続について必要な事項は、規則で定める。

(利用料金)

第9条 前条第1項の規定により許可を受けた者又は男女共同参画センター横浜北において駐車場を利用する者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」(駐車場に係る利用料金を除く。))という。)を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金(駐車場に係る利用料金を除く。)は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。
- 4 駐車場に係る利用料金は、駐車場から自動車を出場するときに納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第11条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、第8条第1項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第8条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規

定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。

(3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(入館の制限)

第13条 指定管理者は、センターの入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他センターの管理上支障があるとき。

(横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会)

第14条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(附則 略) (別表 略)

## 横浜市男女共同参画センター条例施行規則

制 定 昭和63年6月横浜市規則第70号  
最近改正 平成24年3月横浜市規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市男女共同参画センター条例（昭和63年3月横浜市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 男女共同参画センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、男女共同参画センター横浜及び男女共同参画センター横浜北の日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日における開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(指定申請書の提出等)

第4条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第5条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該センターの管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(利用の許可の申請)

第5条 条例第7条第1項の規定によりセンターの施設及び附帯設備の利用の許可を受けようとする者（センターの施設を個人で利用する者を除く。）は、利用許可申請書（第2号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の利用許可申請書の受付は、ホール若しくはレクチャールーム（これらに附属する施設を含む。）又は大研修室（以下「ホール等」という。）にあつては利用しようとする日の属する月の6箇月前から、その他の施設にあつては利用しようとする日の属する月の3箇月前から行うものとする。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 ホール等とその他の施設を同時に利用する場合の利用許可申請は、ホール等の利用許可申請時に

一括して行うことができる。

(個人利用の許可)

第6条 センターの施設を個人で利用する場合の条例第7条第1項の規定による利用の許可は、個人利用券を交付することにより行うものとする。

(利用料金の後納)

第7条 条例第8条第3項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(利用料金の減免)

第8条 条例第9条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 本市が主催する条例第2条第1号から第4号までに掲げる事業に利用する場合 利用料金の全額
- (2) 本市が共催し、又は国若しくは他の地方公共団体が主催する条例第2条第1号から第4号までに掲げる事業に利用する場合 利用料金の5割相当額

(利用料金の返還)

第9条 条例第10条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない事由によりセンター又は附帯設備の利用ができなくなった場合 既納の利用料金の全額
- (2) ホール等の利用者が利用日の60日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の5割相当額

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

(附則 略)

## 横浜市附属機関委員への女性の参画推進要綱

制 定 平成24年3月28日市男女第776号(市民局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、男女が政策・方針決定過程に積極的に参画し、多様な意思が社会の政策・方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受

できるよう、横浜市の附属機関委員に関する目標、選任事務等について定め、横浜市附属機関委員への女性の参画を推進することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱において「附属機関」とは、横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱（平成9年11月25日総行第107号）第2条に規定する附属機関をいう。

(目標)

第3条 附属機関への女性の参画推進における、本市の目標は次に掲げるとおりとする。

(1) 市全体の目標

ア 女性委員のいない附属機関の数を0とすること。

イ 附属機関委員に占める女性の割合を50%とすること。

(2) 各附属機関の目標

ア 附属機関委員の男女いずれの割合も40%を下回らないこと。

イ 任期満了に伴う委員の一斉改選時において、アの目標を達成できないときは、改選前よりも女性委員を1人以上増やすこと。

(選任事務)

第4条 各区局長は、その所管に属する附属機関委員の選任事務に当たっては、前条第2号に掲げる目標が達成できるよう積極的な取組に努めるものとする。

2 市民局男女共同参画推進課（以下「男女共同参画推進課」という。）及び附属機関の委員の選任事務を行う課（以下「所管課」という。）は、次の各号に掲げる取組を行うものとする。

(1) 所管課は、第3号ア、イ及びウに掲げる場合を除き、附属機関の設置及び委員の任期満了等により委員の選任を行う際に、附属機関への女性委員参画推進事前協議書（第1号様式）により男女共同参画推進課に事前協議をするものとする。ただし、附属機関の設置時に使用する様式は、横浜市附属機関の設置及び運用に関する要綱運用マニュアルに定める第1号様式をもって代えることができる。

(2) 前号の事前協議を行う時期は、委員の選任を行う3か月前までに行うものとする。ただし、団体役員交代に伴う委員の任免等3か月前までに協議を行えない場合においても、できるだけ早期に協議を行うものとする。

(3) 所管課は、次に掲げる要件を満たしているときは、委員の選任後に、附属機関への女性委員参画推進報告書（第2号様式）により男女共同参画推進課に報告するものとする。

ア 前条第2号アの目標を達成しているとき。

イ 女性委員の割合が40%を下回っている附属機関の委員の一部を改選する場合において、新たに任命する委員の全てが女性委員であるとき。

ウ 3人の委員からなる附属機関で、目標を達成することが不可能な場合において、委員が男女両方から構成されているとき。

(4) 所管課は、委員選任時に前条第2号に掲げる目標を達成できない場合は、附属機関委員への女性参画推進事前協議書に、女性の参画推進に向けた具体的な取組を記載し、着実に推進するものとする。

(5) 男女共同参画推進課は、必要に応じて、団体推薦の対象としている関係団体に対し、女性委員の積極的参画について要請するものとする。

(6) 男女共同参画推進課は、附属機関委員にふさわしい女性の人材の把握を積極的に進め、所管課の求めに応じて人材情報の提供等の協力を行うものとする。

(7) 前6号に掲げるもののほか、男女共同参画推進課は附属機関委員への女性の参画推進に必要な情報の提供及び助言を行うものとし、所管課はこれらの情報の提供及び助言並びに別紙に掲げる具体的な取組例を参考に、女性の参画推進に努めるものとする。

(報告)

第5条 市民局長は、附属機関委員への女性の参画状況について男女共同参画推進会議に報告する。

2 男女共同参画推進会議は、前項の報告を踏まえ、第3条の目標の達成のために必要な対策について

検討するものとする。

(附属機関の男性委員の割合が40%を下回る場合の  
読替え)

第6条 附属機関の男性委員の割合が40%を下回る  
場合には、第3条第2号イ及び第4条第2項第3  
号イ中「女性委員」とあるのは「男性委員」と、  
第4条第2項第3号中「女性の」とあるのは「男  
性の」と読み替えるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施  
に必要な事項は、市民局長が定める。

(附則 略) (別表 略)

# 男女共同参画センター概要

横浜市では、男女共同参画センター3館を拠点施設として、横浜市の行動計画に沿った新しい時代のニーズに合った男女共同参画を進める事業を、NPOや企業・行政との協働・連携のもとに、全市的に展開しています。

## 事業概要

### 1 情報の提供

男女共同参画センターのライブラリで、図書、雑誌、視聴覚資料など、課題解決に役立つさまざまな情報を提供します。市内3館のセンターで所蔵している資料はどのセンターからでも借りられます。

- ◆3館ライブラリで資料貸出
- ◆おすすめ本フェアなど男女共同参画のテーマ別資料展示の地域展開、セット貸出
- ◆図書資料のインターネット予約・宅配サービス

### 2 調査研究・事業開発の実施

社会状況や市民ニーズに的確に応じた事業を企画・実施するために、男女共同参画に視座を据えた調査・研究を行います。また、新規事業を開発し、実施します。

### 3 広報啓発

ITや紙媒体を活用し、来館しにくい層へ向けても情報を発信します。また、企業や学校、行政機関での男女共同参画に関わる研修のニーズに応えます。

- ◆ホームページ・テーマ別サイトの運営、メールマガジンの発行
- ◆情報誌「フォーラム通信」「Fナビ」の発行
- ◆セクシュアルハラスメント、DV、女性と防災などの研修講師派遣
- ◆男女共同参画をテーマにした講演会・展示

### 4 相談事業

家族、生き方、健康、仕事などの問題について相談を受け、相談者自らが課題を整理・解決していくプロセスを支援します。また、DV相談支援センターとしての機能の一部を担います。

- ◆心とからだと生き方の総合相談～電話相談、面接・専門相談、自助グループ支援
- ◆横浜市DV相談支援センター
- ◆性別による差別等の相談
- ◆女性のしごと相談ステーション～キャリア・コンサルタントによる女性のための就職・転職相談、女性起業家のための起業準備相談、シングルマザーのための就労相談

### 5 講座・講演会等の実施

女性の経済的自立支援、男性の家事・育児支援など、男女共同参画の課題解決につながる講座・セミナーを開催します。

#### (1) 就業支援事業

- ◆シングルマザーの就職・転職術セミナー
- ◆若年無業女性のしごと準備+パソコン講座
- ◆若年無業女性の就労体験
- ◆女性起業家たまたご塾、女性のための起業準備

セミナー

- ◆再就職準備講座ルトラヴァイエ
- ◆女性のための再就職・転職応援フェア

#### (2) ワーク・ライフ・バランス事業

- ◆仕事と子育て応援セミナー
- ◆男性のための生活実践講座
- ◆男性の地域活動支援事業
- ◆男性の子育て応援講座

#### (3) 心とからだのセルフケア事業

- ◆女性の生涯にわたる健康づくり体操教室
- ◆女性のための健康課題別体操教室

#### (4) 女性への暴力防止と被害者支援事業

- ◆DV等女性への暴力に関する講演会
- ◆DVの被害を受けた母子のためのケア・プログラム
- ◆女性のための護身術
- ◆夫婦関係・離婚をめぐる法律講座

#### (5) 女性の自己表現支援事業

- ◆アサーティブネス体験講座
- ◆女性のためのアートワークショップ

#### (6) 暮らしの安心・安全事業

- ◆災害・防災と男女共同参画に関するシンポジウム
- ◆女性と防災イベント

### 6 協働連携事業

#### (1) NPO・市民グループとの協働事業

- (NPO・市民グループからの企画の公募)
- ◆市民企画講座・ワークショップ事業
- ◆啓発教材開発・調査研究助成事業
- ◆地域出前企画助成事業

#### (2) その他の協働事業

- ◆フォーラムまつり
- ◆女性のためのパソコン講座
- ◆一時保育

### 7 活動の場の提供

ホール、会議室、セミナールームなどを、市民グループ、事業者の自主的な活動の場として有料で提供します。また、打ち合わせ等に利用できるスペースもあります。

## 施設概要

### ➤ 男女共同参画センター横浜（フォーラム）

<http://www.women.city.yokohama.jp/find-from-c/c-yokohama/>

所在地 〒244-0816 戸塚区上倉田町 435-1  
 電話 045(862)5050  
 F A X 045(862)3101  
 開館 昭和63年9月  
 開館時間 9:00~21:00 日・祝は9:00~17:00  
 休館日 年末年始・毎月第4木曜日  
 施設概要

3階	会議室、フィットネスルーム、健康サロン
2階	セミナールーム、和室、音楽室、多目的スタジオ、生活工房
1階	ホール(380人)、会議室、情報ライブラリ、相談室、子どもの部屋、活動交流コーナー



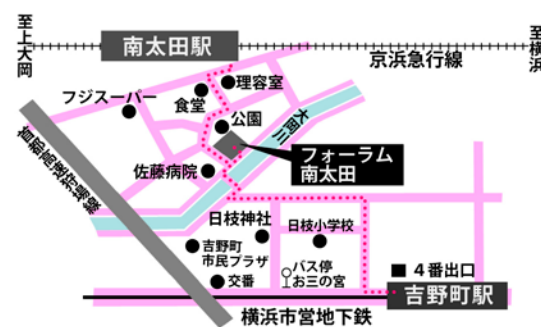
交通 JR・市営地下鉄「戸塚駅」徒歩5分

### ➤ 男女共同参画センター横浜南（フォーラム南太田）

<http://www.women.city.yokohama.jp/find-from-c/c-minami/>

所在地 〒232-0006 南区南太田 1-7-20  
 電話 045(714)5911  
 F A X 045(714)5912  
 開館 平成17年4月  
 開館時間 9:00~21:00  
 休館日 年末年始・毎月第3月曜日  
 施設概要

3階	大研修室(250人)、音楽室、トレーニング室
2階	研修室、会議室、和室、生活工房
1階	会議室、相談室、子どもの部屋、交流ラウンジ、資料室



交通 京急線「南太田駅」徒歩3分  
 市営地下鉄「吉野町駅」徒歩7分

### ➤ 男女共同参画センター横浜北（アートフォーラムあざみ野）※「横浜市民ギャラリーあざみ野」との複合施設

<http://www.women.city.yokohama.jp/find-from-c/c-kita/>

所在地 〒225-0012 青葉区あざみ野南 1-17-3  
 電話 045(910)5700  
 F A X 045(910)5755  
 開館 平成17年10月  
 開館時間 9:00~21:00 日・祝は9:00~17:00  
 休館日 年末年始・毎月第4月曜日  
 施設概要

3階	会議室、音楽室、生活工房、健康スタジオ
2階	セミナールーム、相談室
1階	レクチャールーム(194人)、子どもの部屋、交流ラウンジ



交通 東急田園都市線・市営地下鉄「あざみ野駅」徒歩5分

<参考>横浜市民ギャラリーあざみ野：展示室（1・2階）、アトリエ（3階）、アートプラザ（屋外）等



## 男女共同参画に関する国内外の動き

年	月	国際的動向・国の動き	月	横浜市の動き
1945(昭和20)	6月	国連憲章採択		
	12月	衆議院議員選挙法改正公布(婦人参政権)		
1946(昭和21)	4月	戦後第1回衆議院総選挙(初の婦人参政権行使)		
	6月	国連婦人の地位委員会設置		
1947(昭和22)	5月	日本国憲法施行		
	12月	民法改正(家制度廃止)		
1948(昭和23)	12月	国連第3回総会「世界人権宣言」採択		
1952(昭和27)			4月	横浜市婦人会館(西区)開館
1967(昭和42)	11月	国連第22回総会「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
1975(昭和50)	6月	国際婦人年 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択		
	9月	婦人問題企画推進本部発足 婦人問題企画推進本部会議設置		
1976(昭和51)	4月	国連婦人の十年(~1985年) 特定業種育児休業法施行(女子教育職員、看護婦、 保母)		
	6月	民法一部改正(離婚後の姓の選択自由)		
1977(昭和52)	1月	「国内行動計画」策定		
1978(昭和53)			9月	横浜市婦人会館(南区)移転開館
1979(昭和54)	12月	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		
1980(昭和55)	7月	国連婦人の十年中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」 「女子差別撤廃条約」に署名		
1981(昭和56)	1月	民法一部改正(配偶者の相続分2分の1に引上げ)	4月	横浜市婦人問題懇話会設置
	6月	ILO「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会 均等及び均等待遇に関する条約(第156号)」及び「同勸 告(第165号)」採択	5月	婦人問題調査等担当(企画調整局)設置
	9月	「女子差別撤廃条約」発効		
1983(昭和58)			4月	横浜市婦人問題懇話会提言
			6月	婦人行政推進室(市民局)設置
			12月	婦人行政推進会議(庁内調整組織)設置
1985(昭和60)	1月	国籍法及び戸籍法一部改正(父母両系主義の採用、配偶 者の帰化条件の男女同一化)	5月	「よこはま女性計画」策定 (計画期間:昭和60~64年度)
	6月	「女子差別撤廃条約」批准		
	7月	国連婦人の十年最終年世界会議(ナイロビ) 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロ ビ将来戦略」採択		
1986(昭和61)	4月	国民年金法一部改正(女性の年金権の確立) 男女雇用機会均等法施行		
1987(昭和62)	5月	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	10月	財団法人横浜市女性協会設立
1988(昭和63)			9月	横浜女性フォーラム(戸塚区)開館
1989(平成元)			11月	「第2次よこはま女性計画」策定 (計画期間:平成2~6年度)
1990(平成2)	5月	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ 将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結 論」採択	6月	女性計画推進室(市民局)設置 女性計画推進会議(庁内調整組織)設置
1991(平成3)	5月	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定		
1992(平成4)	4月	育児休業法施行	8月	横浜市男女平等社会推進協議会設置
1993(平成5)	6月	世界人権会議(ウィーン)「ウィーン宣言及び行動計画」採 択	6月	横浜市男女平等社会推進協議会提言
	12月	国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣 言」採択 パートタイム労働法施行	7月	フォーラムよこはま(西区)開館
1994(平成6)	6月	男女共同参画室(総理府)設置 男女共同参画審議会設置(政令)		
	7月	男女共同参画推進本部設置		
	9月	国際人口・開発会議(カイロ)「カイロ宣言」採択		
1995(平成7)	9月	第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採 択	1月	「ゆめはま男女共同参画プラン」(第3次よこはま女性計 画)策定(計画期間:平成6~10年度)
	10月	育児・介護休業法施行(介護休業の法制化)		
1996(平成8)	12月	「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997(平成9)	4月	男女共同参画審議会設置(法律)		
1998(平成10)			6月	横浜市男女平等社会推進協議会答申

## 男女共同参画に関する国内外の動き

年	月	国際的動向・国の動き	月	横浜市の動き
1999(平成11)	4月	男女雇用機会均等法の一部改正施行(女性に対する差別の禁止、ポジティブアクションの奨励、セクシュアル・ハラスメントの防止)	3月	「ゆめはま男女共同参画プラン」策定(計画期間:平成11~15年度)
	6月	男女共同参画社会基本法公布・施行	4月	男女共同参画推進室(市民局)設置 男女共同参画推進会議(庁内調整会議)設置
2000(平成12)	6月	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) 「成果文書」採択	7月	横浜市男女共同参画社会推進協議会設置
	11月	ストーカー行為等の規制等に関する法律施行		
	12月	「男女共同参画基本計画」策定		
2001(平成13)	1月	男女共同参画会議設置 男女共同参画局(内閣府)設置	1月	横浜市男女共同参画社会推進協議会答申
	6月	第1回男女共同参画週間	4月	横浜市男女共同参画推進条例制定・施行
	10月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行	6月	横浜市男女共同参画審議会設置
			7月	横浜市男女共同参画相談センター設置
2002(平成14)	4月	育児・介護休業法の一部改正施行(仕事と家庭の両立支援策の充実)	2月	横浜市男女共同参画審議会答申
			7月	「いきいき 未来」計画(横浜市男女共同参画行動計画)策定(計画期間:平成14~18年度)
2003(平成15)	4月	母子及び寡婦福祉法等の一部改正施行(母子家庭等の自立促進)	1月	横浜市男女共同参画審議会提言
	7月	次世代育成支援対策推進法施行	2月	横浜市男女共同参画審議会提言
	9月	少子化社会対策基本法施行		
2004(平成16)	12月	配偶者暴力防止法の一部改正施行(「配偶者からの暴力」の定義拡大、保護命令制度の拡充)		
2005(平成17)	2月	第49回国際婦人の地位委員会(「北京+10」世界閣僚級会合)	4月	横浜女性フォーラムを男女共同参画センター横浜に名称変更 横浜市婦人会館閉館。男女共同参画センター横浜南として開館
	4月	育児・介護休業法の一部改正施行(育児・介護休業取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設)	9月	財団法人横浜市女性協会が財団法人男女共同参画推進協会と名称変更
	7月	刑法等の一部改正施行(人身売買罪の新設)		
	12月	「男女共同参画基本計画」(第2次)策定	10月	フォーラムよこはま閉館。男女共同参画センター横浜北(青葉区)開館
2006(平成18)	4月	労働安全衛生法等の一部改正施行(労働時間の短縮促進に関する臨時措置法の一部改正等)	8月	横浜市男女共同参画審議会答申
2007(平成19)	4月	男女雇用機会均等法の一部改正施行(性別による差別禁止の範囲拡大)	3月	「よこはま男女共同参画行動計画」策定(計画期間:平成18~22年度)
2008(平成20)	1月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正施行(保護命令制度の拡充)		
	4月	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正施行(労働条件の書面による明示、通常の勤労者への転換の推進等) 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定		
2009(平成21)	7月	育児・介護休業法の一部改正公布(短時間勤務制度の義務化、所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充、公表制度及び過料の創設等)		
	8月	女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解公表		
2010(平成22)	6月	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」一部改正 「育児・介護休業法」改正施行	5月	横浜市男女共同参画審議会答申
	12月	「男女共同参画基本計画」(第3次)策定	9月	APEC 女性リーダーズネットワーク(WLN)会合関連イベント「キャリアを拓く 私らしく」開催
2011(平成23)			1月	「第3次横浜市男女共同参画行動計画」策定(計画期間:平成23~27年度)
	9月		9月	横浜市DV相談支援センター開設
2012(平成24)	3月			横浜市において、「APEC横浜フォーラム 女性とリーダーシップ」開催、林文字横浜市長参加
	6月			ロシア連邦サンクトペテルブルク市において、APEC 女性と経済フォーラム(WEF)開催、林文字横浜市長参加
2013(平成25)	9月			インドネシア・バリ島において、APEC 女性と経済フォーラム(WEF)開催、林文字横浜市長参加
	10月	ストーカー行為等の規制等に関する法律一部改正施行(国及び地方公共団体による、女性相談所その他適切な施設による支援等の努力義務化、当該支援等を図るための必要な体制整備・財政上の措置等の努力義務化)		
2014(平成26)	1月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正施行(適用範囲の拡大)		

# 相談窓口の御案内

相談は無料で、秘密は固く守られます。ひとりで悩まずに、ご相談ください。

## 性別による差別等の相談（男女共同参画センター横浜）

性別による差別などにより、人権が侵害された場合の相談を受け付けています。

TEL. 045-862-5063

9時～16時

※木曜・日曜・年末年始を除く。

＜申出要件＞①16歳以上の横浜市民、②被害発生  
地が横浜市内である、③被害発生から1年以内  
である等を満たすこと。

### 【相談・申出の流れ】

①電話による相談・問い合わせ

↓ 申出をする場合<sup>※</sup>

②相談申出（相談申出書の提出）

↓

③担当専門相談員との面談

↓

④複数の専門相談員による検討

↓

⑤関係者への調査、要請・指導

注：場合によっては申出を受付できないことがあります。

## 心とからだと生き方の電話相談センター（男女共同参画センター横浜）

女性に対する暴力、夫婦、親子、生き方、仕事など、日常生活で直面するさまざまな問題についての相談を受け付けています。

TEL. 045-871-8080

9時～16時

月曜・金曜は18時～20時も受付。但し、祝日は16時まで。）

※第4木曜・年末年始を除く。

## 配偶者等からの暴力の相談（横浜市DV相談支援センター）

配偶者、パートナー、恋人からの暴力に関する相談を受け付けています。

◇TEL. 045-671-4275

月曜～金曜 9時30分～12時、13時～16時30分

※祝日・年末年始を除く。

◇TEL. 045-865-2040

月曜～金曜 9時30分～20時

土曜・日曜・祝日 9時30分～16時

※第4木曜・年末年始を除く。

その他の相談窓口は、

<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/danjo/soudan/>

をご覧ください。

2016（平成 28）年版横浜市男女共同参画年次報告書

横浜市市民局男女共同参画推進課

平成 29 年 3 月発行

〒231-0017

横浜市中区港町 1 - 1

TEL 045-671-2035 FAX 045-663-3431

<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/danjo/>